

平成 16 年度先導的分野等情報化推進事業（債権の電子的取扱いに関する調査研究）

債権の電子的取扱いに関する調査研究事業 報告書

- 電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について -

平成 17 年 3 月

財団法人 南西地域産業活性化センター

《目次》

【概 要】

【本 論】

第 章	はじめに	1
1 .	本調査事業の背景 - 「電子債権法（仮称）」の提言	1
2 .	本調査事業の目的と位置付け	2
第 章	調査対象（沖縄における電子手形導入実証実験）について	10
1 .	沖縄における検討経緯	10
2 .	電子手形導入実証実験の概要	11
3 .	電子手形サービスとは	14
4 .	電子手形サービス業務概要	20
第 章	調査研究事業の取組概要	22
1 .	「債権の電子的取扱いに関する調査事業説明会」の実施	23
2 .	電子手形導入実証実験参加企業へのヒアリング調査の実施	25
3 .	沖縄県内の企業へのアンケート調査の実施	27
4 .	金融機関等実務担当者による研究会等の実施	28
第 章	ヒアリング及びアンケート調査結果の概要	31
1 .	調査対象企業の概要	31
2 .	手形の利用実態及び手形に関する課題	33
3 .	手形レス商品に対する期待	41
4 .	売掛債権を活用した資金調達に向けて	49
5 .	ヒアリング調査及びアンケート調査のまとめ	52

第 章 債権の電子的取扱いに係る論点と今後の方向性	53
1. 手形との比較による電子債権への希望	54
2. 電子債権のファイナンスへの活用上の論点	80
3. 管理機関の信頼性やセキュリティの確保等	97
4. 金融機関の既存決済システムとの親和性	114
5. その他	120

第 章 終わりに	128
----------	-----

【参考資料篇】

1. アンケート調査票	131
2. 電子債権委員会・研究会等委員名簿	140

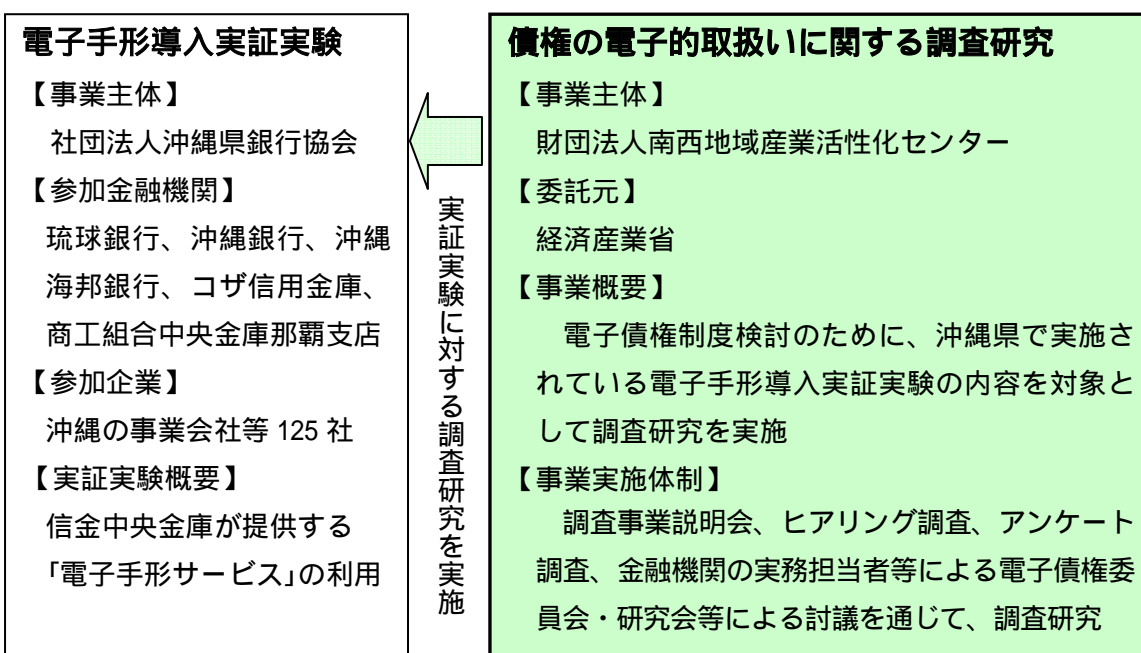
【概 要】

債権の電子的取扱いに関する調査研究事業報告書【概要】

- 電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について -

1. 調査研究の趣旨

現在、経済産業省が提言し検討が進んでいる、売掛金や手形の課題を解決する新たな債権概念である「電子債権」の制度を構築するに当たっては、中小・中堅企業や金融機関のニーズを把握することが重要である。この折り、手形類似の権利を電子的に発生・譲渡させる新しい金融サービス（信金中央金庫の「電子手形サービス」）が沖縄県内で電子手形導入実証実験として取り組まれることから、電子債権の在り方を考えるに当たり、この実証実験に注目し、その利用者や金融機関からヒアリングすることなどを通じて、電子債権のニーズや望まれる在り方について調査研究を実施した。



2．電子手形導入実証実験の概要

本実証実験は、地域の主要な金融機関が業態の枠を超え、銀行協会が主体となって参加するとともに、経済産業省、沖縄県商工労働部情報産業振興課、日本銀行那覇支店などの幅広い協力のもと、地域の事業会社も参加して、実体経済において、新しい金融サービスを実証実験するといった画期的な取組である。

実証実験期間：平成16年12月1日～平成17年3月31日

利用実績：125社の事業会社が参加し、実際に約束手形の代わりに「電子手形」を利用するなどした。振出511件、振出総額約6億5千万円、電子手形の分割46件、割引12件、譲渡7件。

3．調査研究事業の取組概要

調査研究の実施に当たっては、次の4つの事業を展開した。

- (1) 「債権の電子的取扱いに関する調査事業説明会」の実施
- (2) 「電子手形導入実証実験」参加企業125社を対象としたヒアリング
- (3) 沖縄県内企業を対象としたアンケート調査（636社から回答）
- (4) 金融機関の実務担当者等をメンバーとした電子債権委員会・研究会等を通じた電子債権制度に関する検討の実施

4．調査研究のポイント

(1) 手形の利用実態及び手形に関する課題

手形については、経済活動のIT化が急速に進展する中において、「紙」であることによる事務負担やコストの大きさから、利用は減少傾向にある（アンケート及びヒアリングによれば、6割近い企業が印紙税の問題を指摘したほか、紛失・盗難リスクや地理的・時間的制約の存在に関する課題についても多くの企業が指摘した。）。

他方、その法的安定性の高さやこれまで幅広く利用されてきたという実績から、手形を利用していると回答した企業のうち、回し手形として手形を裏書譲渡する企業が35%、早期資金化のために手形割引をする企業が半数以上にのぼるなど、依然として企業間信用における重要な位置付けを占めているとともに、ファイナンスや支払の手段として有用であると認識されていることも確認できたもので、手形の機能を残しつつも、「紙」であることの障害を解決するような施策の実現が望まれていることが明確となった。

(2) 手形レス商品の限界と電子債権法制への期待

手形の問題を解消するために開発された手形レス商品については、その方向性について一定の評価を得ているものの、指名債権であることにより発生する課題もあり、完全には手形の代替手段として認識されておらず、今後は電子債権法制の整備により、電子債権を活用した手形の機能を完全に代替するようなサービスの実現が望まれている。

今回の調査対象であった電子手形サービスについて、参加企業へ利用した感想についてヒアリングした結果、電子手形サービスを今後も利用したいとした企業が約56%(うち条件付きで利用したいとした企業が約46%)と、利用したくないとする企業(約16%)よりも約40ポイント多かった(その他は無回答)。ただし、条件付きで利用したいとした企業の大半が、電子手形サービスについて一定の普及が見込まれて利用対象が広がることが利用継続の条件との意見を述べている。さらに、実際に電子手形サービスを利用した企業に対して、今後の電子手形の普及予測を調査したところ、「大半の企業が利用する」や「かなりの企業が利用する」といった回答が約58%を占めており、「それほど利用されないと思う」の約21%を大きく上回る結果となった。

電子債権制度を創設し、安定的に手形機能を代替する電子的な金融サービスが提供されることについて、事業会社のニーズが極めて高いことが明確となった。

【参考】電子手形導入実証実験参加企業の利用後のコメント（抜粋）

- ✓ 手形を多く扱う業界では、電子手形を使うことで手形を紛失するリスクがなくなるし、集金時間や印紙税コストの軽減などのメリットがあることから、利用が進むのではないかと。
- ✓ 電子手形の分割機能は手形にはない利便性の高い機能であり、必要な金額だけの早期現金化や割引料の削減につながられるので、資金繰り上、有効なサービスとなる。
- ✓ 金融機関の店舗に行かなくても資金化できるなど借入事務の効率化が図れる点で、ファイナンスでも効率的なサービスである。

（３）売掛債権を活用した資金調達の活性化に向けて

既存の売掛債権を活用したファイナンスについては、手形割引に比べて事務手続が繁雑である（約 28%）、風評が発生するリスクがある（約 10%）など、活用にあたって解決すべき課題があることから、手形の機能を電子的に代替するような電子債権を創設し、手形割引に相当するような電子債権の割引を一般的なものとして普及させることが、売掛債権を活用したファイナンスの拡大にも資するとの期待も確認できた。

（４）論点と今後の方向性

ヒアリングやアンケート、さらに金融機関の実務担当者等による電子債権委員会・研究会等による討議を通じて、電子的手段によって手形機能を完全に代替させるにあたっての今後の普及課題等についても、整理・検討を実施した。

整理・検討にあたっては、手形や電子手形サービスが実現している機能を参考として、電子債権の望ましい在り方を考える場合の論点、電子債権をファイナンスに活用するにあたっての論点、管理機関やデータの信頼性及びセキュリティを巡る論点、金融機関の既存決済システムとの関係等に関する論点、税・会計などその他の論点の 5 つに分類して、事業会社や金融機関から指摘があった幅広い意見について提示している。

以上

【本 論】

第 章 はじめに

1. 本調査事業の背景 - 「電子債権法（仮称）」の提言

中小企業金融の円滑化を図る上で、不動産担保や保証に過度に依存した従来の融資慣行から脱却し、事業性を評価した融資慣行を確立することが求められている。

中小・中堅企業の資金調達手段を多様化し、リスクへの対応を多様化するためには、企業間の商取引によって継続的に発生する売掛債権をファイナンスに活用していくことが有効である。

しかし、売掛債権のうち、売掛金については、譲渡の対抗要件の具備が繁雑であること、二重譲渡されるリスクが存在すること、債権譲渡禁止特約が付されている商慣行があること等の商業手形にはない課題が存在し、資金調達への活用が困難となっている。他方、商業手形については、印紙税の負担や手形の保管・運搬コスト、紛失・盗難リスク等の課題が存在しており、紙であることによる負担が大きい状態にある。

以上の問題意識に立ち、売掛債権のファイナンスへの一層の活用促進のため、産業構造審議会産業金融部会「金融システム化に関する検討小委員会」では、「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」(平成 16 年 4 月 28 日)において、売掛金や手形の課題を解決する新たな権利概念「電子債権」を創設すべく、「電子債権法（仮称）」の制定が提言されている。

2. 本調査事業の目的と位置付け

新しく創設する「電子債権」の在り方を検討するに当たっては、債権を電子的に取り扱う金融サービスに着目し、売掛金や手形といった伝統的な企業間信用の課題は何か、それと比較して電子的な商品においてどのようなニーズがあるのか、逆に電子的な商品についての抵抗感の有無や克服すべき諸課題は何か、新しく法制によって対応すべき点は何かなどについて、金融機関や企業の直接の意見を把握し、検討・研究を加えることが極めて重要である。そして、その意見を参考にして、法律で定められる「電子債権」の性質を明確化し、中小・中堅企業を含む当事者が安心して利用できる環境を整備することが求められている。

折しも、インターネットを利用し、手形類似の権利を電子的に発生・譲渡させる新しいサービス（信金中央金庫の電子手形サービス）に対し、沖縄県内の複数の金融機関と相当数の企業が利用する「電子手形導入実証実験」が行われた。

そこで、債権の電子的な取扱いの一事例と考えられるこの新しい取組を対象に、経済産業省において予算事業により調査・研究することとなり、当財団（財団法人南西地域産業活性化センター）がその委託を受けて担当し、本報告書を取りまとめたものである。

調査実施に当たっては、参加金融機関における研究会の開催や利用者等を対象にしたインタビュー調査などを活用しており、それらの調査研究を通じて、債権の電子的な取扱いに対する企業や金融機関のニーズを把握することとした。そして、電子債権が保持すべき機能・性質について、参加金融機関や利用者の視点から検証を行うとともに、法的な環境整備を検討するに際しての考え方における一定の方向性を整理した。また、併せて、

電子債権法（仮称）が制定された場合、電子債権の利用促進に当たって検討が必要と思われる論点についても整理した¹。（本調査事業と前述の電子手形導入実証実験の関係については、【参考】「本調査事業と電子手形導入実証実験の関係について」参照。）

なお、本報告書では、電子債権に関する論点を整理するに当たって、経済産業省、法務省、金融庁、日本銀行の担当者が協議して、電子債権のイメージ（作業仮説）として平成16年10月に作成した資料「電子債権について」（【参考】「電子債権について」参照。）を、議論のたたき台としている。

¹ 経済産業省では、電子債権制度に対する産業界のニーズを幅広く調査すべく、本調査事業のほかに、経済産業政策局長の私的懇談会である「ファイナンス事業懇談会」の下に「電子債権を活用したビジネスモデル検討WG」を設置し、平成16年11月以降継続的に検討を続けているほか、多数の企業からのヒアリング調査やアンケート調査を通じて現行法制下における債権の活用にあたっての法的課題や実務的課題を幅広く把握するために、平成16年度先導的分野等情報化推進事業（売掛債権の電子的活用に係る実態及びニーズに関する調査研究・株式会社野村総合研究所委託事業）を行っている。

【参考】本調査事業と電子手形導入実証実験の関係について

本調査事業では、電子手形導入実証実験を主な調査対象としており、この2つの関係は以下のとおりである。

電子手形導入実証実験 (詳細は第 章を参照。)

【事業主体】 社団法人沖縄県銀行協会

平成 16 年 8 月に理事会決議をして本実証実験の取組を決定。

【参加金融機関】 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
商工組合中央金庫那覇支店

【参加企業】 沖縄県内の事業会社等 125 社

【実証実験概要】 信金中央金庫が提供する「電子手形サービス」につ
いて、参加企業が手形の代わりに利用する試行サー
ビス(サービス提供窓口：参加金融機関)



電子手形導入実証実験を主な対象として調査研究を実施

債権の電子的取扱いに関する調査研究 (詳細は第 章を参照。)

【事業主体】 財団法人南西地域産業活性化センター

【委託元】 経済産業省

【事業概要】 電子債権制度検討のために、沖縄県で実施されている電
子手形導入実証実験の内容を対象として調査研究を実施

【事業実施体制】 調査事業説明会、ヒアリング調査、アンケート調査、
金融機関の実務担当者等による電子債権委員会・研
究会等による討議を通じて、調査研究を実施

電子債権について

第 1 経緯

産業構造審議会（経済産業大臣諮問機関）産業金融部会の「金融システム化に関する検討小委員会（小委員長：前田庸学習院大学名誉教授）」が、債権の電子的な管理・譲渡等を行う電子債権について検討していたが、平成 16 年 4 月、報告書で「電子債権法（仮称）」の立法化に関する提言をとりまとめた。

現在、経済産業省、法務省、金融庁、財務省及び日本銀行の担当者間において実務的なヒアリングや意見交換を行うなど、電子債権に関するニーズ把握や情報共有等を図っている。

また、IT 戦略本部において決定された「e-Japan 重点計画-2004（平成 16 年 6 月 15 日）」では、「電子的な手段による債権譲渡を推進するための施策について、新たな法律の制定も視野に入れて検討し、2004 年中に結論を得る。検討の結果を受けて、2005 年までに制度の骨格を明らかにする。」こととされたところである。

第2 電子債権についての考え方（案）

電子債権法（仮称）の目指すところ

1 債権譲渡の電子化への取組みに対する法的な手助け

民間の既存のサービス（例えば、一括決済等の手形レス商品）との整合性を保ちつつ、さらに新たなビジネスモデルの展開にも資するようなものにする。既存のサービスで現行法上の不便はどのあたりにあるのかを検討し、そこを解決することで、法的安定性の向上と事務コストの削減に繋がるような法制度とする。

（1） 基本的ニーズ

- ・ 電子債権の譲渡については、確定日付を得なくとも、金融機関等の電子債権管理機関（仮称）において管理している電子債権原簿（仮称）を書き換えることによって対抗要件を備えることができるものとする。
- ・ 電子債権の譲渡については、電子債権原簿への記載だけを対抗要件具備の手段として、二重譲渡の可能性を排除する。

（2） 今後の議論によって検討すべきニーズ

- ・ 譲受人が抗弁を調査することなく取得できるようにすること（人的抗弁の切断）。
- ・ 譲渡人に対する遡求権を認めること。
- ・ 電子債権譲渡の整備に伴い、当事者の認証・存在確認を容易にすること。

（3） その他

- ・ すべての企業に使いやすいこと。
- ・ 産業金融の円滑化，債権の流動化，電子商取引等への活用がで

きること。

2 低イニシャルコスト・低ランニングコストの実現

(1) 低イニシャルコスト

基本的には、既存のシステムに大きな変更を加えることなく、法律構成を電子債権に変更すれば、電子債権のメリットを享受できるようにする。

また、電子債権の決済についても、既存の決済システム（為替等）を利用することを前提とし、電子債権法（仮称）によって新たな決済システムを構築しなくてもよいように配慮する。

(2) 低ランニングコスト

電子債権譲渡については、できるだけ電子的手段によって手続が全て完了するようにして、低ランニングコストを実現する。それにより、金融機関等が現在行っている電子化の取組みについて、一層のコスト削減が可能となるようにする。

3 既存の法制度と両立するオプションな制度とする。

- ・ 手形法や債権譲渡特例法の改正・廃止等を行わず、従来の実務を継続したい企業・金融機関等に配慮する。

* 手形債権の電子化や指名債権の電子化は行わない。

- ・ 電子債権制度を採用するかどうか、企業・金融機関等ごとに自由に決定することができるものとする。

電子債権の基本的な枠組み

1 電子債権の性質

権利の性質としては、金銭債権であり、かつ、権利の種類としては、指名債権とも、手形債権とも異なる種類として「電子債権」という新しい債権を創設する。

この電子債権は、売買、請負といった原因契約とは別個に、一定の電子的手段による当事者の意思表示によって発生し、電子的手段（電子債権原簿の書換等）によって譲渡される。

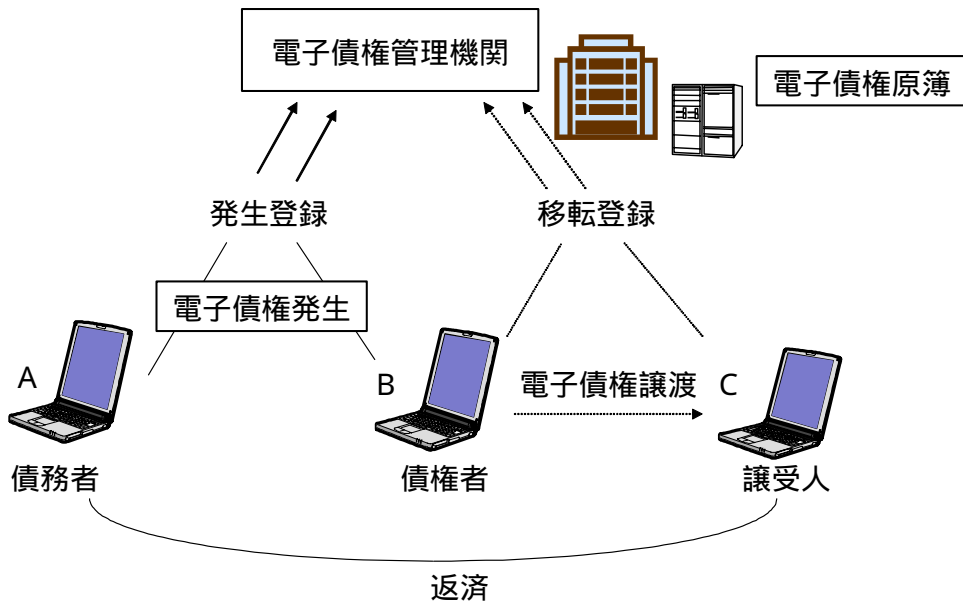
2 電子債権管理機関

低イニシャルコスト、低ランニングコストの観点からは、複数の電子債権管理機関（民間企業）が併存し、かつ、単層構造をとる制度とすることが望ましい。

3 電子署名との関係

電子債権の発生・移転等に、電子署名を要求するかどうかは、システム対応のコスト増大やユーザー側の対応能力等のデメリットと、電子署名を要求することで電子債権管理機関やユーザーが得られる法的リスクの低減・セキュリティー関連コストの削減等のメリットを、今後、比較検討して決することとする。

【電子債権のイメージ例】



以上

第 章 調査対象（沖縄における電子手形導入実証実験）について

1．沖縄における検討経緯

平成 14 年 4 月、「沖縄振興特別措置法」により「金融業務特別地区」制度が創設されたことから、金融特区への企業立地の促進のため、沖縄の地元金融機関等の研究会等が継続的に実施されていたが、そのテーマの一つであった「電子手形」について、平成 16 年 4 月「第 1 回電子手形検討会」を、同年 5 月「第 2 回電子手形検討会」が開催され（沖縄県、名護市、日本銀行那覇支店、社団法人沖縄県銀行協会、那覇商工会議所等参加）、信金中央金庫の「電子手形サービス」や経済産業省の提唱する「電子債権法制」について議論が行われ、その経緯の中、社団法人沖縄県銀行協会において「電子手形導入実証実験」の取組が決定されたものである。

2. 電子手形導入実証実験の概要

電子手形導入実証実験は、信金中央金庫が手形レス商品として提供する「電子手形サービス」(以下、信金中央金庫の電子手形サービスにおいて債権者が取得する権利を、単に「電子手形」という。)について、信金中央金庫と契約した沖縄県内の金融機関に申込みを行った企業が、企業間の電子的な支払手段や金融機関から電子的にファイナンスを受ける手段として、実際に手形の代わりに電子手形サービスを利用する試みである。

電子手形サービスは、一括決済方式²と同じく手形レス商品として開発されたものであるが、一括決済方式が原則として親事業者、下請事業者、金融主体の三者間での債権の流通にとどまっているのに対して、現行の手形と同じように多数の主体における転々流通をイメージしたものとなっている。

そのため、一括決済方式で課題と指摘されている取引金融機関の縮小の問題³などを解消するものとして、電子手形サービスはファイナンスの観点からも注目されているが、本実証実験では実証実験実施期間が4ヵ月間と短く、企業に対して短期間での実務処理対応を求めることになるため、信用力が一定程度以上であり、さらに一定以上のIT化が進んでいる企業を対象として実施されている。

² 一括決済方式とは、親事業者(支払企業)、下請事業者(納入業者)、金融機関の三者によって契約される、中小・中堅企業にとって期日前の資金調達を可能とする代金決済システムである。

³ 一括決済方式において、下請事業者が有する親事業者向け債権を資金化する場合、親事業者(債務者)の取引金融機関に対して資金化を求めることとなる。このため、下請事業者から見ると、一括決済方式の導入によって従来から手形割引等を依頼していた金融機関との取引を縮小せざるを得ず、結果として取引金融機関が限定され、将来の金融取引の発展可能性が阻害される懸念があるとの指摘がある。(金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 45頁参照。)

実証実験実施期間

平成 16 年 12 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

参加金融機関

沖縄県内に店舗を有する 5 金融機関（地方銀行 2 行、第二地方銀行 1 行、信用金庫 1 金庫、政府系金融機関 1 公庫）35 店舗が参加した。電子手形導入実証実験への参加については、平成 16 年 8 月に社団法人沖縄県銀行協会において決議されており、それに基づき同協会の社員銀行である琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行のほか、準社員銀行であるコザ信用金庫や商工組合中央金庫那覇支店が同実証実験に参加したものである。

参加企業

本実証実験には、沖縄県商工労働部情報産業振興課や日本銀行那覇支店の協力のもと、沖縄県内に事業所を有する 125 社が参加した。

参加企業は、その約半分が那覇市に所在しており、設立年は昭和 45 年 ~ 昭和 54 年(社歴 25 ~ 35 年程度)の間が最も多くなっている。また、主な業種としては、卸・小売業や製造業、建設業、サービス業、運輸業である。資本金は 1,000 万円以上 5,000 万円未満が約半数を占め、従業員は 50 人以上 100 人未満、年間売上高が 10 億円以上 50 億円未満の企業が多くなっている。

電子手形導入実証実験における利用状況（平成 17 年 3 月末現在⁴）

電子手形の振出 ⁵	511 件
電子手形の分割 ⁶	46 件
電子手形の譲渡 ⁷	7 件
電子手形の割引 ⁸	12 件

電子手形導入実証実験では、電子手形について、期間中に 511 件、計約 6 億 5 千万円もの支払（振出）に利用された。

しかしながら、本実証実験では、実証実験の最終期日である 3 月 31 日までに資金決済が終了する電子手形のみを利用可能としていたため、実証実験期間中に電子手形の譲渡や割引を行う機会が少なかったとの意見もあり、電子手形の譲渡や割引の利用実績は、それぞれ 7 件と 12 件にとどまる結果となった。

一方、分割の利用実績が 46 件と多かったのは、分割機能に対する関心が高く、試行的に分割を実施した企業が多かったためである⁹。

⁴ 信金中央金庫の電子手形サービスでは、システム上の関係で期日の 5 営業日前までに振出等について登録される必要があるため、本計数は 3 月末までの取引として、3 月 24 日までに確定している登録件数を記載している。

⁵ 「電子手形の振出」とは、「利用者が、他の利用者を受取人として、支払金額、支払期日などの支払情報を電子手形センターに通知することにより、利用者の指定した口座から支払金額が引き落とされ、受取人の指定する金融機関の口座に入金するサービス」のこと。

⁶ 「電子手形の分割」とは、「電子手形の受取人が、1 個の電子手形を 2 個以上に分割するサービス」のこと。

⁷ 「電子手形の譲渡」とは、「電子手形の受取人が、他の利用者譲受人として、電子手形センターに通知することにより、電子手形上の支払を受ける権利を譲渡するサービス」のこと。

⁸ 「電子手形の割引」とは、「電子手形の所持人が金融機関に電子手形を譲受することにより、支払期日以前に早期資金化するサービス」のこと。

⁹ 電子手形の分割については、例えば百数十万円の電子手形を百万円と数十万円の電子手形に分割の上で、百万円の電子手形のみ割引を行い早期資金化し、残りの数十万円を期日に現金化などといった活用事例も見られた。

3. 電子手形サービスとは

(1) 手形の電子化に関する検討経緯

手形は、企業間決済において広く一般に利用されており、全国銀行協会「平成 16 年版決済統計年報」によると、全国の手形交換所における平成 16 年中の手形交換枚数¹⁰は約 1 億 6 千万枚、手形交換金額にして 603 兆円にも上っている¹¹。

しかしながら、近年では、企業間の取引において E D I¹²を活用することが増加しており、電子データを活用した一括決済方式の導入促進や C M S（キャッシュ・マネジメント・システム）¹³によるグループ間決済の効率化など電子化やペーパーレス化¹⁴が進む中で、近時の 10 年間で手形交換金額が約 80%も減少するなど¹⁵、その取扱いは大きく減少している。

ただ、電子化・ペーパーレス化の動きは進展しているものの、手形レスのメリットについては、優良な大企業にとっては支払手形の削減とし

¹⁰ 手形交換枚数・手形交換金額は、当座小切手、自己宛・送金小切手、約束・為替手形等に関する手形交換の枚数・金額である。なお、行内交換分（本支店間、代理交換委託金融機関と同受託銀行間及び委託金融機関相互間における交換）は含まれていない。

¹¹ 沖縄県的那覇手形交換所における平成 16 年中の手形交換枚数は 57 万枚、手形交換金額は 8,684 億円となっている。

¹² E D I（Electronic Data Interchange：電子データ交換）とは、「異なる企業間で、商取引のためのデータを、通信回線を介して標準的な規約（可能な限り広く合意された各種規約）を用いて、コンピュータ（端末を含む）間で交換すること」と一般に定義されている。

¹³ C M S（キャッシュ・マネジメント・システム）とは、グループを形成する企業に対して、コンピュータや通信回線などの I T インフラを用いて資金の一元的な管理・運用を提供するサービスの総称であり、親会社や金融子会社に専用の口座を設けてグループ企業の余裕資金をいったん集約し、運転資金などが不足する企業に貸し出すものである。

¹⁴ 電子化・ペーパーレス化の動きは手形以外にも進んでおり、電子化することによってもたらされるコスト削減効果、事務の効率化といった利用者・管理者双方の意識の高まりから、近年、安全で効率的な証券決済制度の構築に向けて、電子 C P に代表されるように証券取引法上の有価証券についての電子化・ペーパーレス化が進められている。

¹⁵ 全国銀行協会「平成 16 年版決済統計年報」によると、平成 5 年中の手形交換金額は 3,262 兆円。また、平成 2 年中の手形交換金額 4,797 兆円と比較すると、平成 16 年中の手形交換金額は 9 割近い減少となる。

てメリットを完全に享受できるが、我が国の全企業の 99%を占める中小企業にとっては、手形レスのメリットを完全に享受することが困難な状況にある。

一方、金融機関の立場から見ても、手形という「現物」の取扱い及び管理の繁雑さに加え、手形交換所の統廃合¹⁶の影響により地域によっては手形交換所が都道府県に 1 つという地区も出てきており¹⁷、金融機関によっては手形交換に関するコスト¹⁸が増大傾向にあるとされている¹⁹。特に、金融機関の中には、手形交換所での交換決済のために毎日、複数人で新幹線に乗って手形交換所まで往復しているケースもあり、手形交換に関するコスト削減が大きな課題となっているとの指摘もされているところである。

このような中、全国銀行協会では、電子手形交換所を新たに設置し、金融機関に集まってきた手形・小切手について、M I C R データや券面のイメージデータを活用することによって電子的に処理するという構想（いわゆるチェック・トランケーション構想）の本格的導入が検討されたものの、法的構成の問題やシステム投資コスト等の問題から、平成 14 年 12 月に検討が凍結された経緯がある²⁰。

¹⁶ 手形交換所の統廃合は、近年、特に目立っており、平成 9 年と比較すると、平成 16 年においては手形交換所数は 39 も減少している。（【図表】手形交換所数の推移を参照。）

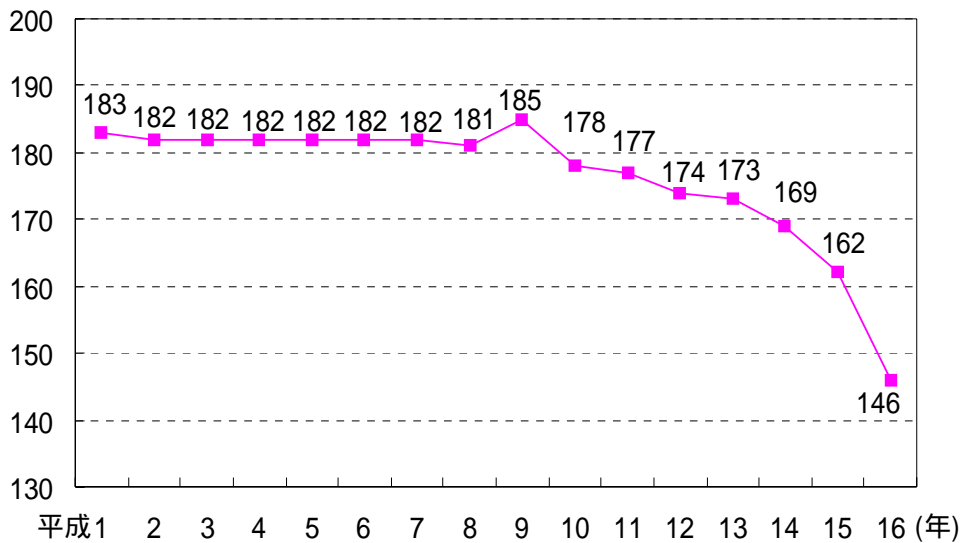
¹⁷ 法務大臣指定の手形交換所が都道府県に一つという地域は、平成 16 年末時点において、群馬県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、沖縄県の 1 都 2 府 19 県に及ぶ。

¹⁸ 手形交換実務は、M I C R 印字（手形や小切手の下部にコンピュータ処理のために磁気インクで印字された文字）の導入など、随時技術的な進展を遂げてきてはいるものの、手形等の「紙」をベースに行われており、手形の仕分け、運搬、点検等の事務負担は金融実務上で小さくないとされている。

¹⁹ 手形交換所の統廃合は、交換事務の合理化ニーズや交通事情の改善等を勘案して進められており、統廃合により事務の合理化メリットを受けている金融機関もあるとされている。

²⁰ チェック・トランケーションに関する検証内容については、金融法務研究会「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」（2002 年 10 月）に詳述されている。

【図表】手形交換所数の推移



(出典) 全国銀行協会「平成16年版 決済統計年報」

(2) 電子手形サービスの概要

このような手形業務に関する電子化の検討や手形レス商品に対する取組が進む中で、信金中央金庫が開発した「電子手形サービス」は、支払情報を電子化し、インターネットを通じて企業間信用を行うというスキームであり、現在のところ、同種のサービスはない。手形レスのメリットを信用金庫の取引先である中小企業にも提供することを目的として導入されたサービスである（電子手形は、あくまで手形の有する機能を電子的に代替することをイメージしたものであり、手形そのものを電子化したものではない。したがって、手形法上の手形ではなく、民法の指名債権であると理解されている。なお、電子手形サービスについては、過去に静岡県において数件の利用があったのみであり、本件の沖縄県電子手形導入実証実験がはじめての本格的な導入となっている。）

電子手形は、電子CPと同様に印紙税の課税対象外と考えられ、また、支払金額の大小に係らず一律の手数料で取引可能と組成されているこ

とから、中小企業にとっては、コスト削減効果が期待できることがメリットの一つに挙げられている。また、手形の現物管理が不要となり、現物の盗難リスクや紛失リスクもなく、手形発行・受取等に係る事務や取立のための期日管理²¹も軽減されるとして、中小企業の決済に関して、大幅な事務の効率化につながるものとして提案されている。

さらに、電子手形サービスの取引画面からは、電子手形に関する決済情報のほか、業種・資本金・取扱商品といった取引先企業に関する主な情報を確認できるよう設計されている。

金融機関にとっては、企業同様、手形の現物を取扱わないことから手形交換事務の大幅な効率化²²や、それに伴う余剰人員を新たな戦力として有効活用できることなどがメリットに挙げられており、アセットを使うことなく手数料収入が得られることから、「新たなフィービジネス」としての側面もある。

なお、電子手形サービスでは、電子データでのやり取りに当たっての信頼性を向上させるために、電子手形サービス利用者に対する本人確認等のための手段として、電子認証（電子認証については、【参考】電子認証のイメージ図を参照。）が活用されており、ICカード²³に秘密鍵²⁴を

²¹ 電子手形サービスにおいては、期日管理についても、一覧画面から「振出一覧」「受取一覧」で取引履歴を閲覧することが可能であり、電子手形がどういう状態にあるかという「現在のステータス」を企業はリアルタイムで確認することが可能となる。

²² 金融機関の場合、取引先企業のすべてが電子手形に移行しない限り、依然として紙の手形の現物管理が残存することになり、短期的には事務負担の増につながるのではないかとの指摘もあった。また、この点については企業も同様であり、取引先企業のすべてが電子手形での振出または受取を実施しない限りは、依然として紙ベースでの取引が残ることとなり、事務コスト削減効果に限度が生じるのではないかとの指摘がなされている。

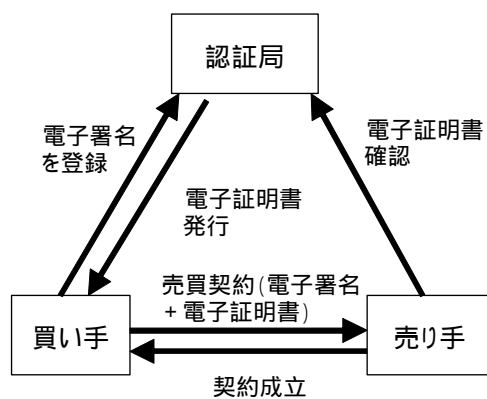
²³ ICカードとは、IC（Integrated Circuit：集積回路）チップを埋め込み、情報を記録できるようにしたキャッシュカード大のプラスチック製カードのこと。磁気カードに比べて記憶容量が大きいことやデータの暗号化も可能なため偽造にも強くセキュリティに優れていることなどが特徴とされている。

²⁴ 秘密鍵とは、公開鍵暗号方式で使用される一対の鍵の組のうち、一般に公開されない鍵

格納した上で、電子証明書²⁵が利用者に配布されている。各利用者は、ICカード・リーダー²⁶を自分のパソコンに接続し、これにICカードを挿入し、電子証明書を利用することになる。電子手形サービスにおいては、この電子証明書がないと電子情報を電子手形センターに通知できない仕組みとなっており、なりすまし、データの改ざん等の抑制を図っている。

【参考】電子認証イメージ図

電子認証とは、「電子署名」と「電子証明書」を用いて、現実の世界における印鑑と印鑑証明書を、電子の世界において実現する技術であるとされている。



- 電子証明書
 - 有効性が確認できた
正しい申請者から送られたものである
 - 有効性が確認できない
送信したのは正しい申請者ではない
- 電子署名
 - 有効性が確認できた
申請書は改ざんされていない
 - 有効性が確認できない
申請書は改ざんされている

(出典) 金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について -

のこと。秘密鍵をそのままインターネット上で流通させるのは危険なので、流通させる際は公開鍵暗号方式で秘密鍵を暗号化して送る方式が採られることが多い。

²⁵ 電子証明書とは、運転免許証、印鑑証明書などの身分証明書に相当するものであり、認定事業者から発行される本人確認のための証明書のこと。電子証明書には、所有者を証明する情報などが記載されており、改ざんを防ぐための署名が付与されている。

²⁶ ICカード・リーダーとは、ICカードのデータを読み取る機械のこと。

電子手形サービスでは、手形の機能を電子的に代替することを想定しており、電子手形サービスを利用することにより、決済のほか、回し手形や手形割引のような機能が実現できるとされている。また、電子手形は手形ではなく指名債権であることから、手形では実現できない権利の分割も実現できる仕組みとなっている。

なお、主な実現機能に関する具体的な電子手形の活用方法は、以下のとおりである。

支払のための活用

企業は、債務者が電子手形の支払情報²⁷を電子手形センターに通知し、受取人が同意の送信をすることにより、取引先企業に対して電子手形を発行することが可能であり、これにより手形の振出と類似の企業間での支払を電子的に実現することも可能となっている²⁸。

回し手形的な活用

電子手形を受け取った所持人は、電子手形センターに通知することにより、電子手形を譲渡することができることされており、この機能を活用することにより、電子手形サービスに参加する他の企業に電子手形を譲渡することで、いわゆる「回し手形」としての利用も可能となっている。

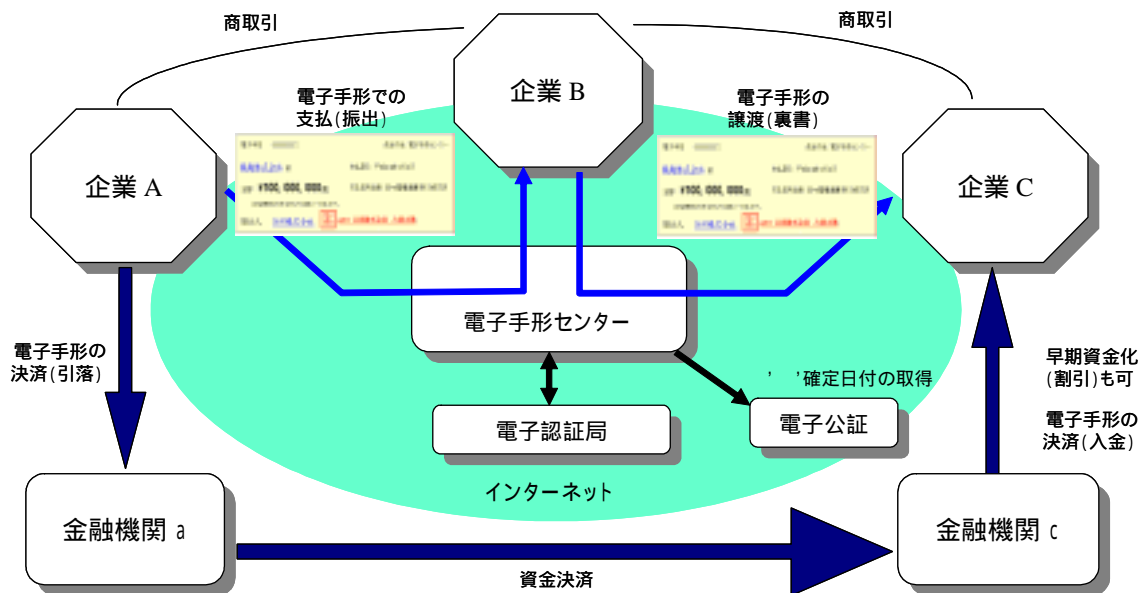
手形割引的な活用

電子手形を受け取った所持人は、電子手形サービスに参加する金融機関に対して電子手形を譲渡することで、電子手形を支払期日前に資金化（手形の割引に類似）することが可能となっている。

²⁷ 電子手形の発行に当たっては、支払金額、受取人（受取人参加番号）、支払期日、金融機関口座、発行原因となった取引情報のほか、保証付与の有無や裏書禁止の可否をチェックすることとなっている。

²⁸ 電子手形サービスについては、電子手形の振出時だけでなく、電子手形の譲渡時等においても譲受人の同意が必要なスキームとなっている。

4 . 電子手形サービス業務概要



電子手形サービスに参加する企業は、資金決済をインターネットで行うような感覚でサービスを利用することができる。

支払人が受取人に支払情報（支払金額、支払期日等）をインターネットで送信することにより、電子手形センターのサーバーに支払情報が登録されると同時に受取人に通知される。次に、受取人が電子手形サービスにログインした時、その通知が表示され、受取承諾を行った場合には、電子手形を受け取ることができる。

資金決済は、支払人及び受取人が申込みを行った電子手形サービス取扱金融機関にある当該企業の預金口座を通じて行う。

電子手形の所持人は、電子手形を他の企業や取引金融機関へ譲渡することが可能となっている。

1つの電子手形を複数の電子手形に分割し、必要な金額だけを他の企業へ譲渡したり、金融機関で割り引くことが可能となっている。

インターネット上で支払情報を安全に送受信し、支払情報等の権利情報を確実に登録するために、取引を行うユーザーの厳格な本人確認と、通信内容の親展性の確保及び改ざん防止の手段として、送信情報に電子署名法に基づく電子証明書を付すことで安全性を図っている。

第 章 調査研究事業の取組概要

「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業」とは、平成 16 年 12 月から沖縄県内で取り組まれている「電子手形導入実証実験」に注目し、このサービスを利用する企業（特に中小企業²⁹）を主な対象として、債権の電子的取扱いに関する実態やニーズを把握するための調査研究である。

調査研究の実施に当たっては、次の 4 つの事業を展開した。

- (1) 現在、経済産業省等が検討している電子債権制度に対する県内企業の理解促進や調査研究への協力要請を目的とした「債権の電子的取扱いに関する調査事業説明会」の実施
- (2) 「電子手形導入実証実験」参加企業 125 社を対象としたヒアリング調査の実施
- (3) 実態データの統計数値把握のための沖縄県内企業を対象としたアンケート調査の実施
- (4) 「電子手形導入実証実験」参加金融機関及び電子手形サービスの運営機関である信金中央金庫などの金融機関の実務担当者等をメンバーとした電子債権委員会・研究会等を通じた電子債権制度に関する検討の実施

なお、それぞれの内容については以下で詳述する。

²⁹ 中小企業基本法において「中小企業」とは、おおむね、資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 300 人以下の会社及び従業員 300 人以下の個人企業を指している。ただし、卸売業の場合は、資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下、小売業の場合は、資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下、サービス業の場合は、資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下のものとしている。

1. 「債権の電子的取扱いに関する調査事業説明会」の実施

本調査研究事業の実施に当たっては、まずは電子手形導入実証実験参加企業に対して、現在、経済産業省や法務省等で検討が進められている「電子債権制度」の概要や目指すべき方向性等について、より正確に理解してもらい、共通の問題意識の下で、電子債権制度に対するニーズや現状の売掛債権活用上の課題等に対する指摘を協力的かつ精力的に行ってもらうことが重要であるとの観点から、電子債権に関する調査事業や電子債権制度の概要についての説明会「債権の電子的取扱いに関する調査事業説明会」を、沖縄県内で実施した。本説明会の概要は以下のとおり。

【債権の電子的取扱いに関する調査事業説明会の概要】

開催日時

平成 16 年 11 月 25 日（木） 13:30～15:30（開場 13:00）

開催場所

沖縄県那覇市前島 3-25-1

かりゆしアーバンリゾート那覇 6 階 シェル・ホール

主な説明内容

a. 「電子債権の調査事業について」

経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐 大野祐輔

b. 「債権の電子的取扱いに関する調査研究について」

財団法人南西地域産業活性化センター調査第 1 部長 緑川義行

c. 「電子手形サービスの概要について」

信金中央金庫総合企画部 IT 戦略室長 高橋秀充

（注）説明者の役職は、平成 16 年 11 月 25 日現在。

本説明会には、沖縄県内の企業、経済団体及び金融機関が参加し、特に企業からは経営者のみならず、経理処理の担当者等も参加した結果、約 50 社、100 名程度の参加があった。

本説明会では、まず経済産業省において電子債権制度の検討を担当している経済産業政策局産業資金課課長補佐の大野祐輔氏より、電子債権及び本調査事業等の概要の説明があった。大野氏からは、電子債権制度を創設し、電子債権を手形の代替として活用することを通じて、企業財務の効率化、決済業務の迅速化等に資することが想定されるとともに、ひいては産業金融の円滑化・IT化の実現につながるとの経済産業省の想定する電子債権制度の方向性が示された。

続いて、当財団からはヒアリング調査の実施時期や調査項目の概要について説明するとともに、参加企業に対して積極的な協力を呼びかけた。

さらに説明会の最後に、電子手形サービスの運営機関である信金中央金庫総合企画部IT戦略室長高橋秀充氏より、電子手形サービスの概要についての説明とともに、日本公認会計士協会沖縄会や沖縄国税事務所で確認した会計処理や税の証明資料としての取扱いについての説明があった。

また、説明会の終了後には、信金中央金庫や電子手形サービスのシステムを開発した株式会社日立製作所の協力の下で、電子手形サービスの操作講習会も実施しており、説明会に参加した企業に、電子手形サービスのデモンストレーション画面にアクセスし、電子手形の発行や割引などを疑似体験してもらうことを通じて、電子的な債権の取扱いについての意識付けを図った。

以上の説明会を通じて、まず、事業の目的についての理解促進と、ヒアリング等の本調査事業に対する協力依頼を図った。

2 . 電子手形導入実証実験参加企業へのヒアリング調査の実施

債権の電子的取扱いのメリットや課題等を把握するためには、実際に電子的なやり取りをしている企業からヒアリングすることが効率的であることから、企業間信用取引や売掛債権を活用したファイナンスへの電子債権の利活用に関するメリットや課題、さらに企業のIT化への取組と電子債権との親和性などについて、電子手形導入実証実験に参加した全企業 125 社からヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査に当たっては、現状把握のみならず、電子債権制度に対するニーズなど、幅広く情報収集を行っている。ヒアリング調査の概要は以下のとおりである。

【ヒアリング調査の概要】

調査対象

電子手形導入実証実験参加企業 125 社の経営者及び財務・経理担当者

調査期間

平成 16 年 12 月～平成 17 年 3 月（4 カ月間）

調査手法

調査員による直接面談方式によりヒアリングを実施しており、ヒアリングに当たっては、債権の電子的取扱いに対して感じたメリット・デメリットや今後望まれる方向性に関する事項のみならず、企業間信用の現状、手形取引のメリット・デメリット、売掛債権を活用した資金調達の実態及びニーズ、企業における情報化・電子化への取組割合といった幅広い項目についてヒアリングをしている。

なお、ヒアリングに当たっては、ヒアリングシートを活用したほか、電子手形サービス導入前と導入後での感想の相違の有無や電子的手段

による抵抗感の変更の発生などについても把握するために、同一企業に対する複数回のヒアリングを実施している先もある。

調査結果

調査結果については、第 4 章「ヒアリング及びアンケート調査結果の概要」において詳述する。

3．沖縄県内の企業へのアンケート調査の実施

電子手形導入実証実験参加企業に対するヒアリングと合わせて、沖縄県内における傾向と統計的データ把握のために、沖縄県内の企業に対するアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は以下のとおり。

【アンケート調査の概要】

調査対象

沖縄県内の企業を対象。なお、ヒアリング先との重複回答を避けるために、アンケートの実施に当たっては、原則として電子手形導入実証実験の参加企業以外を対象として行った。また、特定業種に対して過度に集中しないように、沖縄県内の産業分類を勘案の上で、多種多様な業種に渡る1,000社を抽出し、アンケート調査票を発送した。

調査期間

平成17年1月～平成17年2月（2ヵ月間）

回収数・回収率

636社（63.6%）

アンケート標本の確保のため、アンケートの回収に当たっては訪問回収を実施し、回収率を高めた。

調査内容

アンケート調査については、ヒアリング調査に対する統計的補完を目的としているため、アンケート調査項目については、ヒアリング項目とほぼ同様の内容とした。（アンケート調査票は、参考資料篇を参照。）

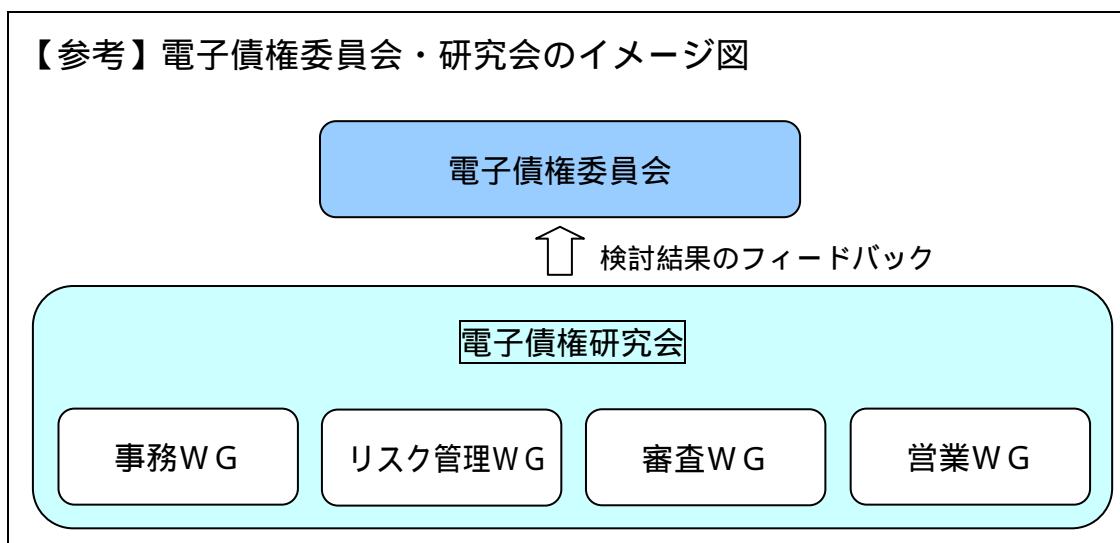
調査結果

調査結果については、第4章「ヒアリング及びアンケート調査結果の概要」において詳述する。

4．金融機関等実務担当者による研究会等の実施

本調査研究事業では、電子手形導入実証実験参加企業からのヒアリング調査等に加えて、沖縄県内の金融機関の実務担当者や経済団体の有識者等をメンバーとする委員会や研究会を設置して、検討を行った。本研究会等においては、電子手形サービスに関する検討を契機に、金融機関等から見た電子手形サービスのメリットや課題にとどまらず、さらに前広に電子債権制度に望まれる在り方等についての議論も行った。

検討のための組織については、それぞれの検討のステージに合わせて、複数の組織を設置しており、各組織において以下のような検討を実施した。



(1) 電子債権委員会

沖縄県内で本調査研究事業を円滑に進行するために、沖縄県内の主要な経済団体である沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県中小企業団体中央会にも参画してもらい、調査研究事業の進め方に関する意思統一の場、さらに、金融機関・事業会社のそれぞれの立場から望ましいと思われる電子債権制度の在り方を検討する場として「電子債

権委員会」を設置、平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月にかけて、計 2 回にわたって審議を行った。

(2) 電子債権研究会

電子手形導入実証実験に参加する金融機関及び信金中央金庫の実務担当者をメンバーとして「電子債権研究会」を設置し、電子手形サービスに関する検討を中心に、電子債権制度の在り方も含めて平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月にかけて、計 7 回にわたって審議を行った。

なお、本研究会の下部組織として、「事務ワーキング・グループ」(為替決済等の決済システムの在り方の検討や電子署名等の技術的側面の在り方の検討を実施するためのワーキング・グループ。計 5 回実施)、「リスク管理ワーキング・グループ」(リーガル面で望ましい電子債権制度の在り方を検討するためのワーキング・グループ。計 5 回実施)、「審査ワーキング・グループ」(電子債権の割引や電子債権を活用したファイナンスの在り方等を検討するためのワーキング・グループ。計 5 回実施)、「営業ワーキング・グループ」(企業への商品説明やその他企業財務の観点からの電子債権の在り方を検討するためのワーキング・グループ。計 12 回実施)の 4 つのワーキング・グループを設置し検討をしており、本研究会ではこれら各ワーキング・グループにおける検討のとりまとめも行った。

(3) その他

本調査研究事業では、上記のような委員会・研究会のほかに、電子手形サービス提供金融機関毎のワーキング・グループも開催しており、電子債権研究会や各ワーキング・グループにおける検討のような横串的な検討に加えて、取組主体毎の縦串での検討を実施した。

上記の電子債権委員会や電子債権研究会等における審議の内容については、第 章「債権の電子的取扱いに係る論点と今後の方向性」において詳述する。

なお、上記の電子債権委員会・研究会等の委員名簿については、参考資料篇を参照。

第 章 ヒアリング及びアンケート調査結果の概要

本章では、第 章 2 及び 3 で述べた電子手形導入実証実験参加企業へのヒアリング調査及び沖縄県内企業に対するアンケート調査を通じて得られた企業の意見を整理し、電子債権制度に対する企業のニーズ及び期待する方向性を整理している。

1 . 調査対象企業の概要

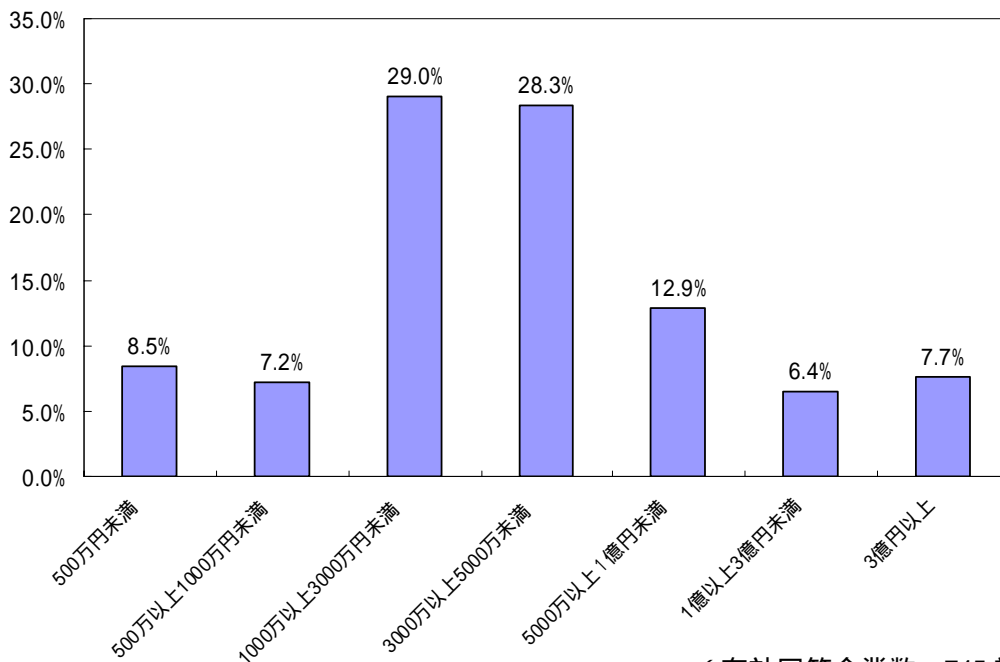
調査結果報告の前提として、今回の調査の対象とした企業 761 社（うち電子手形導入実証実験参加企業 125 社、アンケート回答企業 636 社）³⁰を分析すると、その業種構成を見ると製造業、建設業、卸・小売業、サービス業が中心となっているものの、多種多様な業種の企業から調査を実施しており、沖縄県内における産業構成をある程度反映されているものと思われる。

また、企業の資本金別及び従業員別構成を見ると、資本金 3 億円未満や従業員数 300 人未満の企業が約 92% 及び約 97% とそれぞれ大半を占めており、本調査研究事業では、主に中小企業の視点を中心に電子債権制度の在り方等を検討している³¹。（【図表】調査対象企業の資本金別構成比、調査対象企業の従業員数別構成比を参照。）

³⁰ 沖縄県が公表している「平成 13 年事業所・企業統計」によると、沖縄県内の全産業の総事業所数は 70,578 事業所となっており、本件調査対象企業は全事業所の約 1% を占めている。

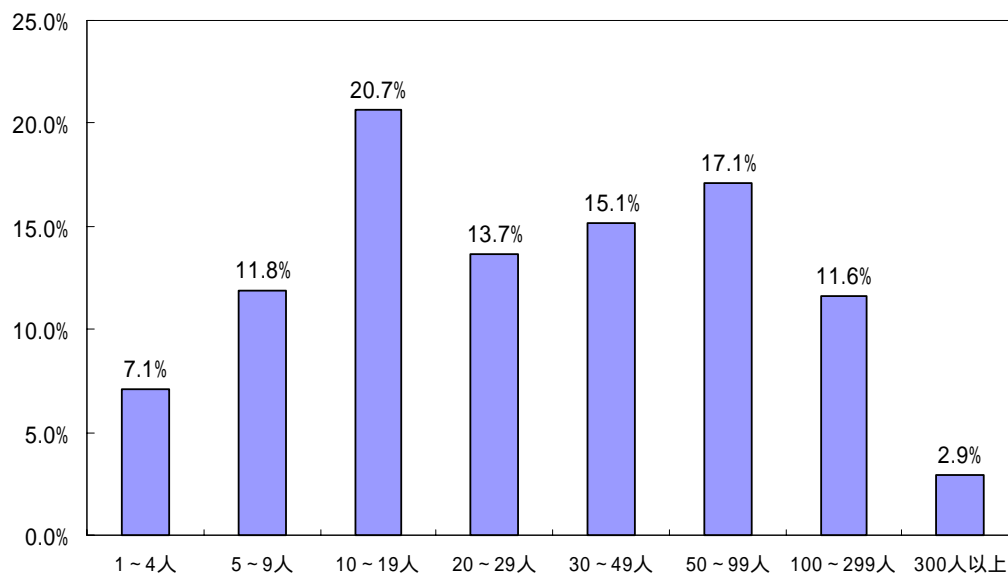
³¹ 経済産業省が電子債権制度の研究のために、本調査研究事業とは別に実施している「平成 16 年度先導的分野等情報化推進事業（売掛債権の電子的活用に係る実態及びニーズに関する調査研究）」（委託先：株式会社野村総合研究所）では、大都市圏に所在する企業に対するヒアリングを実施しており、対象企業に占める大企業や中堅企業の割合は、本調査研究事業と比較して、高くなっている。

【図表】 調査対象企業の資本金別構成比



(有効回答企業数：745社)

【図表】 調査対象企業の従業員数別構成比

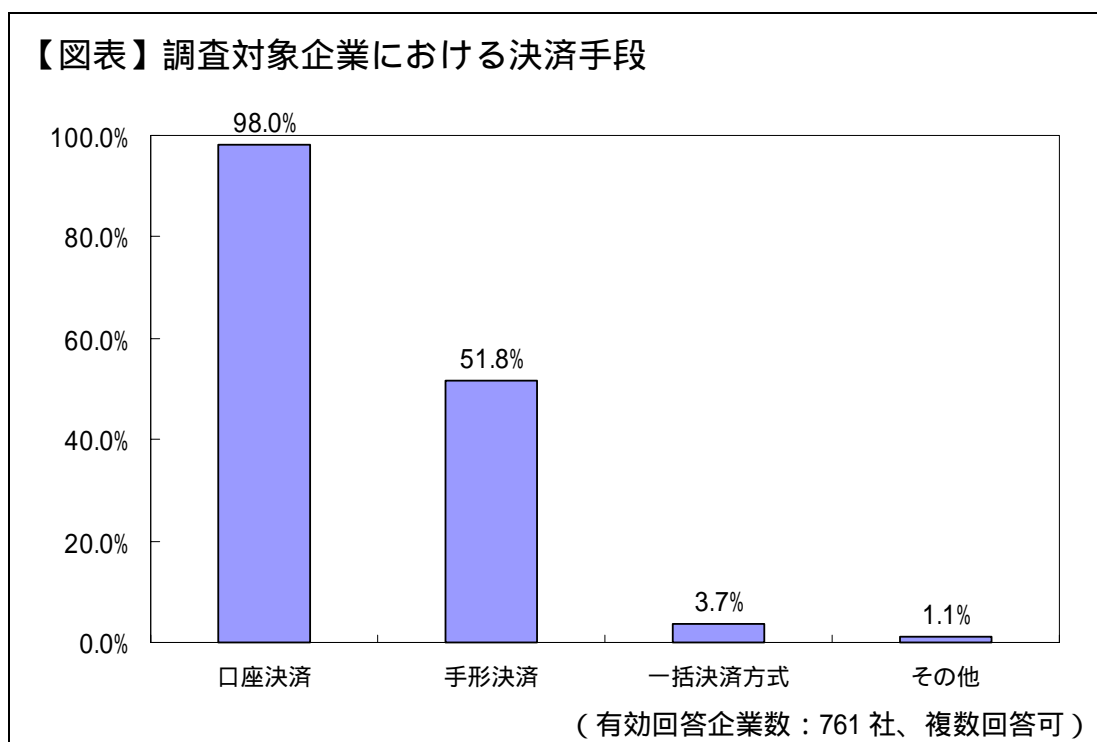


(有効回答企業数：760社)

2. 手形の利用実態及び手形に関する課題

(1) 企業間信用の重要なツールとしての手形

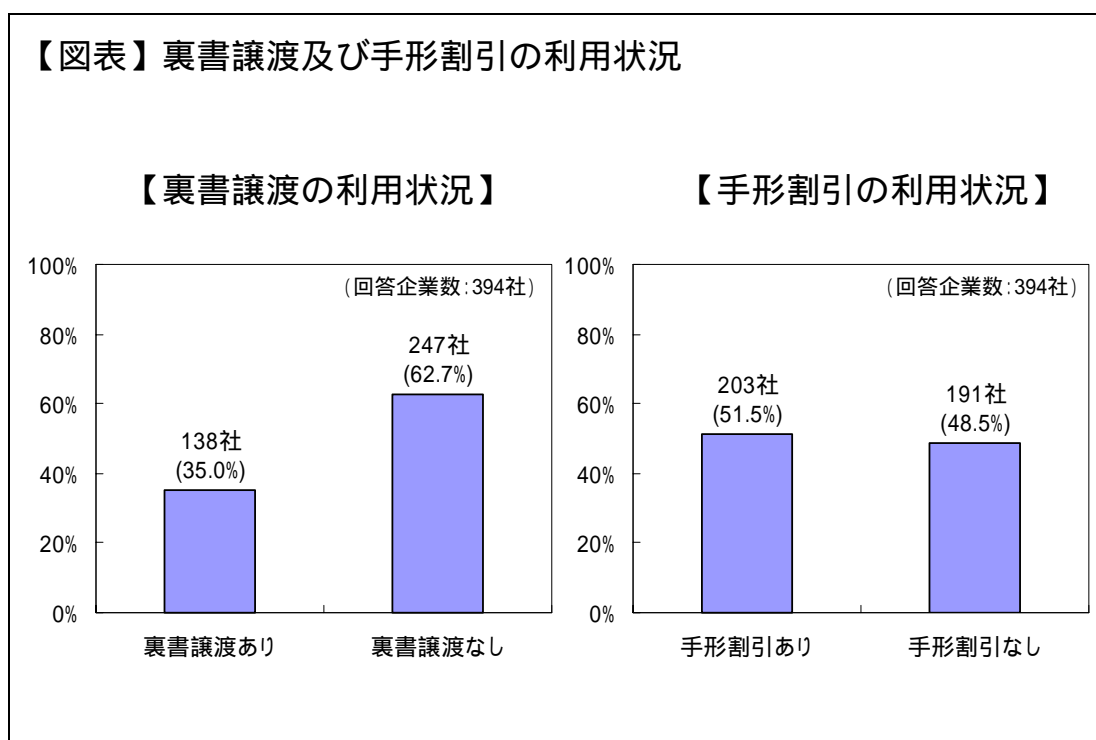
今回の調査対象企業で見た場合には、決済手段として商業手形を利用しているとした企業は、調査対象企業 761 社のうちの半数を超える 394 社 (51.8%) にのぼっており³²、依然として手形は企業の決済手段の重要なツールのひとつとなっていることが分かる。(【図表】調査対象企業における決済手段を参照。)



また、ヒアリング調査及びアンケート調査の結果によると、手形については、受け取って資金化のための取立に回すだけではなく、自社の取

³² 決済手段としての手形利用については、支払時・受取時のどちらか片方のみ利用している企業も含んでいる。なお、調査結果では、支払時・受取時の両方で手形を利用しているという企業の割合が、手形利用企業の中で 42.6%と最も大きい割合を占めていた。

引先企業への支払のために回し手形として裏書譲渡する企業の割合が35%にのぼるほか、早期資金化の手段として金融機関等への手形割引³³に利用する企業も半数以上となっており、企業間信用等に幅広く利用されていることが分かった。（【図表】裏書譲渡及び手形割引の利用状況を参照。）

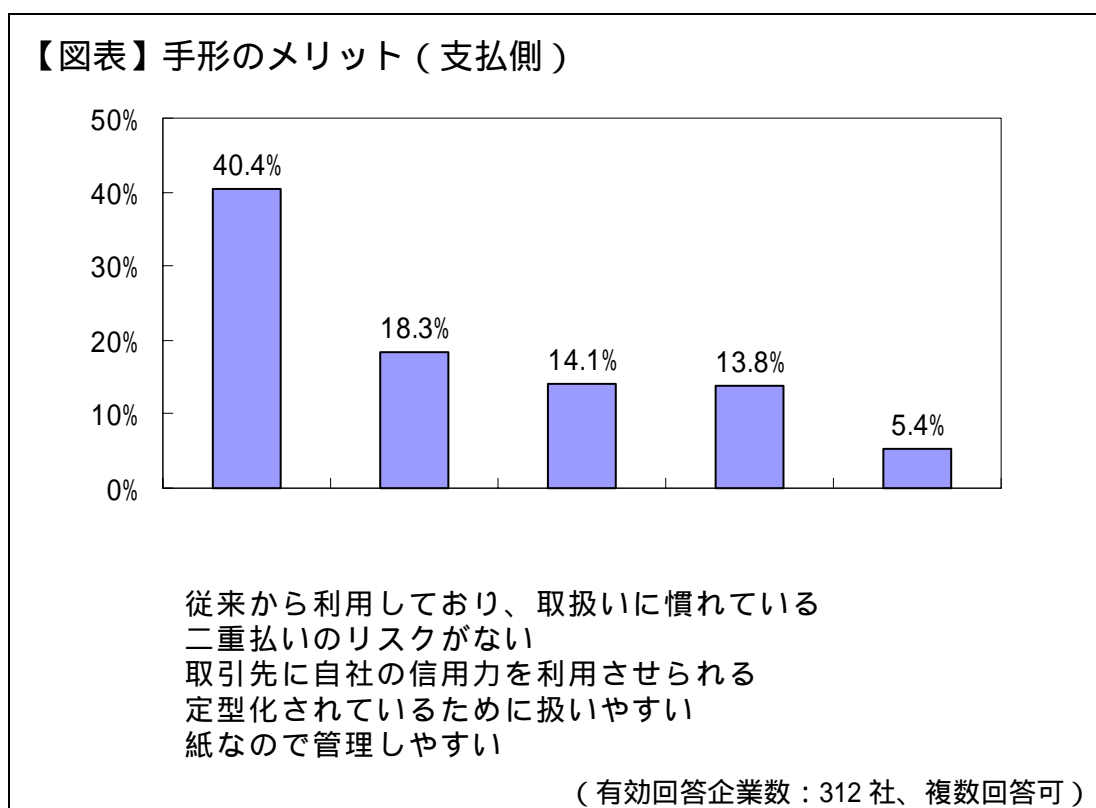


このように手形が幅広く利用されている背景としては、支払側（債務者サイド）にとっては、支払時の資金繰りに余裕ができるといった本質的な手形の機能に加えて、取扱いに慣れている、定型化されているといった利用に当たっての標準化がなされていることに対する評価や、二重払いのリスクがないといった法的な側面におけるメリットがあるから

³³ ヒアリング及びアンケートによると、手形割引に関する課題として、金融機関に手形を持ち込むのが手間であるといった意見や金融機関における審査の時間などが挙げられている。

であると解される。

なお、アンケート調査によると、手形が紙なので管理しやすいといった意見もあったが、全体の5%程度にとどまっており、紙であることの必然性や利便性については、比較的低いのではないだろうか。（【図表】手形のメリット（支払側）を参照。）



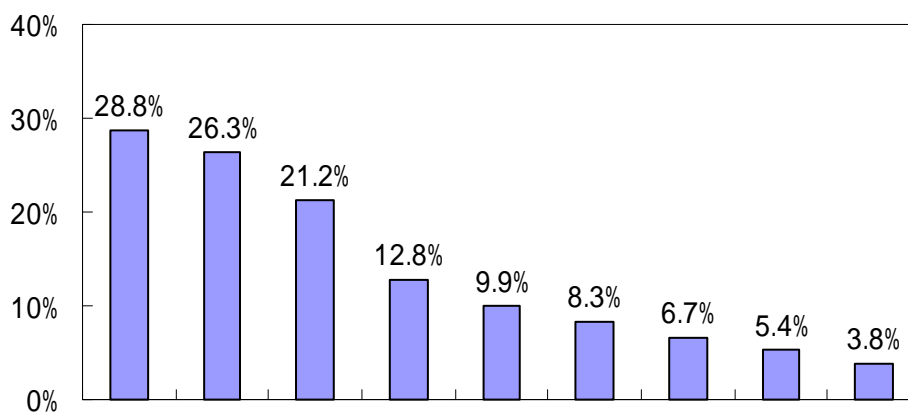
また、手形のメリットについて、受取側（債権者サイド）からの意見を見ると、債務者側同様に、取扱いに慣れている（約29%）といった意見が最も多かったが、それに続いて、手形割引による早期資金化の実現（約26%）や回し手形による企業間決済の実現（約21%）について評価する声も多く、ファイナンスや決済における手形の基本的機能に対するニーズが強いことが判明した。

なお、そのほかにも権利関係が明確であること（約13%）、裏書人に

に対する遡求が可能であること（約 10%）など、手形特有の機能をメリットとして指摘する例も目立った。

一方で、手形が紙なので管理しやすいといった意見については、債務者側同様に、全体の 5% 程度の水準にとどまっており、債権者から見ても紙であることの必然性や利便性については、比較的低いのではないだろうか。（【図表】手形のメリット（受取側）を参照。）

【図表】手形のメリット（受取側）



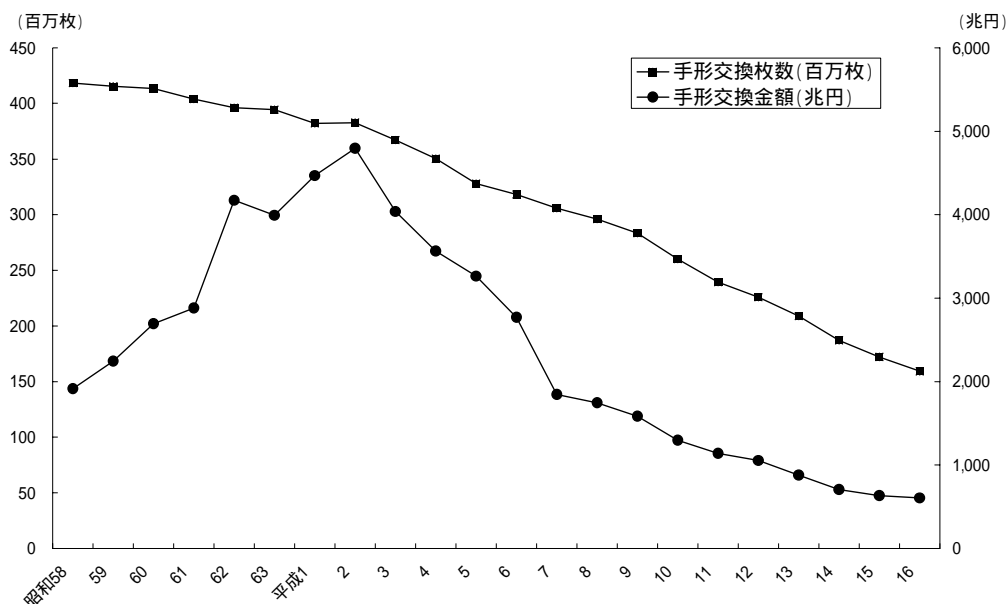
従来から利用しており、取扱いに慣れている
割引などにより比較的簡単に資金調達できる
裏書きして別の支払に利用できる
権利関係が明確である
裏書人に対して遡求が可能
支払先に依頼して分割で受け取ることが可能
優良企業の手形を所有することで、自社の信用力向上が可能
紙なので管理が簡便
簡易な訴訟で金銭を請求できる

（有効回答企業数：312社、複数回答可）

(2) 手形利用上の課題

このように手形は企業間信用において重要な位置付けにあるとされているものの、近年では全国の手形交換枚数や手形交換金額が減少傾向にあり（【図表】手形交換枚数及び金額の推移を参照。）さらに本調査研究事業において、沖縄の企業に対して手形の取扱量の増減について調査したところでは、当該企業群においても手形離れがうかがわれる³⁴。

【図表】手形交換枚数及び金額の推移



（出典）全国銀行協会「平成16年版 決済統計年報」

（注）手形交換枚数・手形交換金額は、当座小切手、自己宛・送金小切手、約束・為替手形等に関する手形交換の枚数・金額である。なお、行内交換分（本支店間、代理交換委託金融機関と同受託銀行間及び委託金融機関相互間における交換）は含まれていない。

³⁴ 手形取引の取扱量の変化に関する調査結果では、手形の取扱いが年々増加しているという回答企業の割合が11.2%にとどまったのに対し、手形の取扱いが年々減少しているという回答した企業の割合は16.4%にのぼった。なお、その他の回答はあまり変動はない（72.5%）となっている。

手形の減少については、前述のような電子データを活用した手形レス商品である一括決済方式の導入促進やC M Sによるグループ間決済の効率化など、電子化やペーパーレス化が進んでいることが一般に要因として挙げられているが、その減少の根底にあるのは、次に挙げるような手形の抱える本質的な課題やデメリットによるものではないか³⁵。（【図表】手形の課題（支払側）、手形の課題（受取側）を参照。）

本調査研究事業で実施したアンケート結果によると、支払側（債務者サイド）から見た手形の課題としては、印紙税の問題が最も大きく、6割近い企業が手形の課題として指摘している³⁶。

手形については善意取得制度³⁷など譲受人保護のための制度が整備されていることから、かえって手形の紛失・盗難リスクに対する懸念が大きく、アンケート調査結果では、債務者サイド・債権者サイドともに3社に1社程度の割合で手形の紛失・盗難リスクに対する危機感を抱いているとの結果が出ている³⁸。

³⁵ 手形レス商品、電子的なグループ間決済の取扱いの増加や手形の課題やデメリットの存在以外にも、企業倒産の増加による信用リスク管理の観点から取引を現金決済にシフトしている企業が増加していること、手形を振り出すと倒産を回避できなくなるため経営方針として現金決済に切り替えている企業があること（ただし、このような場合に支払サイトが必ずしも短縮化しておらず、かえって債権者は資金繰りが困難になるとの指摘もある。）手形の取立等に関する金融機関への支払手数料を削減するために手形発行をとりやめている企業があることなども、手形が減少する要因となっていると言われている。

³⁶ 印紙税負担の観点からは、約束手形の場合には振出人である債務者が印紙税を負担しなければならないため、債務者の印紙税削減のために、あえて債務者を支払人、債権者を受取人とした為替手形を債権者に振り出させるケースもあると言われており、また、商業手形ではないが、金融機関から手形借入を行う場合などに、一覧払の手形（印紙税額：1通につき200円）を用いて、印紙税を削減するケースもあると言われている。

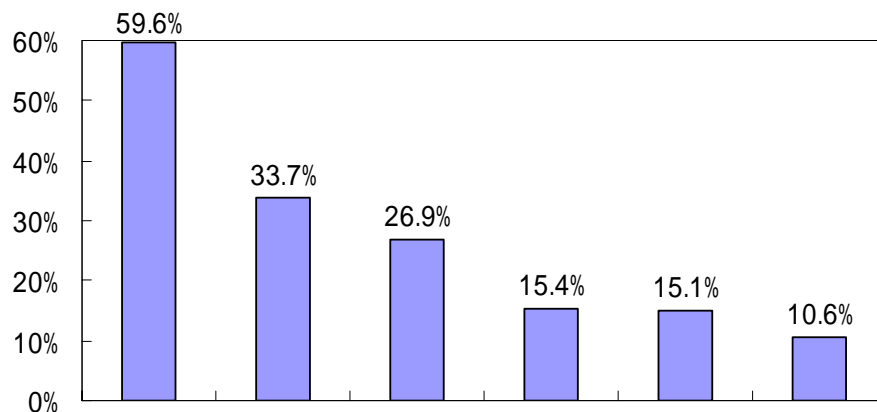
³⁷ 民法の一般原則によれば、無権利者は権利を譲渡することができないから、その者からの譲受人は権利を取得できないはずであるが、手形については取引の安全性や流通の円滑化を図るために、善意で取得した者を保護する善意取得制度が定められている。

³⁸ 手形の紛失・盗難リスクに関連して、手形の受取側（債権者サイド）からは、手形を紛失した場合の公示催告手続が繁雑であるとの指摘や、手形を紛失することにより取引先にも大きな迷惑をかけることになり、取引悪化につながるおそれがあるといったことも手形の課題であると言われている。

手形については「紙」で存在することにより、発行事務負担や管理事務負担が大きい、郵送などの運搬コストがかかる、遠隔地の取引先の場合に手形の授受に日数がかかるといった課題も発生するとされており、それに加えて手形は券面に記載された金額を分けることができないため、指名債権では実現可能な分割・一部譲渡といった機能が実現できなくなっているとの問題点も指摘されている。

その他、ヒアリングの結果では、金融機関においても手形の現物管理や手形交換事務に関する負担は大きくなっており、企業のみならず金融機関においても手形が「紙」として存在することに起因する課題があるのではないかと指摘が多く寄せられた。

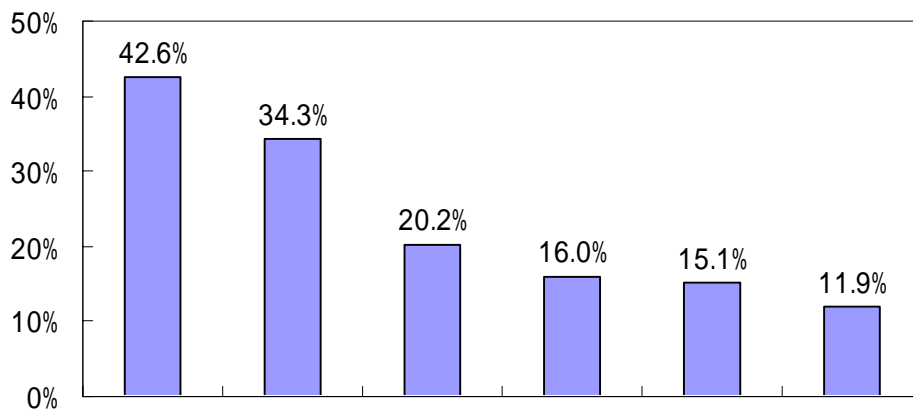
【図表】手形の課題（支払側）



印紙税がかかる
 紛失や盗難のリスクがある
 手形の発行事務負担が大きい
 いったん発行すると、その金額を支払う必要がある
 郵送などの運搬コストがかかる
 遠隔地の取引先の場合、手形の授受に日数がかかる

（有効回答企業数：312社、複数回答可）

【図表】手形の課題（受取側）



紛失や盗難のリスクがある
手形の管理事務負担が大きい
遠隔地の取引先の場合、手形の授受に日数がかかる
受取手形を必要に応じて分割できない
紛失した場合の公示催告手続が繁雑
郵送などの運搬コストがかかる

（有効回答企業数：312社、複数回答可）

これらの点を踏まえると、手形は、二重払いの不存在などの法的安定性に加えて、手形法上に定められた法的性格に基づく安定性から、ファイナンスや支払の手段として有用であるものの、経済活動のIT化が急速に進展する中において、紙であることによる障害がその利便性を上回っているものと考えられる。

このような観点からも、今回の電子手形導入実証実験で取り組まれているような手形機能を代替するような電子的決済手段の確立は望ましい方向であると評価できる。

3．手形レス商品に対する期待

前述のような「紙」であることに起因する手形の課題を解決するサービスとして手形レス商品（一括決済方式と電子手形サービス）があるとされていることから、以下では手形レス商品に対する企業のニーズ及び期待を整理する。

なお、ヒアリング調査及びアンケート調査の実施に当たっては、主に電子手形導入実証実験に対する企業の感想を収集したが、沖縄県内においても一括決済方式を利用している企業があったため、一括決済方式に対する評価についても合わせて調査している。

まず、一括決済方式に対する評価で見ると、前述の手形の課題として挙げられていた紛失リスクの解消（約48%）、手形の発行・管理事務負担³⁹の軽減（約26%）、印紙税に関するコストの削減（約26%）などが一括決済方式のメリットとして挙げられており、一括決済方式が手形の有する課題を解決することで一定の評価が得られていることが分かる。

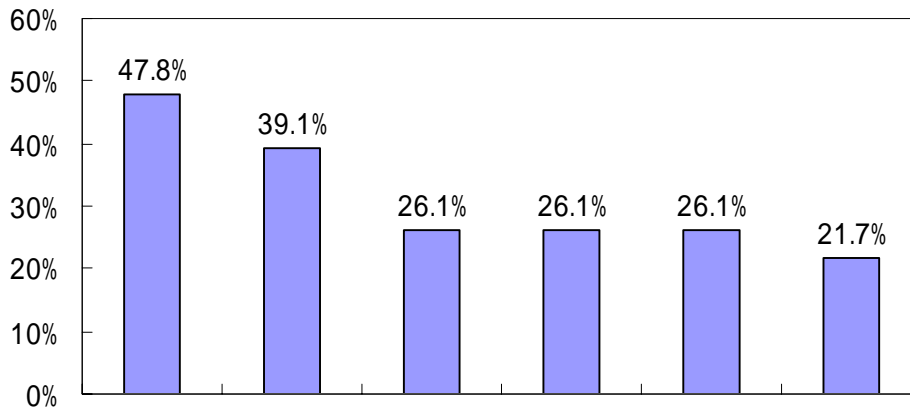
また、それと同時に手形と同様に売掛債権を早期資金化できる（約39%）といった手形が保有していたメリットを存続している点についても評価されており⁴⁰、この点も、前述したとおり手形機能を代替するような電子的決済手段の確立が望まれていることの証左であると考えられる⁴¹。（【図表】一括決済方式のメリットを参照。）

³⁹ 一括決済方式の導入により軽減される手形の発行・管理事務負担としては、手形に対する金額等記載事務や署名捺印事務を削減できる点、電子データやFAX等の通信により決済に関する一連の流れを実現できるため、手形の集金や取立に係る人件費を削減できる点などが挙げられている。

⁴⁰ 一般には、一括決済方式のメリットとしては、手形のデメリットを解決できる点や手形の有するメリットを存続している点のほかにも、割引事務が効率化する点や親事業者の信用力を反映した低金利での資金調達が実現できる点なども指摘されている。

⁴¹ 反面、一括決済方式のデメリットとしては、取引金融機関が限られること、手形と異なり取引毎に様式や仕組みが異なっており標準化されていないため分かりにくいこと、手形による支払先と一括決済方式による支払先との二重管理が発生すること、二重払いのリスクがあること、譲渡に関する先行登記の確認が繁雑であることなどが言われている。

【図表】一括決済方式のメリット



手形のような紛失リスクがない
手形同様に売掛金の早期資金化が可能
手形発行・管理事務負担の軽減
印紙税のコストを削減
割引事務の効率化
比較的低金利での借入が可能

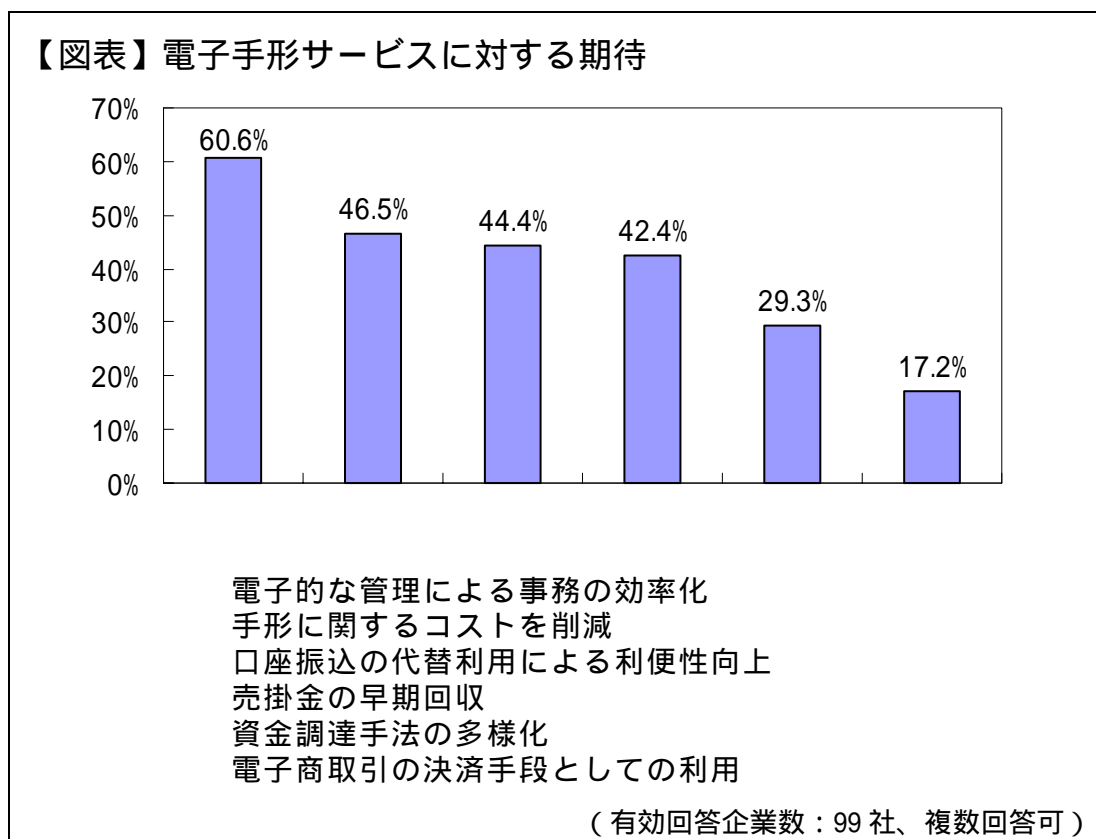
(有効回答企業数：23社、複数回答可)

次に、電子手形導入実証実験についての企業からの意見について整理すると、電子手形サービスに対する期待としては、電子的手段の活用による事務の効率化（約61%）や手形レスの導入による各種コストの削減⁴²（約47%）を挙げる企業が多かった。

また、これらの効率化とは別に、ファイナンスの観点から、手形割引同様の売掛債権の早期資金化の実現（約42%）や譲渡担保手続の簡便化・迅速化による電子債権担保融資の実現（約29%）など、既存資金調達手法同様の利便性の確保や新たな資金調達手法の確保による資金調達の多様化といったことを電子手形サービスに期待するとの回答も多く寄せら

⁴² 手形レスの進展により、地理的・時間的な制約の問題が解決し、手形の物理的な移動に関する運搬コスト、印紙税コスト、保管コスト等の各種コストが削減されるのではないかとこの意見が多かった。

れており、電子手形サービスが、手形が「紙」であることによって発生する障害を解決する新たな決済手段・資金調達手段として有効なツールとなり得るとの企業の期待感が判明した。（【図表】電子手形サービスに対する期待を参照。）

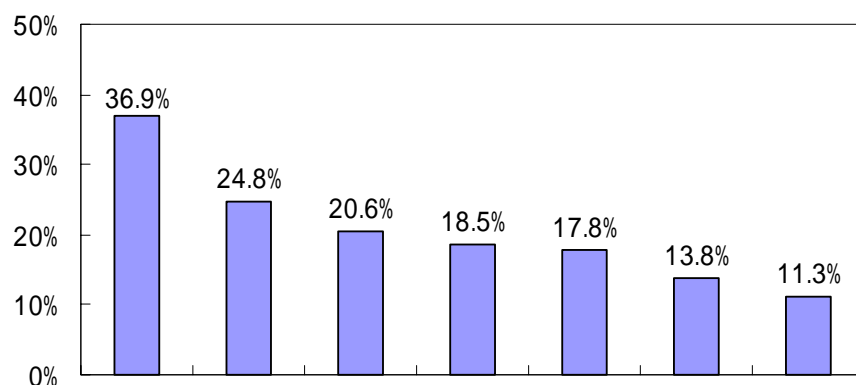


ただし、そのような肯定的な意見を述べる企業がある一方で、同サービスに対して関心を持たない企業も多く⁴³、その理由として、電子手形サー

⁴³ アンケート調査において、電子手形サービスに対する関心度を尋ねたところ、「関心がある」と答えた企業は99社（15.6%）にとどまったのに対して、「関心がない」と答えた企業は276社（43.4%）に上った。（残りは「どちらとも言えない」あるいは「無回答」の企業。）なお、経済産業省が平成16年2月から3月にかけて実施した「新しい企業金融の在り方に関するアンケート」でも同様の質問をしているが、その際の回答は「関心がある」（37.8%）、「関心がない」（26.8%）、「どちらとも言えない」（35.4%）となっている。（当該アンケートについては、「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」112頁を参照。）

ビスがインターネットを通じた電子データのやり取りにより資金決済等を行うものであることから、データの改ざんや漏洩などデータ管理に関するセキュリティ面で不安を感じる（約 37%）、手形取引の実感が湧かず何となく不安な感じがする（約 25%）、パソコンの故障時や通信回線が不通時における支払代替手段が確保されていないのではないかという不安がある（約 21%）、パソコンやインターネットに不慣れなため操作ミスをするのではないかという不安がある（約 19%）、電子的な取引の場合には相手の顔が見えないために、取引相手の信用力に不安が生じる（約 18%）など、電子的手段であることに対する不安感を、その理由として挙げるものが多かった⁴⁴。（【図表】電子手形サービスに関心のない理由を参照。）

【図表】電子手形サービスに関心のない理由



セキュリティが不安
 手形取引の実感がなく不安
 通信手段が不通時の代替手段がない
 操作ミスが心配
 取引相手の顔が見えないと不安
 手形との二重管理が発生
 税務処理等の方法が不明

（有効回答企業数：529社、複数回答可）

⁴⁴ 電子的手段であることによる不安感のほかにも、手形と電子手形の二重管理が発生することにより、かえって管理コストが増大するのではないかといった指摘もあった。なお、この点は一括決済方式においても同様の課題が指摘されている。

なお、前述の不安感については、サービスに対する具体的不安感というよりもむしろ電子的手段を活用することについての漠然とした不安感ではないかとも思われるが、これらの不安感はE D Iの拡大⁴⁵に代表されるような商取引における電子データ活用の進展により、徐々に解消されていくのではないかとも思われる⁴⁶。また、近時ではほとんどの企業においてインターネット環境等は整ってきており⁴⁷、インターネットバンキングやネットショッピングなど電子的に債権債務関係を処理するサービスについての普及も見られるので、この不安感はそれほどの障害にはならず、電子手形についても一定規模に達したら、インターネット同様に爆発的な普及を見せることも考えられるのではないか。

さらに、ヒアリング調査及びアンケート調査では、これらの問題を解決し、電子的に手形の機能を代替できる電子手形サービスのようなビジネスが広く普及していくために⁴⁸、どのような手当てが必要かについても照会しており、これに対する回答としては「セキュリティの確保」という回答が約 58%と最も大きく、やはり電子的な観点での安定感を如何に確保し熟成していくかが、大きな検討課題であると考えられる。

⁴⁵ E D Iは、電話の場合に発生した聞き間違いや発言の有無等の認識相違に関する問題を回避できるほか、業務時間の効率化、データの保存による過去履歴情報の確認の簡便化、関係者間における情報共有化の実現など、電子データであることによるメリットが多く存在することから、多くの企業での利用が進んでいる。

⁴⁶ 経済産業省「平成 15 年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」によると、VAN(付加価値通信網)や専用線などの従来型のE D Iを含めた「広義のE C」市場規模は約 157 兆円もの規模を有するとされているほか、インターネットを活用した電子商取引市場規模も増加傾向にあり、平成 15 年の市場規模は 77.4 兆円(前年比 67.2%増)となっている。

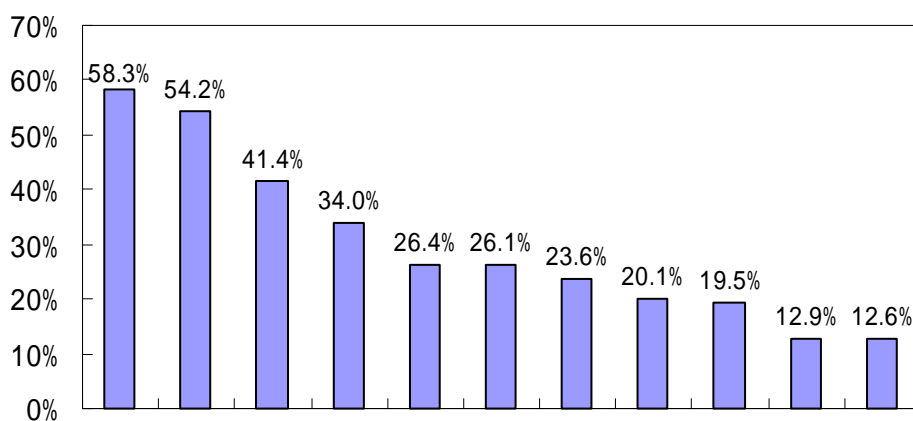
⁴⁷ アンケート調査によると、「インターネットに接続して情報の受発信ができる」とする企業は全体の 75.8%に達しており、一定程度の規模の企業であれば既にインターネットの活用が進んでいると考えられる。

⁴⁸ 電子手形サービスのようなビジネスが普及するか否かというアンケートの照会に対しては、「それほど利用されないと思う」(16.7%)よりも、「ある程度利用されると思う」(21.7%)や「大半の企業が利用すると思う」(4.6%)といった前向きな回答の割合が大きかった。

また、続いて多くの企業からの要望があったのが、「法整備による利用者保護」という回答（約 54%）であった。これに関して、ヒアリング調査によると、電子手形については手形法上の手形ではないために、当事者間で締結する約款により抗弁の切断や遡求権などに関する事項を定めているが、約款が複雑で不安感があるとともに、手形訴訟や善意取得制度など、法的に完全に手形と一致していないと思われる点もあることから、電子的手段によって手形機能を完全に代替できるような新たな法制を整備することが望まれるとの指摘も多くの企業から寄せられた。

なお、上記のような論点のほかにも、利用規模の問題、管理機関の信頼性の問題、税制上の優遇措置の問題など、企業からは幅広く指摘されているが（【図表】電子手形サービスの普及に向けた課題を参照。）これらの指摘については、第 4 章「債権の電子的取扱いに係る論点と今後の方向性」において、その論点及び方向性について詳述する。

【図表】電子手形サービスの普及に向けた課題

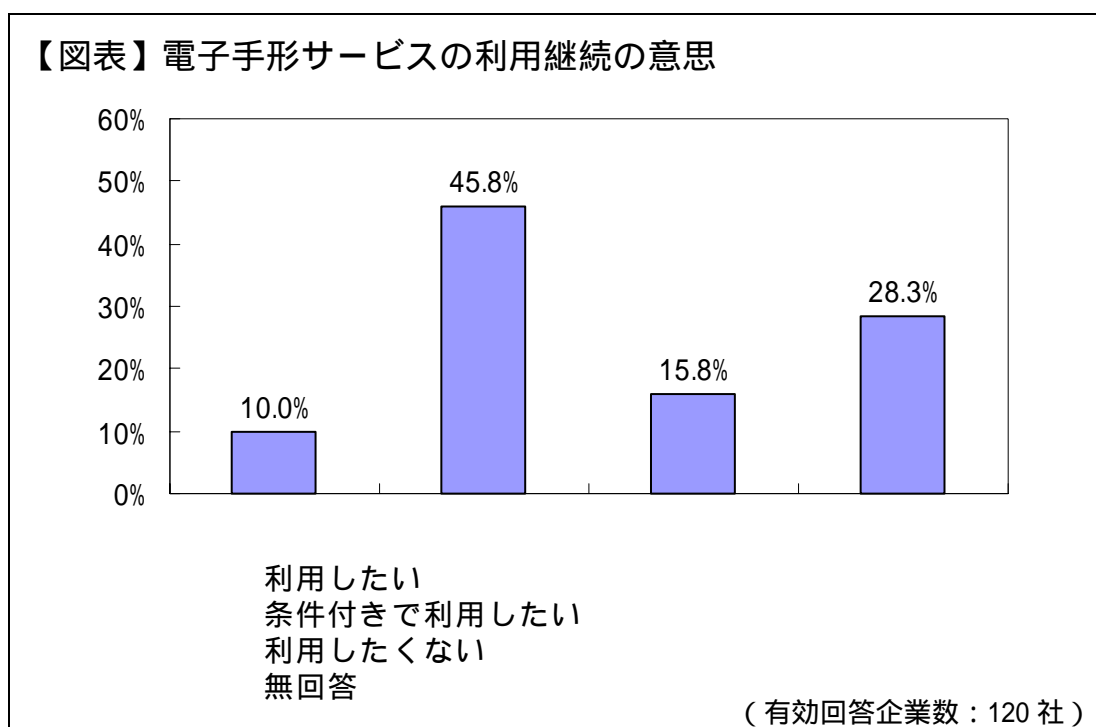


セキュリティの強化
システムの利便性向上
税制上の優遇措置
全国規模での利用
参加金融機関の拡大
すべての企業での利用

法整備による利用者保護
安価な手数料の設定
信頼できる機関による管理
告知・啓蒙活動
参加企業を選別

（有効回答企業数：636社、複数回答可）

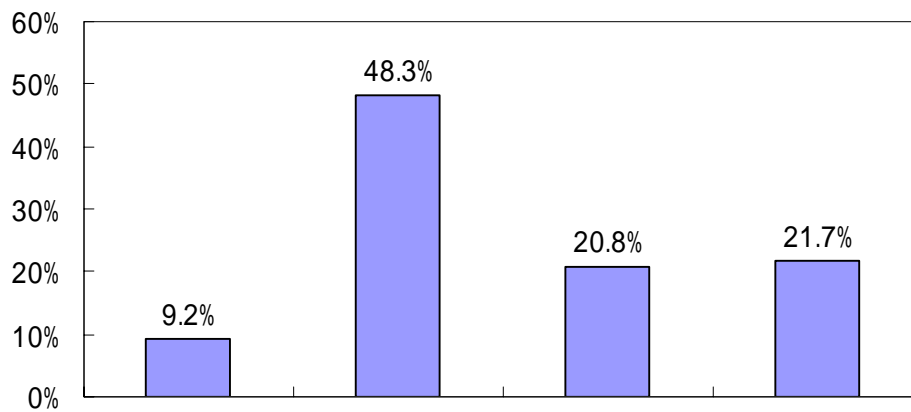
その他、電子手形サービスを利用した企業のみを対象として、電子手形サービスについて今後も継続的に利用したいかとの質問をしたところ、利用したいとした企業が約 56%（うち条件付きで利用したいとした企業が約 46%⁴⁹）あり、利用したくないとする企業（約 16%）よりも 40 ポイント近く多かった。（【図表】電子手形サービスの利用継続の意思を参照。）



また、電子手形サービスについて今後普及が見込まれるか、電子手形サービス利用企業の予想を調査したところ、「大半の企業が利用する」や「かなりの企業が利用する」との回答が約 58%を占めており、「それほど利用されないと思う」の約 21%を大きく上回る結果となっている。（【図表】電子手形サービスの今後の普及予想を参照。）

⁴⁹ 条件付きで利用したいとした企業の半数以上（60%強）が、一定の普及が見込まれて利用対象が広がることを利用継続の条件としていた。その他、会計システムとの連携やセキュリティ確保、会計の取扱いの明確化、行政機関の参加などを条件に挙げる企業もあった。

【図表】電子手形サービスの今後の普及予想



大半の企業が利用すると思う
かなりの企業が利用すると思う
それほど利用されないと思う
分からない

(有効回答企業数：120社)

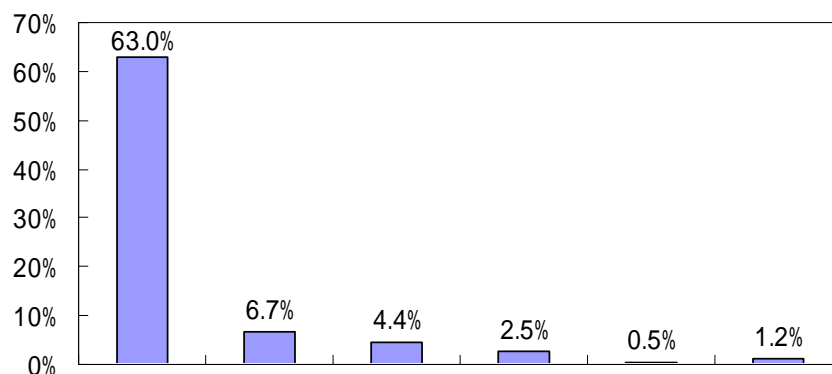
4．売掛債権を活用した資金調達に向けて

本調査研究事業では、手形の側面からのみならず、中小企業金融円滑化のための売掛債権を活用したファイナンスの拡大という観点から、売掛債権を活用した資金調達（売掛債権担保融資、ファクタリング、売掛債権の流動化）についてもヒアリング調査及びアンケート調査を実施している。

今回の調査対象企業の中では、売掛債権を活用した資金調達を実施したことがあるとした企業は全体の5%弱となっており、売掛債権を活用したファイナンスが一般的ではないことがうかがい知れた。

売掛債権を活用したファイナンスを実施しない理由としては、特に必要を感じていないとする企業を除くと、内容がよく分からないということや事務手続の繁雑さがその理由として挙げられており、認知度の低さにも大きな課題があるものと考えられる。（【図表】売掛債権を活用した資金調達を実施しない理由を参照。）

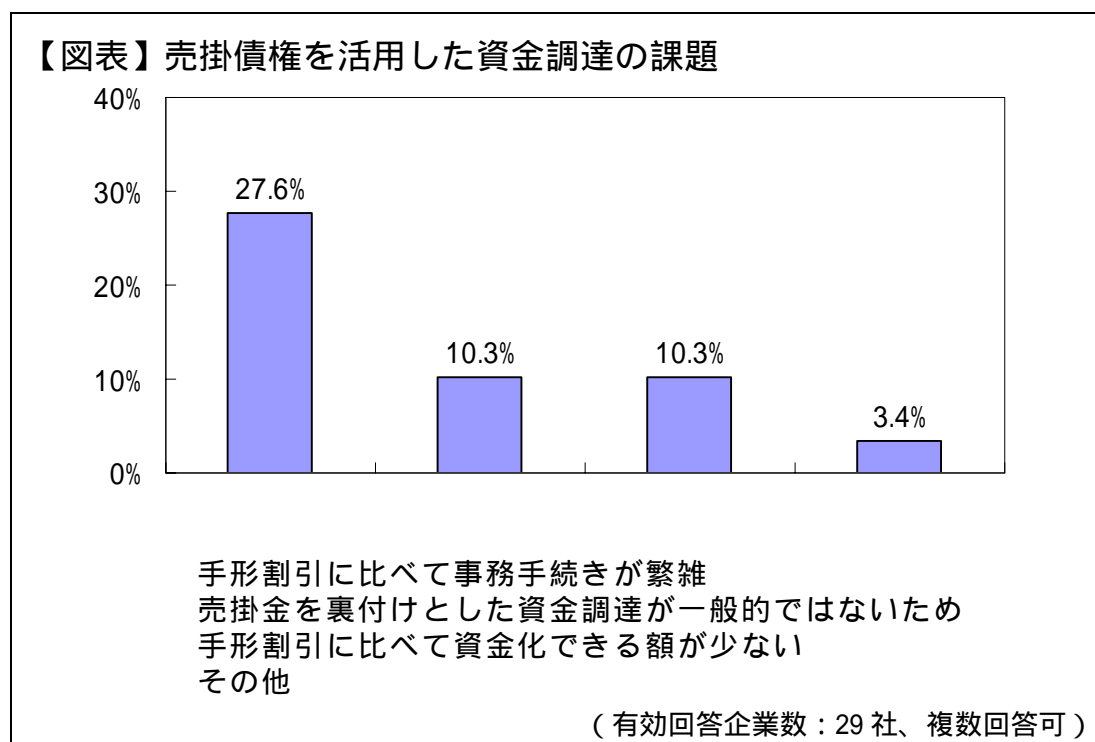
【図表】売掛債権を活用した資金調達を実施しない理由



特に必要を感じていない
内容がよく分からないため
事務手続が繁雑そうだから
業績悪化の風評が立つため
債権譲渡禁止特約が付いているため
その他

企業数：567社、複数回答可）

また、売掛債権を活用したファイナンスを実施している企業からも、売掛債権を活用した資金調達は手形割引に比べて事務手続きが複雑である(約28%)との指摘や、売掛金を裏付けとした資金調達が一般的ではないために、そのような資金調達手法を活用することで、資金繰りが逼迫しているのではないかという風評が発生するリスクがある(約10%)などの指摘があり、売掛債権を活用したファイナンスについてはいまだ発展段階であり、解決すべき課題が残されていることが判明した。(【図表】売掛債権を活用した資金調達の課題を参照。)



なお、手形割引については、ある意味では売掛債権を活用した資金調達の典型例であると考えられ、多くの企業において広く利用されており、内容がよく分からない、事務手続きが複雑などの指摘が発生しないほか、一般的な資金調達手段として広く理解されているために風評リスクの発生や

債権譲渡禁止特約といった問題からも解放されていることから、非常に優れた資金調達手法であると考えられる。

このようなことから、手形の機能を電子的に代替するような電子債権を創設し、手形割引に該当するような電子債権の割引を一般的なものとして普及させることが、売掛債権を活用したファイナンスを促進する上では非常に重要なのではないか。

5 . ヒアリング調査及びアンケート調査のまとめ

前述のヒアリング調査やアンケート調査の概要からは、以下のような点が主なポイントとして判明した。

よって、次章においては、これら企業から指摘されたポイントを踏まえて、債権の電子的取扱いを行う際の論点や企業のニーズを実現するような電子債権法制の望ましい方向性について整理することとする。

【調査結果のポイント】

手形については、経済活動のIT化が急速に進展する中において、「紙」であることによる事務負担やコストの大きさから、利用は減少傾向にある。

しかしながら、手形については、その法的安定性の高さやこれまで幅広く利用されてきたという実績から、依然として企業間信用における重要な位置付けを占めているとともに、ファイナンスや支払の手段として有用であると認識されており、手形の機能を残しつつも、「紙」であることの障害を解決するような施策の実現が望まれている。

このようなニーズの中で登場している、手形の問題を解消するための手形レス商品については、その方向性について一定の評価を得ているものの、指名債権であることにより発生する課題もあり、完全には手形の代替手段として認識されておらず、今後は電子債権法制の整備により、電子債権を活用した手形の機能を完全に代替するようなサービスの実現が望まれている。

電子債権の実現については、売掛債権を活用したファイナンスの拡大にも資することが期待される。

第 章 債権の電子的取扱いに係る論点と今後の方向性

今回の電子手形導入実証実験の調査等を通じて得られた「債権の電子的取扱い」に係る論点、及び今後債権の電子的取扱いを促進するために必要な方向性等について検討するとともに、望まれる電子債権の在り方についても整理する（論点等については、「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」を参考にした。）

本章においては、電子的手段によって手形機能を完全に代替させるに当たっての今後の普及課題として、第 章で指摘された制度上の論点やシステム環境面での論点等について、分類し、整理・検討している。なお、本章の内容は、ヒアリング調査、アンケート調査、電子債権委員会・研究会等における意見や検討内容を紹介するものであり、幅広い意見について論点提示のために記載している。

1．手形との比較による電子債権への希望

ヒアリングやアンケート調査でニーズの高かった手形や電子手形サービスの実現している機能について、整理・検討を行った。

2．電子債権のファイナンスへの活用上の論点

中小企業金融円滑化等の観点から、電子債権をファイナンスに活用するに当たって論点となるのではないかとと思われる点について、整理・検討を行った。

3．管理機関の信頼性やセキュリティの確保等

電子的手段を活用するに当たって、企業からの関心の高かったデータの信頼性やセキュリティ等に関する論点について、整理・検討を行った。

4．金融機関の既存決済システムとの親和性

電子債権の資金決済を行う場合における、金融機関の既存決済システムとの関係等の考え方について、整理・検討を行った。

5．その他

税・会計など上記以外の論点について整理・検討を行った。

1．手形との比較による電子債権への希望

手形において実現している機能を電子債権で実現するために、どのような法律やルールが必要なのかについて、電子手形導入実証実験における事例等を参考に整理・検討している。

具体的には、手形の実現している機能として注目度の高かった、

(1) 二重譲渡が発生せず、その権利を有していれば確実に支払われる
支払手段であること(債務者が倒産した場合などのイレギュラーな
ケースを除く。)

(2) 人的抗弁が切断されていること

(3) 遡求権が存在すること

(4) 支払遅延等防止措置の強制力が強いこと

(5) 簡易迅速な訴訟手続が存在すること

(6) 原則として誰との取引でも利用できること

について整理した上で、電子手形のメリットとして注目度の高かった、

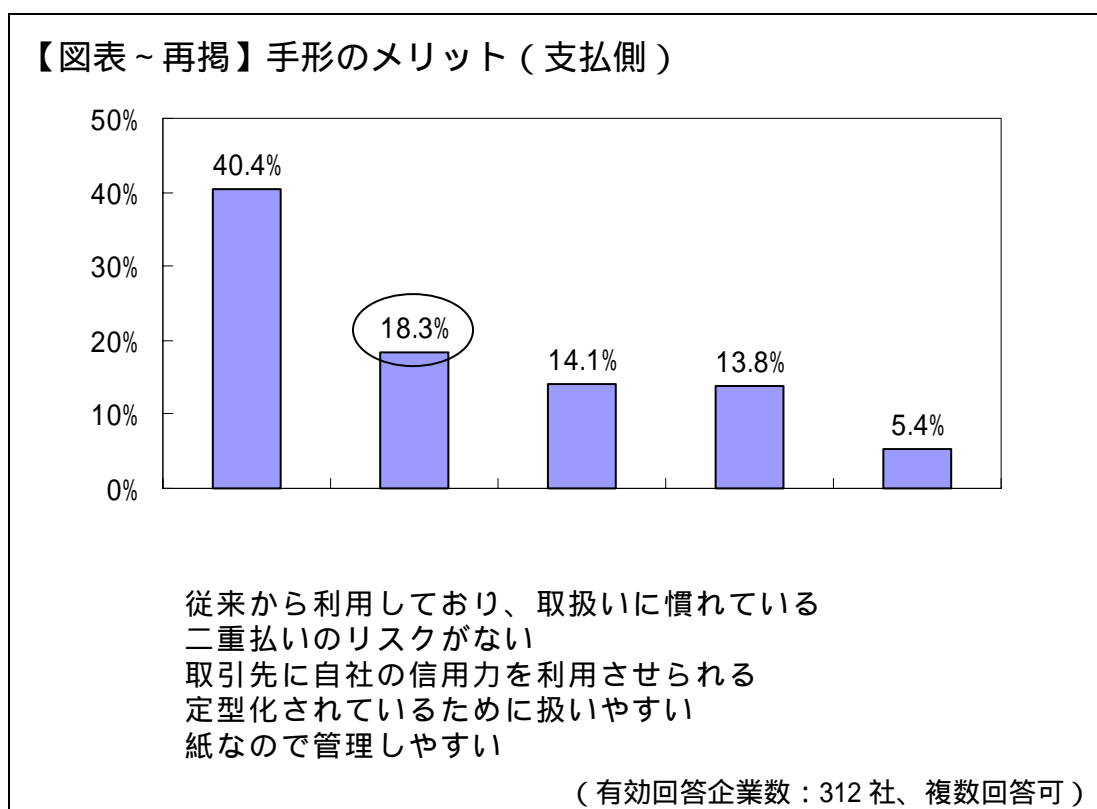
(7) 分割

についても合わせて整理している。

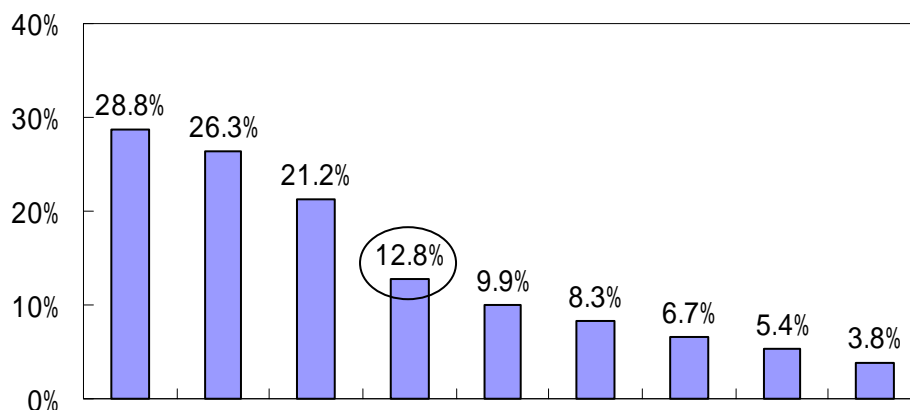
(1) 二重譲渡に関する論点

手形と、指名債権により構成されている手形レス商品（一括決済方式や電子手形サービス）とを比較した場合に、前者より後者の方が不安定だと指摘される内容として、二重譲渡に関する論点がある。

ヒアリングやアンケート調査においても、債務者側で見ると手形のメリットとして二重払いがないことをメリットとして挙げる企業が2割近くにのぼったほか、債権者側においても約13%の企業が権利関係の明確さをメリットとして述べていた。（【図表】手形のメリット（支払側）、手形のメリット（受取側）を参照。）



【図表～再掲】手形のメリット（受取側）



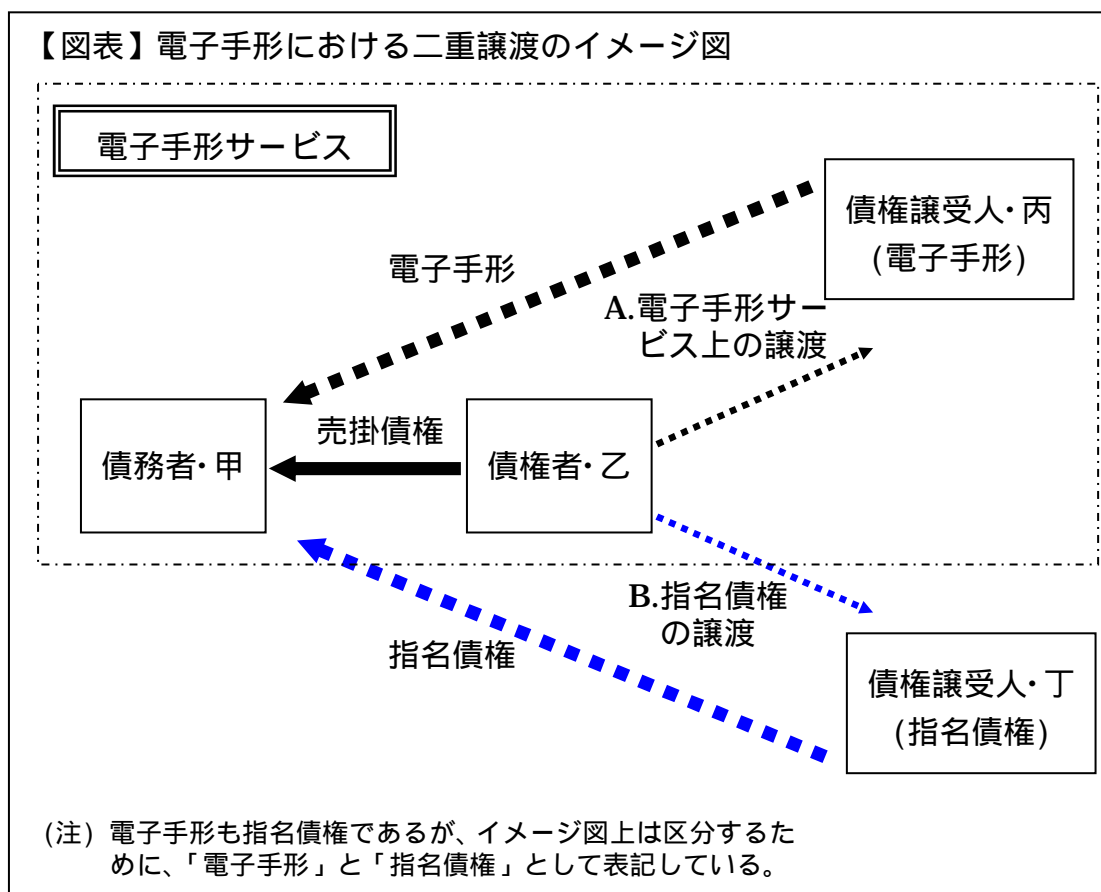
従来から利用しており、取扱いに慣れている
 割引などにより比較的簡単に資金調達できる
 裏書きして別の支払に利用できる
 権利関係が明確である
 裏書人に対して遡求が可能
 支払先に依頼して分割で受け取ることが可能
 優良企業の手形を所有することで、自社の信用力向上が可能
 紙なので管理が簡便
 簡易な訴訟で金銭を請求できる

（有効回答企業数：312社、複数回答可）

この二重譲渡に関する論点については、電子手形サービスのように電子手形をいったん譲渡すると、その譲渡した電子手形の権利移転については、その時点の債権者しかできないというようなシステム上の手当てをすることによって、電子手形自体がシステム内で二重に譲渡されるリスクについては（システムトラブルが発生しないことを前提とすれば、）考慮する必要がないものと考えられる。

問題なのは、電子手形がシステム内に二重に譲渡されるというよりは、契約者が電子手形の譲渡と独立してシステム外で指名債権譲渡を行う場合であり（契約上明示的に禁止されていても論理的には可能性があると思われる。）契約者が電子手形の譲受人とは別の第三者に対抗要件を

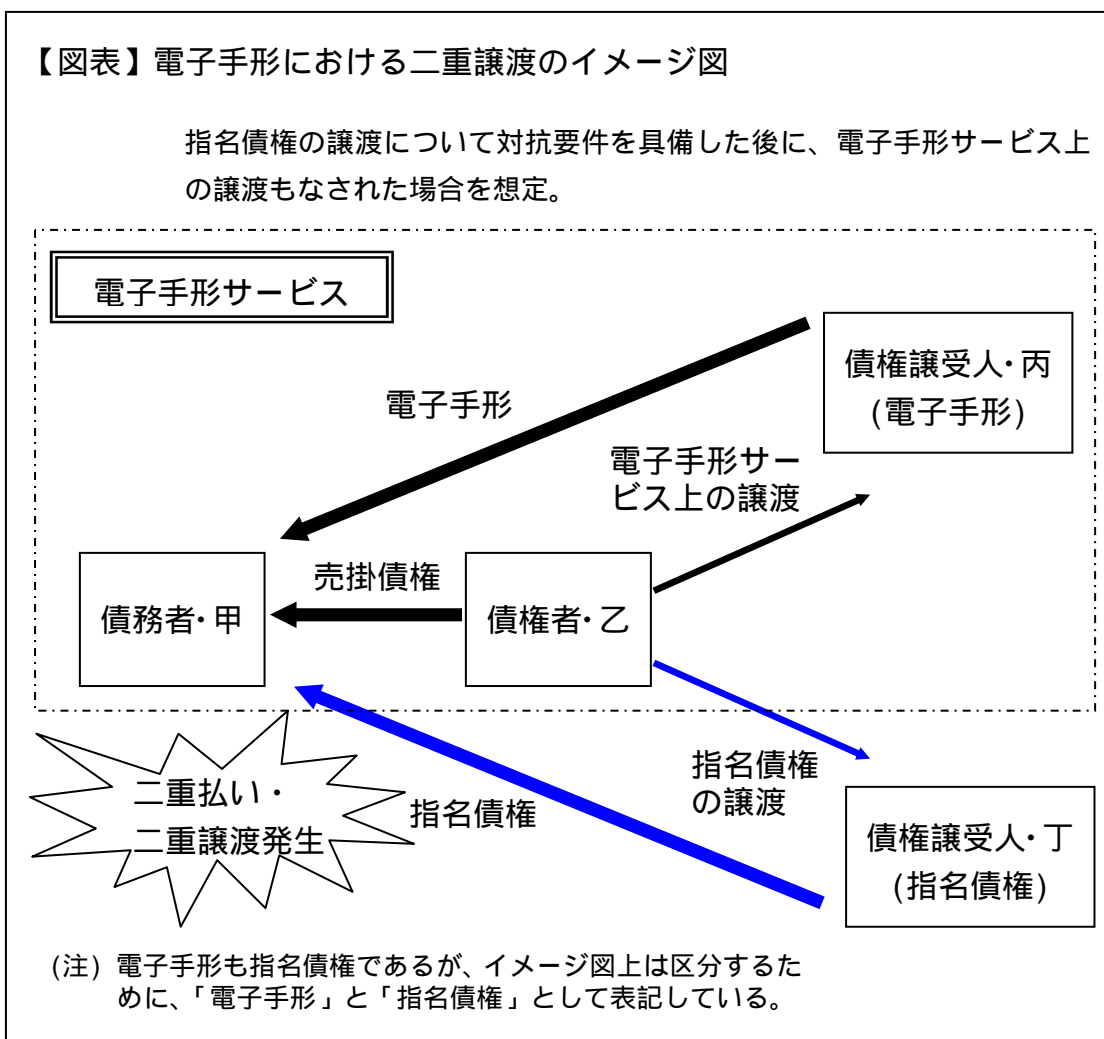
具備した債権譲渡を行うリスク自体は残ることになるものと考えられる⁵⁰。(【図表】電子手形における二重譲渡のイメージ図 を参照。)



上記「A．電子手形サービス上の譲渡」と「B．指名債権の譲渡」との順序を比較した場合に、Aの方がBよりも早い場合は、債権者・乙から債権譲受人・丙に対して、電子手形サービスで譲渡をした際に、電子

⁵⁰ 電子手形導入実証実験においては、電子手形サービス利用約定により、電子手形と原因債権は同一のものではなく、電子手形と原因債権を別の債権として構成してサービス提供しているが、本節では、電子債権制度の在り方を検討するという観点から、産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会において議論の前提とした考え方と同様の構成（電子手形について、いわゆる原因債権（指名債権）を電子的に取り扱うものとする構成）に基づき、二重譲渡に関する論点を整理している。そのため、本節では説明の便宜上、「電子手形サービス」という文言を用いているという位置付けであり、電子手形サービスの論点を完全に網羅したり、電子手形サービスの実態を完全に反映したりするものではない点に注意が必要である。

手形サービスの仕組みでは電子手形について債務者対抗要件及び第三者対抗要件の具備手続をとっているため、その後に債権者・乙から債権譲受人・丁に対する譲渡がされても、債務者・甲は債権譲受人である丙に対してのみ支払をすればよいことになると考えられる一方で、逆に、「B．指名債権の譲渡」の方が「A．電子手形サービス上の譲渡」よりも早く対抗要件を具備している場合には、債務者・甲に二重譲渡のリスクが生じることになると考えられる（【図表】電子手形における二重譲渡のイメージ図を参照。詳細は「金融システム化に関する検討小委員会報告書」）。



二重譲渡が発生した場合においては、電子手形サービスについては、電子手形サービス利用約定第8条第3項⁵¹により、債権譲渡について債務者の異議をとどめない承諾をとるとされていることから、債務者・甲は電子手形サービスについての譲渡に対しても支払うこととなり、債権譲受人・丙及び丁の両方に対して二重払いしなければいけなくなるものと考えられる⁵²。

この点について、債務者企業の異議をとどめない承諾は、債務者企業の事務負担軽減のために、信金中央金庫が代理権を包括的に得て実施していることもあり、債務者に二重払いを求めることは適切ではなく、債務者は優先する債権譲渡についてのみ支払をすればよいのではないかと、したがって原則として二重払いリスクは発生しないのではないかとこの考えもあり得るが、このような考え方をとると、電子手形サービス上の債権譲受人の立場が弱くなるということになり、そもそも電子手形の仕組みがなりたたないのではないかと。

このような二重払いの問題の発生を防止するため、第一に、債務者・甲が指名債権譲渡を認識した時点において、まだ電子手形サービスの譲渡が行われておらず、依然として乙が電子手形の所持者となっていれば、債務者は電子手形センターに対してシステム上で電子手形の譲渡をで

⁵¹ 電子手形サービス利用約定第8条3：電子手形の振出人は、裏書禁止の指図を行った場合を除き、電子手形の所持人がその有する電子手形を他の利用者に譲渡することおよび第1条第3項によりその電子手形にかかる原因債権も譲渡されることについて異議なく承諾するものとし、また、利用者は、電子手形センターに対し、次の権限を付与し、利用者と当金融機関との間の本利用約定の有効期間中撤回ができないものとし、なお、振出人は、自己の振り出した電子手形が譲渡されたという事実の有無および譲渡の時期を確認することができます。

(1) 利用者に代わって利用者が振り出した電子手形の譲渡について異議なき承諾をする権限およびその承諾に関する確定日付を取得する権限

(2) 利用者に代わって、前号の承諾等を受領する権限

⁵² このような二重払いのリスクについては、電子手形サービスのみではなく、一括決済方式ファクタリング方式などでも同様に発生しており、契約により債務者に二重払いを課すケースが多いとのこと。

きないように指示するか、あるいは債権者・乙に対して、指名債権の譲受人である丁に対して電子手形も譲渡させることにより、一定程度防止することができるものと思われる⁵³。

また、第二に、電子手形サービスの譲渡を行う前に、電子手形の譲受人が債務者への確認や債権譲渡登記制度に基づく先行登記が行われていないかを確認することも考えられる。ただこの点については、電子手形サービスのように迅速な債権の転々流通が想定されているものについては、債権譲渡登記制度の先行登記確認のように時間のかかる確認事務を実施することは、実務上対応困難であると考えられる。

なお、この二重払いの問題については、電子手形サービスによる譲渡と指名債権の譲渡による対抗だけではなく、第三者からの差押えがなされた場合にも同様の問題が生じると指摘されている⁵⁴。

このような二重払いや二重譲渡の問題については、現行法下に基づく制度では、完全には解決できないとの指摘があり、電子的手段を用いた債権譲渡に関する法的安定性を高め、手形機能の完全な代替を実現するために、電子債権法制の創設が望まれるとの要望が多かった。

この点について、電子債権法制により手形と同様の機能を有する電子債権が創設されたとしても、電子債権と原因債権（指名債権）との関係で問題が生じるのではないかとする考え方もあるが（【参考】電子債権

⁵³ 電子手形サービスの実際の取扱いでは、約款によって、電子手形の振出人等が差押通知あるいは譲渡通知を受けた場合には、電子手形センターに対して通知を行う義務が課されており、電子手形センターは当該通知の受領後、一定の閉鎖措置をとることになっている。

⁵⁴ また、電子手形について差押えが行われた場合、通常の債権と同様、電子手形の所持人（債務者）と振出人（第三債務者）に対してのみ通知がなされ、電子手形センターに対しては差押通知がなされないことになるため、実務上の不便が生じるのではないかと指摘があった。

と原因債権の関係を参照。) 手形について原因債権(指名債権)の譲渡の有無を確認することなく、手形を譲り受ければ手形金を請求できるのと同様に、電子債権についても、原因債権(指名債権)の譲渡の有無を確認することなく、電子債権を譲り受ければ請求できることを法的に定めることにより、手形同様の法的安定性を確保できるのではないかと。また、債務者から見ても、手形と同様の考え方に立ち、電子債権の支払をすることにより、原因債権だけを譲り受けたものに対する請求に対しては支払を拒絶可能とすることが明確となるのであれば、二重払いのリスクを完全に排除できるので、メリットを享受することができるのではないかと⁵⁵。

⁵⁵ このような場合においても、例えば債務者が原因債権(指名債権)の譲渡に対して、異議をとどめない承諾をしてしまった場合には、原因債権(指名債権)に対する支払が発生することになるのではないかとと思われる。

【参考】電子債権と原因債権の関係

電子債権と原因債権が併存した場合、電子債権の受取人は、電子債権と独立して原因債権上の権利を行使する可能性があるのではないかとの意見もあった。

これは、電子債権を原因債権の「支払に代えて」振り出した場合、手形と同じ考え方に立つと当該原因債権は消滅することになるものと思料されるので⁵⁶、特段の問題は生じないと考えられるが、電子債権が「支払のために」振り出された場合には、原因債権も存在することになるので、例えば、債権者が電子債権とは別に、指名債権譲渡の方法により資金調達を行おうとした場合などにおいて、電子債権と指名債権の二重譲渡が発生するのではないかという懸念である。

なお、この問題を解決するために、このような原因債権の行使を認めるべきか、あるいは契約によって原因債権の行使に一定の制限をかけておく必要があるかについて、検討が必要ではないかとの意見があった⁵⁷。

その一方で、電子債権を活用して、手形機能を代替することを想定するのであれば、手形と同様の考え方についての整理をしておけばよく、原因債権に対して手形以上の制限を設ける必要まではないのではないかとの意見もあった。

⁵⁶ 電子債権の発生により原因債権を消滅させるとした場合、実務上は問題ないと思われるものの、法的にはその性質について整理が必要なのではないかとの意見もあった。（手形の場合には、一般に代物弁済と解釈されているが、電子債権は有体物ではないと想定されることから、代物弁済のような解釈は困難ではないかとの指摘。）

⁵⁷ その他、電子債権の原因債権が相殺や免除等により消滅することを認めるかどうか、原因債権の行使の可能性とあわせて検討される必要があるのではないかといった意見や、原因債権の相殺や免除を肯定する場合、これにより電子債権がどのような影響を受けるか、影響を受けるとしてどのように電子債権管理機関のシステムに反映するかも問題となるのではないかとの指摘もあった。

(2) 人的抗弁の切断

手形の場合、受取人以外の手形の所持人に関しては、いわゆる「悪意」が認められない限り、振出人等から人的抗弁を対抗されないことが法律上明確となっている（手形法第 17 条⁵⁸）。なお、電子手形サービスの場合は、この条文が適用されず、したがって約款により一律に人的抗弁の行使を制限する⁵⁹という取扱いをしている⁶⁰。

しかしながら、手形が転々流通性を確保している理由としては、人的抗弁が切断されているという点も主な要因の一つとなっており、電子債権の流通性を高めるためには、電子手形サービスのように約款による対応をとるのではなくて、原則人的抗弁が切断されるということについて、手形同様、法的に定めることが必要となるのではないかとの指摘があった。

その一方で、債務者の立場からすると、法律により一律に人的抗弁を切断されてしまうことで、かえって手形を利用しにくくしている面⁶¹があり、法律により人的抗弁を一律に切断してしまうことには、かえって電子債権の利用を制限するおそれがあるのではないか、さらに電子債権が「手形の電子化」以上の機能を有する途を閉ざしてしまう懸念があるのではないか⁶²という、人的抗弁の切断を法律により絶対条件にしてしまうことに対して慎重な意見もあった。

⁵⁸ 手形法第 17 条：為替手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

⁵⁹ 具体的には、債務者の異議をとどめない承諾をとることにより対応している。

⁶⁰ 電子手形サービスは、手形を意識したスキーム設計であることから、人的抗弁を切断できないような取引への利用は想定されていない。

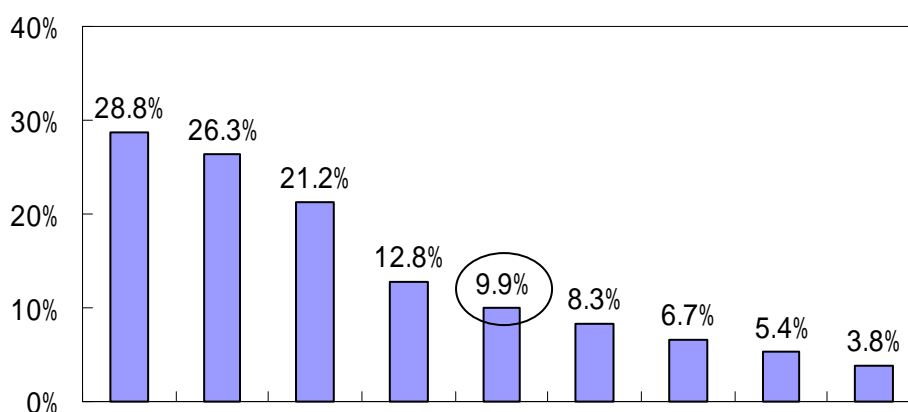
⁶¹ 手形については、支払金額が完全に確定し、抗弁を行使する可能性がない状態になってからしか振出できないとの指摘。

⁶² 例えば、人的抗弁の切断されていない債権であっても、ファイナンスの対象になり得ることを考えると、中小企業金融円滑化等の観点からすると、電子債権についても人的抗弁の切断されていないものも認めることが考えられるのではないかとの指摘があった。

(3) 遡求権

手形の遡求権については、手形法第 48 条⁶³にその実質的要件が定められており、この遡求権があることで、手形所持人は振出人の信用力だけではなく、遡求義務者（裏書人等）の信用も当てにすることができ、支払の確実性が増すというメリットを享受していることから、手形が高い流通性を維持しているとの指摘がある⁶⁴。

【図表～再掲】手形のメリット（受取側）



従来から利用しており、取扱いに慣れている
割引などにより比較的簡単に資金調達できる
裏書きして別の支払に利用できる
権利関係が明確である
裏書人に対して遡求が可能
支払先に依頼して分割で受け取ることが可能
優良企業の手形を所有することで、自社の信用力向上が可能
紙なので管理が簡便
簡易な訴訟で金銭を請求できる

（有効回答企業数：312 社、複数回答可）

⁶³ 手形法第 48 条：所持人ハ遡求ヲ受クル者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
一 引受又ハ支払アラザリシ為替手形ノ金額及利息ノ記載アルトキハ其ノ利息
二 年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息
三 拒絶証書ノ費用、通知ノ費用及其ノ他ノ費用

⁶⁴ アンケート調査結果においても、手形のメリットとして、裏書人に対する遡求が可能であることを挙げる企業が約 10%もいた。（【図表】手形のメリット（受取側）を参照。）

一方、売掛金（指名債権）については、現行法では遡求権の定めは無く、例えば、金融機関が債権の買取りなどをする場合において、契約上、買戻条件を個別に設定したとしても、その条件は専ら直接的な買取依頼人に対してしか及ばず、したがって複数回譲渡された債権について債務不履行となった場合には、金融機関は買取依頼人以外の譲受人には遡求できないこととなる。そのため、売掛金については流通性が著しく制限されているのではないかとの指摘もあった。

なお、本実証実験においては、この遡求権の観点については、電子手形サービス利用約定 35 条⁶⁵により、利用者が手形同様に支払義務又は遡求義務を負うことを明記し、転々流通性を保護するような対策をとっており、この点については一定の評価がなされていたが、転々流通性が高まれば高まるほど、約款による対応では限界が生じるので、遡求権について法的な手当てがなされている方が、債権譲受に当たっての利便性が高まるのではないかとの指摘があった。

また、特に電子債権に対して手形同様に転々流通性を認めることになるのであれば、手形同様に遡求権についても法定されることが望ましいのではないかとの指摘もあった。

その他、遡求権に関しては、遡求権が認められることによって、電子債権の信用力に中間譲渡人の信用力が加味されることになり、評価上はプラス要因となるとの意見や、遡求権を法律上規定せず、かつ、資金決済の仕組みについて適切な制度設計が行われなかった場合には、電子債権を手形同様に広く活用することは難しくなり、結局電子債権のメリッ

⁶⁵ 電子手形サービス利用約定第 35 条：不渡処理の行われた電子手形の振出人および譲渡人は連帯して、その所持人に対し、電子手形額面金額および支払期日の翌日から支払い済み にいたるまでの商法所定の割合による損害金を支払うものとします。（以下省略）

トが、既存の一括決済方式に係る債権譲渡手続の利便性を向上させるに留まる可能性があるのではないかと意見も出されている。

なお、これらのような意見が出される一方で、本実証実験のように約款による対応でも遡求権についてはカバーできると思われること⁶⁶、中間裏書人の立場としては遡求権のような偶発債務を抱え込むことは望ましくないこと、さらに、売掛債権を活用したファイナンスの拡大の観点からは、債権流動化のように一般的には買戻義務がない手法も出てきていることから、手形のように遡求権について法的に定めるのではなくて、むしろ当事者間の判断でその有無を定め、システムの的に遡求権の有無を判別できるようにすることが望ましいとの指摘もあった⁶⁷。

⁶⁶ 二重払い・二重譲渡の問題等と異なり、遡求権については電子債権を流通させているシステムを既に利用している者のみを対象であり、当該システムに加盟していない第三者が遡求される対象になることは考えられないため、当該システムにおいて約款等で定めていれば問題はないのではないかと指摘。

⁶⁷ 「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」も、電子債権に付与すべき機能・制度の一つとして、遡求権に対して同様の提言を行っている。

【参考】遡求権と買戻請求権について

金融機関の実務上では、手形割引を行った場合において手形法上の遡求権のみでは債権保全上不十分な面もあることから、これを補完するために、銀行取引約定書により買戻条件を規定していることが一般的である。

このような場合、金融機関は割引依頼人に対して、手形法に基づく遡求権と契約に基づく買戻請求権を持つことになり、不渡手形を回収する場合に遡求権と買戻請求権のどちらを行使するかは、金融機関の選択に任されることになる。なお、このような場合において、金融実務上では、遡求権ではなく、買戻請求権を選択することが多くなっている。

これは、遡求権が手形法の厳格な規定を受けるために、買戻請求権と比べると債権者にとって負荷が大きいこと⁶⁸、遡求権と比較すると買戻請求権の発生事由が広く、また発生時期も早くなっていること、遡求権の時効期間が1年であるのに対して、買戻請求権の時効期間が5年と長くなっていることなどがその要因として指摘されている。

このように遡求権について、買戻請求権と比較すると利便性が低い面もあるため、電子債権について遡求権を検討する場合には、必ずしも手形と一致させるのではなく、さらに利便性の高い遡求権を定めることも考えられるのではないかと指摘もあった。

⁶⁸ 遡求権では原則として手形が必要であるが、買戻請求権の行使については手形の呈示や同時返還を必要としない。

(4) 支払遅延等防止措置の強制力

手形同様の不渡制度の創設

手形の場合には、手形交換所規則により、不渡制度が設けられており、企業が手形の不渡りを起こすと金融機関との取引が停止され⁶⁹、実質上、倒産に至るケースが多いため、支払人に対する事実上の支払強制力として機能している。電子債権についても、支払に対する強制力が強いことが望まれるため、譲渡を前提とした場合、これと同等の規律付けは必要なのではないかとの指摘があった。

本実証実験においては、電子手形サービス利用約定第34条において、「電子手形の不渡り」として手形の不渡りの概念に相当するサービスの利用停止処分に関して規定している。

この利用停止処分は、手形の不渡りが発生した場合の取引停止処分に相当するものであるが、電子手形の不渡りが手形の不渡りと同列に扱われるという定めは手形交換所規則には存在しない。したがって、資金繰りに行き詰まった支払人が手形の決済を優先させ、電子手形のみを不渡りとした場合も、手形交換所規則には何ら抵触せず、電子手形の支払強制力に限界がある。また、電子手形の不渡りは、電子手形サービス加盟金融機関にはその不渡り事実が通知されるものの、電子手形サービスに加盟していない金融機関にはその事実が通知されないため⁷⁰、その支払に対する強制力が手形と比較すると弱いとの指摘もされている⁷¹。

⁶⁹ 取引停止処分は、法律ではなく、銀行業界等の規則により定められている。

⁷⁰ 手形についても、全国すべての金融機関に通知されるわけではなく、不渡りの発生した手形交換所の加盟金融機関にのみ通知されるだけであるが、その不渡りは企業の信用力に大きな影響を与えることから、民間の信用情報調査機関等の情報に登録されるなどの対応が取られており、実質的には全国すべての金融機関に通知されるのと同等の影響が発生するとの指摘がある。

⁷¹ 手形との支払強制力の比較では、企業が資金繰り困難となった場合に、手形と電子手形の支払期日が迫っているとすると、手形の決済を優先させることになると考えられるため、受取人としても電子手形ではなく手形での受取を希望するのではないかとの指摘があった。

なお、本実証実験においては、およそ不渡りが発生しないと思われる沖縄県内の優良企業を中心に利用者を募るといふ、実務的な対応によりこの弱点を補完しているものの、実証実験の枠を超えて、広く一般にサービス展開をする場合には、この点が課題になるため、電子手形についても現行の手形不渡制度と同等の支払強制力が望まれ、そのためには電子手形サービスに対する加盟金融機関が全国の金融機関に広がるなどの対策をとることが重要であるとの指摘が強かった。

この点について、手形を完全に代替するような機能を求める場合における電子債権制度の在り方として考えると、電子債権法制での対応というよりもむしろ、手形交換所規則のように金融機関に共通のルールが策定されることが重要であり、さらにルールの策定に当たって手形の不渡りと電子債権の不渡りとが同列に扱われるような仕組みを検討することが必要だとの意見もあった⁷²。

電子債権管理機関における不渡情報の共有化

現在、手形交換所は各地に存在し、不渡情報はその交換所の取扱い地域においてのみ通知され、全国的な情報として当然に共有されているものではない。共有されていないことによる不便はあるが、その弊害は著しいものとは必ずしも言えず、所定の地域に一箇所だけ設置された手形交換所が管轄地域内の不渡情報を一元管理しているため、制度としては基本的に機能してきたものと推察される。

一方、電子債権については、複数の電子債権管理機関が創設されることが想定されているが、これらを地域別に設置するのでなければ、手形

⁷² 現行の手形不渡制度の延長線上で検討するという前提に立つとするならば、電子債権の不渡りと手形交換所規則に基づく不渡りを同列に取扱い、一方の不渡りがもう一方にも同様の効力を及ぼすことが制度的に規定されない場合、前述のような抜け道が常に存在することになる。

交換所のような地域別の一元管理が実現できないことになる。そもそも電子的に債権を取扱う債権管理機関であることから、災害対策等の別の理由で政策的に分散させる以外では、各地に遍く分散して設置させる必然性は乏しいと思われ、場合によっては、すべての機関が一部地域に集中する可能性もある。そうだとすると、電子債権管理機関相互間の不渡情報の共有化が必須であり、その実現によって電子債権の支払強制力を高めることが可能となるのではないかとの指摘もあった。

(5) 不渡り時の訴訟制度の問題

手形の流通性・信頼性を高めるために、手形による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、民事訴訟法第 350 条により、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができるとされており、この定めにより、手形の所持人は通常の民事訴訟に比べて簡易な手続によって判決を迅速に得ることが可能となっている。この点が手形利用のメリットであるとの意見が、特に金融機関の実務担当者を中心に指摘された⁷³。

【参考】手形訴訟について

手形訴訟については、通常の民事訴訟と比べて以下のような点に特徴があるとされている。

証拠調べの制限（民事訴訟法第 352 条）

手形訴訟では、証拠調べについて原則として書証に限られており、例外的に、文書の真否と手形の呈示に関する事実についてのみ当事者尋問ができることとされている。このため、調べることができる証拠が制限されており、その結果、迅速かつ簡便に手形判決を得ることが可能となる。

反訴の禁止（民事訴訟法第 351 条）

手形訴訟においては、反訴を提起することができないと定められているため、審理が迅速に行われることとなる。

また、上記以外にも手形判決に対する不服申立てが控訴ではなく、異議の申立てによることなどの点においても特徴があるとされている。

⁷³ 事業会社対象の調査では、手形訴訟を手形のメリットであるとする回答は 3.8%にとどまった。

一方で、電子手形導入実証実験で利用された電子手形は手形法に基づく手形ではないため、簡易・迅速な訴訟手続である手形訴訟は利用できず、不渡り時には民事通常訴訟手続を行う必要があることから、手形の利便性が損なわれているのではないかとの指摘があった⁷⁴。

この点について、特に金融機関を中心に、電子債権についても手形訴訟と同様の簡易迅速に権利を実現できる裁判手続があった方が望ましいとの意見があった。

⁷⁴ 今回の電子手形導入実証実験では、一定の信用力のある企業に対して、平成 16 年 12 月から 17 年 3 月までの 4 ヶ月間に限って実施しただけであるため、実際に訴訟手続の発生するような事例が発生しなかった。

(6) 利用者の範囲

利用者の範囲

今回のヒアリング調査の中で、電子手形サービスの最大の課題として指摘された事項が、電子手形を利用できる取引先の範囲に制限が発生してしまい、利便性に大きな制約が生じるとのことであった。

この利用者の範囲の点について、手形の場合には、高度な転々流通性が確保されており、企業や金融機関が受取を拒まない限り、誰にでも権利を移転させることが可能であるが、電子手形サービスについては当事者間の約款により様々な規定を定めていることなどから、事前に契約を締結している金融機関や企業としか電子手形を流通させることができない⁷⁵。そのため、自社の取引先のすべてに対する支払に利用できず、現金支払（銀行口座振込等）と手形の管理に加えて、電子手形の管理も行う三重の管理になってしまうことから、企業の管理手間を削減できるようにするためにも、電子手形についてすべての先が利用できるようになり、紙の手形が完全に電子手形に移行できることが望ましいとの意見があった。

なお、この点については、企業によってはIT環境や組織体制などに格差があり、特に中小零細企業には環境が不十分な先もあると思われることから、すべての先が自ら電子データでやり取りするのは現実的ではなく、むしろすべての先が利用できるようにするためには、例えば金融機関等に代理で業務を行ってもらうことなども視野に入れる必要があるのではないかとの指摘もあった。

この利用者の範囲の拡大の件については、電子手形サービスにすべて

⁷⁵ 今回の電子手形導入実証実験では、広く一般の企業に参加を呼びかけずに、利用者の範囲を一定以上の信用力があるとされる企業に限定していたために、取引先の範囲の限定が特に顕著であったとの指摘もある。

の金融機関が加盟し、さらにすべての事業者が参加することにより実現できると思われるので、電子債権法制の問題ではないとの考えもあるが、その一方で、電子手形サービスのように手形の機能を代替するために約款で多くの内容を定めることは、企業から理解が困難な商品として敬遠されやすいため、利用者の範囲を広げる上でも制限があり、法律により基礎的な部分を定めて、利用者の安心感を醸成することが、利用者の範囲を拡大していく上では非常に重要であるとの意見もあった。

また、利用者の範囲については、現在、手形を利用している個人事業主⁷⁶が電子債権を利用できなくならないように、電子債権法制においては、個人事業主が阻害されないようにする必要があるとの意見や、一部の中小・零細企業においては預金取扱金融機関ではなく消費者金融に手形を持ち込むケースもあり、金融主体についてもファイナンス事業者を含む幅広い主体が参加できることが望ましいとの意見もあった。

サービスの信頼性向上の観点からの利用者の制限

手形において、当座預金口座を開設できる先(金融機関から統一手形用紙を交付してもらえる先)がある程度限定されていることで、統一手形用紙以外の用紙を使った手形⁷⁷に比較して、統一手形の信頼度が高まっているように、電子債権についても、例えば電子債権管理機関が、電子債権を発行できる参加者について一定の加盟要件を定めることで、電子債権の流通の信頼度を高めることも考えられるのではないかと指摘があった⁷⁸。

⁷⁶ 今回の実証実験においても、125社中3社は個人事業主となっている。

⁷⁷ 統一手形用紙以外の用紙を使った手形については、銀行で支払が受けられず、また信用力も低いとされているので、法律的には有効であるが、実務上はほとんど利用されていない。

⁷⁸ 電子債権を発行できる参加者の加盟要件について、当座預金開設と同程度の基準にするのか、一定の発行限度額を設けるのかといったことについても検討してはどうかとの指摘

一方で、電子債権管理機関への加盟要件について一定の条件を定めた場合には、依然として紙の手形しか利用できない先も発生することになり、利用度合いの広がりには制限を与えることになるため、サービスの在り方次第では、電子債権の発行者（債務者）に対して一定の制限を設けることのみを可能としたとしても、電子債権管理機関の提供するサービスへの参加自体には制限を設けないことが望ましいのではないかとの指摘もあった⁷⁹。

があった（電子手形サービスにおいても上限の設定がされている）。また、電子債権の受取のみを許す企業については、その発行限度額を0円とすることで、発行はできないが受取はできるとの参加形態も認めることもできるのではないかとの指摘もあった。

⁷⁹ 電子債権管理機関への参加について制限を設ける場合において、例えば差押債権者との関係で問題が生じないかとの指摘もあった。

(7) 電子債権の分割・一部譲渡機能

これまでは、手形の機能に着目し、その機能について電子手形導入実証実験で取り組まれた電子手形サービスが現行法制下でどのような対応をしており、新たな制度が創設されるとした場合には、どのような制度整備が望まれるかについて、ヒアリング及びアンケート調査結果による評価を踏まえて検討してきたが、手形には備わっていないが、電子手形サービスには整備されている機能として、事業会社から注目されたのが「電子手形の分割」であり、その利用実績があったことも前述のとおりである。

まず、手形について見てみると、手形は券面であるため、いったん振り出されてしまうと、その券面に記載された金額を分割して譲渡することができず、手形の受取人にとっては、裏書譲渡に当たって一定の利用制限が生じているということのほか、手形割引に当たって必要金額に見合った資金調達に一定の制限があることなどがその課題として指摘されている。

具体的には、例えば1,000万円の手形を受け取った場合に、その企業は自社の仕入先に対して1,000万円あるいは1,000万円以上の支払がある場合には、当該手形を裏書譲渡して支払に利用できるものの、1,000万円未満の場合には裏書譲渡に制限が生じることになる。また、500万円の資金が必要だった場合において、この1,000万円の手形を割引すれば資金を調達することはできるものの、そうすると手形金額と必要金額の差額分の500万円について支払う割引料は余分なコストとして発生するおそれがあるほか、このようなコストを削減するために割引にまわすことを敬遠することもあるとのことである。

このような受取人に生じる課題を解決するために、実務においては例えば親事業者が下請事業者から要望を受けた場合に、1,000万円の手形

1枚ではなく500万円の手形2枚を振り出すなど、手形の振出に際して複数枚の手形を振り出して調整を行うケースもあるものの、この場合には手形の発行事務負担が増加するために、振出企業にとってのコストが増加するとの課題が生じることになる。また、この場合における課題として、印紙税に関する問題も発生するとの指摘がある。これは手形振出の調整の結果、その金額や枚数によっては印紙税の金額が変わり、振出人にとって印紙税コストが増加するおそれがあることを示している⁸⁰。

本調査研究事業の中で、電子手形導入実証実験に参加している企業へのヒアリングを実施したところ、前述のような課題を解決するに当たって、電子手形の分割は有効な機能であり⁸¹、利便性も非常に高かったことから、電子債権についても分割や一部譲渡が可能となる方が望ましいのではないかと指摘があった。

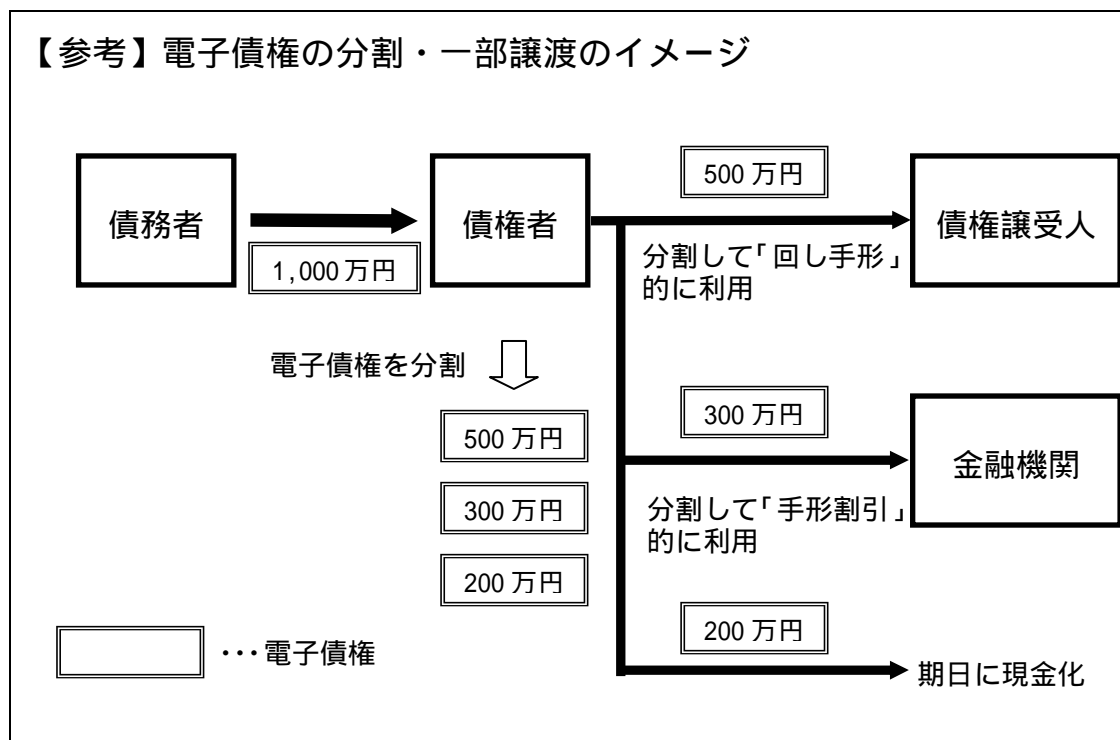
なお、電子債権が分割・一部譲渡できるようになることは望ましいが、分割・一部譲渡が可能となった場合において、元は同一の債権であったにも関わらず、分割された一部の電子債権だけが支払われて、残りは支払がなされないなどといった事態が生じることのないようにすべきではないか、あるいはそのような事態が生じた場合における考え方を整理しておくべきではないかと指摘もあった。

また、分割・一部譲渡に当たっての注意点として、分割等を無制限に認めると電子債権管理機関の負担が過度に大きくなることも予想され

⁸⁰ 印紙税が変わる具体的事例を挙げると、例えば1,000万円の手形（印紙税2,000円）の振り出しについて、500万円の手形（印紙税1,000円）2枚の振り出しに変えた場合にはともに印紙税は2,000円となるため変更は生じないが、600万円の手形（印紙税2,000円）1枚と400万円の手形（印紙税1,000円）1枚の振り出しに変えた場合には、支払う印紙税は合計3,000円となり、より多く印紙税を支払うことになってしまう。一方で、印紙税の減少するケースもあり、例えば非課税である10万円未満の手形ばかりを何枚も振り出した場合などは、そもそも印紙税が発生しないため、印紙税額が減少することになる。

⁸¹ 電子手形サービスと同じ手形レス商品である一括決済方式においても、一部の金融機関の提供するサービスでは、一定の制限を設けつつも分割や一部の譲渡を認めているものもある。

ることから、電子債権管理機関のサービス提供の在り方によっては、約款等で一定の制限を設ける⁸²ことについて、法制で禁止しないようにすべきではないかとの意見や、電子債権制度において電子債権といわゆる原因債権との関係がどのように整理されるかによっては、電子債権が分割・一部譲渡された場合の原因債権の取扱いについても整理することが必要なのではないかとの意見も出された。



⁸² 電子手形サービスについては、電子手形の分割が可能なのは、電子手形の最初の受取人だけであり、流通過程における債権者は分割ができないこととされている。また、電子手形サービスにおいては、電子手形を1回分割する毎に、分割したもから手数料を徴収することになっていることから、不必要な分割が制限されることになるのではないかとの意見もあった。

(8) まとめ

電子債権について特別の立法措置を講ずる場合に、電子債権により手形を完全に代替するような機能を実現するとすれば、現行の手形法において手形に対して認められている取引安全のための制度（二重払い・二重譲渡の防止、人的抗弁の切断、強制力の高い支払遅延等防止措置、簡易迅速な訴訟手続等）と同様の機能が電子債権制度にも備えられることが重要であるとの指摘があった。

また、手形法に明確な規定がない点であっても、学説・判例の集積によって実務上の解釈・取扱いが確定しているものについては、電子債権についても同様に適用ないし準用されるようための措置も必要であるとの指摘もあった⁸³。

電子債権は、セキュリティなどの面で手形とは異なる課題も発生するものの、電子データによるメリットを備えることになることから、IT化の進展が著しい現代経済社会においては、手形と同様の法的保護が与えられることで、実務上広く利用されることになるものと考えられる。

さらに進んで、電子債権について現行の手形を超えた取引安全のための措置を講じるかどうかについては、現行の手形制度が長年にわたって実務上普及・流通してきた経緯を踏まえつつ、さらに検討の必要があるのではないかと思われる。

⁸³ もちろん、電子手形は手形と異なって有体物ではないから、適用・準用の可能性のない規定や取扱いについては別論である。

2．電子債権のファイナンスへの活用上の論点

前節では、事業会社からのヒアリング及びアンケート内容、電子手形導入実証実験における検討内容等を踏まえつつ、特に手形との対比において電子債権の在り方を整理・検討したが、本節では、金融機関の実務担当者をメンバーとする電子債権研究会等で議論された内容を中心に、金融機関が電子債権をファイナンスに活用する際の論点について、ファイナンス手法面と保全面の観点から、特に

- (1) 電子債権の買取り（手形の割引等に相当）
- (2) 電子債権貸付
- (3) 保証
- (4) 担保

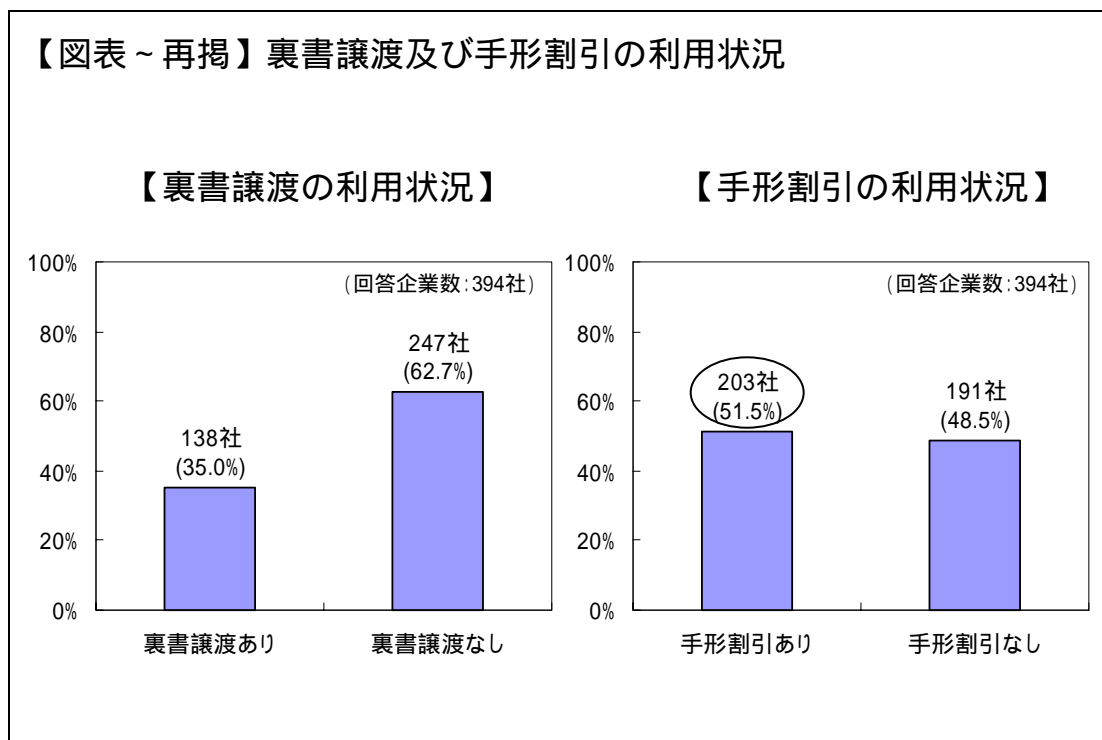
の4つの局面に分類して、それぞれの在り方等を検討している。また、それと合わせて、自己査定上の取扱いやファイナンスに関する事務面など、(5) 金融機関がファイナンスを展開する上で論点となると思われる点についても一部整理している。

なお、本報告書は実務家の立場からの考え方の一つを示したものであり、電子債権法制の在り方によっては、まったく異なる考え方となることもあるものと思われるが、電子債権を巡る今後の検討に資するように、電子債権委員会・研究会等で議論された点を中心として、幅広く寄せられた意見について、論点提示のために紹介しているものである。

(1) 電子債権の買取り

電子債権の買取りの性質及び範囲

企業が売掛債権を活用した最も簡便なファイナンス手法としては、手形割引があり、ヒアリング及びアンケート調査においても、手形を利用している企業のうちの過半数が、早期資金化の手段として金融機関等への手形割引を利用しているとの結果が出ている。(【図表】裏書譲渡及び手形割引の利用状況を参照。)



売掛債権を裏付けとした資金調達の活性化に電子債権を活用することを考える上では、こうした現状を踏まえ、電子債権についても、手形割引同様の早期資金化が可能なスキームが求められるものとの指摘が多かった。

なお、電子債権について、手形割引同様に活用する場合における課題を検討したところ、電子債権を買い取るという概念が現在、存在してい

ないことから、電子債権について「買取り」という概念を明確に位置付けることが必要ではないかとの指摘があった⁸⁴。

また、電子債権の買取りを、手形割引と同様に取り扱うに当たっては、手形の有する無因性等の機能や、手形訴訟のような簡易な訴訟手続なども備える必要があるのではないかとの指摘も受けた⁸⁵。

さらに、電子債権の買取りについて、手形割引的な利用だけでなく、売掛金の買取り的な利用についてもできることが望ましいとの指摘もあった。具体的には、現行の手形から移行するものだけが電子債権として認められ、かつ買取りの対象とされるのではなく、一般的な商取引に基づく売掛債権(売掛金)はもとより、診療報酬債権、未収代金請求権、未収工事代金、国・地方公共団体による支払⁸⁶なども含め、幅広く電子債権及び買取りの対象となることが中小企業金融の円滑化の観点からは望ましいのではないかとのことである。

この場合、電子債権の買取りは、手形割引に該当するような特約(銀行取引約定書)による買戻条件付のものだけではなく、ファクタリングのように買戻条件なしのもの、流動化に代表されるような信託勘定を用いた信託譲渡のような方式も考えられるのではないかといった意見もあった。

⁸⁴ 手形割引の法的性格は、手形の売買であるとするのが、現在の判例・通説の立場である。「手形の売買」の本質は、手形の手形債権としての経済価値の売買であり、紙面の経済的価値の売買ではないとされている。電子債権の買取りについても、手形売買の本質同様、電子債権の電子債権としての経済価値の売買に相当すると考えられるのではないかとの指摘があった。

⁸⁵ 手形の有する機能の観点からの検討内容については、前節において詳述している。

⁸⁶ 国・地方公共団体による支払への電子債権の利用については、後述「国・地方公共団体による支払への活用」を参照。

銀行取引約定書との関係

また、実務上の論点として、電子債権の買取りは、銀行取引約定書第1条(適用範囲)に定める、「その他債務者が金融機関に対して債務を負担することとなるいっさいの取引」⁸⁷に含まれると解されるのではないかとの指摘があった。

また、買取依頼人は、同条に基づき電子債権買取りに係る債務を負い、当該債務は銀行取引約定書第6条⁸⁸に定める買戻請求権の行使対象になると考えることで問題ないのではないかとの意見があった。一方で、同第6条の記載は専ら手形割引を前提にした記載となっており、電子債権のように必ずしも手形の機能を代替することだけが想定されているわけではない債権の買取りについては、必ずしも当該条文に定める買戻請求権の対象にはならず、その対象とするためには、電子債権買取りの利用を想定した構成により明確化する必要が生じるのではないかとの指摘もあった。

⁸⁷ 銀行業界を取り巻く環境の変化、とりわけ銀行業務の多様化により、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮することと、顧客のより自由な選択を可能とすることが求められている状況を鑑み、平成12年4月18日に全国銀行協会が「銀行取引約定書ひな形」が廃止しており、金融機関によっては取引約定書の文言等が一致していないものと思われるが、本報告書では読者の分かりやすさを勘案し、あえて旧来のひな形の条文を想定して記載している。以下、すべて同じ。

⁸⁸ 銀行取引約定書第6条第1項：手形の割引を受けた場合、私について前条第一項各号の事由(*)が一つでも生じたときは全部の手形について、または手形の主債務者が期日に支払わなかったときもしくは手形の主債務者について前条第一項各号の事由が一つでも生じたときはそのものが主債務者となっている手形について、貴行から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務をおい、直ちに弁済します。

(*) 銀行取引約定書第5条第1項第1号：支払の停止または破産、和議開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。同第2号：手形交換所の取引停止処分を受けたとき。同第3号：私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

(2) 電子債権貸付

手形貸付の電子化

前述の「(1) 電子債権の買取り」においては、主に手形割引の観点から検討を進めたが、金融機関からの融資の際に手形を使うケースとして、ほかに手形貸付が考えられる。手形貸付とは、借入用の手形を金融機関に差し入れ、融資を受ける方法で、主に短期の運転資金等を調達する場合に利用されている。企業にとっては、証書貸付に比べ印紙税が比較的安く、事務手続が簡単であるといったメリットがあるため、多くの企業に利用されている。また、金融機関にとっても、金銭消費貸借関係に基づく貸付債権と手形関係に基づく手形債権の二つの権利を保有し、いずれの権利かを選んで行使できる扱いになっており、手形に備わっている簡易迅速な訴訟手続等も活用できるといったメリットを有している。

本実証実験においては、電子手形貸付は行っていないが、商業手形の電子化だけではなく、電子債権貸付のような利用方法⁸⁹もあると更に利便性が高まるのではないかとの意見もあった⁹⁰。

電子債権貸付の法的性質

手形貸付に代わる手段として、電子債権貸付が可能であるとした場合には、手形貸付における手形債権と貸付債権の関係を想定すると、電子債権はその原因債権である金銭消費貸借の履行を確保する手段として登録申請がなされ、電子債権に基づく債権と、金銭消費貸借に基づく債

⁸⁹ 電子債権貸付については、手形貸付の電子化のみならず、証書貸付の電子化も実現できることが望まれると思われるが、本報告書では手形の電子化の観点から、手形貸付の電子化のみを取り上げている。

⁹⁰ 電子手形サービスを運営している信金中央金庫では、電子手形貸付のようなスキームを検討しているが、発展的段階におけるサービスとして現時点ではサービス提供等は実施していないとのことである。なお、一部の大手銀行を中心に、インターネット等を活用して融資契約を締結する電子融資についての取組は既に実施されている。

権とが併存するような枠組みが発生することになるのではないかとの指摘があった。また、この場合の電子債権と金銭消費貸借の弁済期、一方の債権について完成した時効がもう一方の債権に及ぼす効果、一方の債権について時効中断が生じた場合の、他の債権の時効進行に及ぼす影響等手形貸付に係る法的論点等については、電子債権貸付においても手形と同様の考え方で整理することが可能なのではないかとの指摘があった⁹¹。

その一方で、電子債権貸付を実施した場合において、電子債権に基づく債権と、金銭消費貸借に基づく債権とが併存するとしても、両方の債権を行使するのではなく、どちらか一方のみを行使することになるのであるから、例えば電子債権において簡易迅速な訴訟手続が可能で、時効に関する問題⁹²なども解決されるのであれば、2つの債権を併存させなくても、金銭消費貸借契約に基づく電子債権のみが発生するという考え方もあるのではないかとの指摘もあった。

本件については、金融実務家としては手形の延長線上の考え方の方が馴染みやすいのではないかとの指摘はあるものの、電子債権の性質が明確に定まってから、その考え方を整理することが必要と思われる⁹³。

⁹¹ 時効については一般の民事債権 10 年、商事債権 5 年。手形の消滅時効は 3 年後の期日前日となっており、手形の時効が成立しても原因債権の時効が生きていれば請求できることとなっている。

⁹² 時効に関する問題については、後述「時効に関する論点」を参照。

⁹³ 電子債権貸付が可能な場合、専用当座貸越の存在意義は薄れ、手形貸付と共に電子債権貸付に事実上統合されていくのではないかとの指摘があった。

(3) 保証

保証は、債権の保全を高めるために有効な手段であるとされており、経済活動の中で幅広く行われている⁹⁴。電子債権をファイナンスに活用するためには、保証についても検討することが重要との指摘があった。

なお、電子債権に関する保証を考えるに当たって、電子債権に対する保証（手形貸付への代表者保証や手形保証などを想定。）を行うという観点と電子債権を活用したファイナンスが既存の保証の範囲に入るのかという観点の2つで検討を行った。

電子債権に対する保証

金融実務においては、手形貸付（手形割引も含む。）に当たり、代表者の個人保証を徴求しているケースも多い。ファイナンスへの活用の観点からは、電子債権貸付（電子債権の買取り等も含む。）においても、金融機関としては、当該債権に対して代表者の個人保証を得ることが必要な場合も想定されるのではないかと指摘があった。また、手形法上の手形においては、特定の手形債務者のために「手形上で保証」（手形保証）を行う場合があり、電子債権についても同様の保証を付すことが考えられるのではないかと指摘があった。

このような指摘を勘案すると、電子債権を活用したファイナンスの拡充や電子債権の流通性・信用性を担保するために、電子債権については、その金額の全部又は一部について保証を付すことができるようにすべきであると考えられる。

⁹⁴ 中小企業が金融機関から借入れを行う場合に、代表取締役等がその保証人になることが融資慣行として定着しているが、その結果として保証人が過大な責任を追及されるケースが多々あり、経営者の新たな事業展開や再起の阻害などの問題を引き起こしていると考えられることから、平成16年11月に包括根保証を禁止する内容の民法改正法が成立し（平成17年4月1日施行予定）、保証契約の適正化が図られている。

なお、電子債権において保証を実現する具体的な手段としては、電子債権管理機関の保有する電子債権原簿へ保証の事実を記載することにより実現できるのではないかとの指摘もあった⁹⁵。

また、保証に関して、実務的対応としては、代表者の個人保証だけでなく、取引信用保険の付保や信用保証協会が一定割合の保証を付与することで新たなビジネス展開もあり得るとの指摘もあった⁹⁶。

既存の保証の対象範囲

電子債権については、新たな法律に基づく、指名債権とも手形債権とも異なる概念の債権であることからすると、例えば電子債権の買取りは手形法上の手形の割引とは似て非なるものであると考えられ、(手形割引に基づく債権を担保するための)既存の根保証の被保証債権に当然には含まれないのではないかとの意見もあった⁹⁷。

この点については、既存の根保証の被保証債権に電子債権が該当しないと解釈される場合には、根保証契約の条項の見直しが必要になるのではないかとの指摘があった。

なお、この問題については保証だけではなく、担保についても同様のことが生じるものと思われることから、保証だけではなく、担保についても考え方の整理が必要であると思われる。

⁹⁵ 電子債権振出に対する代表者の保証については、あらかじめシステム上代表者の個人口座等を登録しておき、何らかの義務違反が認められた際にスムーズに保証履行を求めるような措置を講じることも考えられるのではないかとの意見もあった。

⁹⁶ 実証実験においては利用されていないが、電子手形サービスについては、個々の電子手形に対して保証を行うことができるスキームとして開発されており、保証の事実がシステム上に登録されることによって、保証が付いていることについて、受取人・譲受人が知り得るものとなっている。

⁹⁷ 銀行取引約定書第1条に定める「その他債務者が金融機関に対して債務を負担することとなるいっさいの取引」に含まれることと解し、現在使用している書面による保証契約を活用できれば有効ではないかの指摘がある一方で、銀行取引約定書上の保証については、包括根保証との関係で注意が必要との指摘もあった。

(4) 担保

担保についても、債権の保全を高めるために有効な手段であり、特に企業間の支払のために発行された電子債権を担保として活用したファイナンスは、不動産担保に過度に依存したファイナンスから脱却し、事業性に着目した融資を展開していく上で、非常に期待されるとの意見があった。

また、電子手形導入実証実験においては、電子債権を担保として取得することなどは想定していないものの、今後のファイナンスへの活用を考慮し、電子債権の担保取得について検討すべきではないかとの意見が強かった。

なお、電子債権に関する担保を考えるに当たっては、a. 電子債権を担保として活用するという観点、b. 電子債権を担保とする場合に担保価値の評価をどのようにするのか、さらにc. 電子債権を活用したファイナンスが既存の担保の範囲に入るのかという観点に分類して検討したが、c. については既に前述の保証の箇所と同様の問題があることを指摘しているため、ここでは前の2点に絞って論点を整理する。

電子債権の担保への活用

a. 担保権の設定方法

売掛債権担保融資などが拡大する中、電子債権を担保とするファイナンスは中小企業金融の円滑化に資するものと思われるため、電子債権について担保設定できるように検討することが重要なのではないかとの指摘があった。

また、電子債権は、指名債権とも、手形債権とも異なる新たな類型として制度化されるものであるが、担保権の設定については、原則として現行法の規定を適用すればよいのではないかとの指摘があった。

なお、現行法下において手形を担保として取得する場合を考えると、譲渡担保又は質権設定による担保取得が可能となっている。ただし、実務的には、譲渡担保（手形の場合、特に商業手形担保と呼ばれる。）による場合が一般的となっている⁹⁸。

この手形の場合を想定すると、電子債権への担保権設定方法は、譲渡担保か質権設定のいずれも可能性として考えられることになると思われる。

なお、この2つの方法のうち、質権については、当事者間の合意により成立する約定担保物権であるが、電子債権を共通のシステムで取引する場合、当事者間の合意に過ぎない質権設定をシステム上どのように反映するかが問題となるのではないかとの指摘があった。

一方、譲渡担保については、手形の裏書同様、システム上も担保取得されていることが所定の電子債権原簿に記載されることになると思われることから⁹⁹、二重譲渡等の事故を未然に防止することが可能となり、法的安定性が高まるのではないかとの指摘があった。そのため、質権設定よりも譲渡担保が望ましいのではないかとの意見があった。

なお、譲渡担保として取得した場合、電子債権自体が新たな類型であるとしても、その性質は指名債権と手形債権の両面を引き継いだものとなることが想定されることから、その担保は商業手形担保と同義とみなせるかどうかの問題となるのではないかとの指摘もある。

ところで、実務上で商業手形担保取得が行われているのは、手形が少額かつ多数の場合や商業手形金額の一部のみ割引依頼がある場合などの実務的な制約がある場面が中心であり、金融機関としては可能であれ

⁹⁸ 機械などの動産を担保とする場合、質権を設定すると当該企業は事業を継続できなくなるため譲渡担保とするケースが多い。

⁹⁹ 振替国債の担保設定にあたっては、取引金融機関の口座管理簿へ担保登録を行うことになっている。

ば、当該担保手形を手形割引と同様に取扱う方が、事務手続面でも合理的かつ効率的であるケースが多いとされている。この点について、電子債権法制が創設され、それに対応したシステムが構築されると、少額・多数の電子債権の買取りも容易になり、従来の商業手形担保取得といった手間が省け、金融機関における事務負担の軽減につながるのではないかと指摘もあった¹⁰⁰。

b. 電子債権担保の被担保債権

電子債権を担保取得する場合、幅広くファイナンスに活用するという観点からは、被担保債権である貸付の形態については、特段束縛されず、手形貸付であっても差し支えないとするのが望ましいとの指摘があった¹⁰¹。

また、当該電子債権が担保取得済みであることを明示するために、電子債権管理機関の電子債権原簿に対して担保権設定を登録できるような制度・システムがあれば便利だとの意見があった¹⁰²。

c. 第三者担保提供の場合

金融実務においては、第三者（関係会社等）が担保手形を差し入れる場合も散見される。

¹⁰⁰ 商業手形担保については、取立代り金に対して差押の効力が及ばないとする裁判例（「担保手形の取立代り金は、手形に代るべきものとして信託譲渡された金員というべきであり、右手形代り金は担保目的が消滅して、右信託譲渡の契約上、返還義務が生ずる場合は格別、そうでない限り、返還義務を負わないものであるから、本件別段預金の返還請求権を有することを前提とした差押えは、その効力を生じない。」とした高裁判決（東京高判昭 37.9.20 金法 320 号 205 項 下巻 132 頁））があるが、これが電子債権担保の場合にも適用されることが望ましいとの指摘もあった。

¹⁰¹ 前述の電子債権貸付が被担保債権となる場合、手形のように人的抗弁が切断される電子債権を担保取得する場合は、当該電子債権の一部買取りさえ認められれば、電子債権を担保取得する意義は低く、ファイナンスの促進の観点からは人的抗弁が切断されない電子債権を担保取得する場合に意義があるのではないかという意見もあった。

¹⁰² どの範囲まで当該情報を閲覧させるかについては、別途検討が必要との指摘がある。

電子債権についても同様に、第三者が債務者のために担保として金融機関に差し入れる場合も想定されるが、この取扱いについても規定されることが望ましいとの指摘がある。

なお、実証実験においては、そのような利用について想定していなかったが、今後ファイナンスへの活用を促進するためにも、法制上の課題及びシステム上の必要事項（二重譲渡の防止策、利用者画面上の表示方法等）を整理することが望ましいのではないかとの意見があった。

d. 日銀適格担保¹⁰³について

現状、手形貸付の際に取得した手形は、銘柄によっては日銀の適格担保の対象となっているが、適格担保となり得る手形はあくまで手形法上の手形となっており、電子手形は適格担保の対象に該当しないものと考えられる。

この点に関連して、貸付等により取得した電子債権が日銀適格担保として認められないかといったニーズが今後金融機関から出てくる可能性があるとの指摘があった。

電子債権が日銀適格担保として認められれば、金融機関としても電子債権の買取りや電子債権貸付がやりやすくなり、その結果、中小企業金融の円滑化にも資すると思われる。

担保評価の在り方

電子債権を担保として活用できるとした場合には、次の課題としてその担保評価がどうあるべきかを検討すべきとの指摘があったことから、電子債権の担保評価の在り方についても論点を整理した。

¹⁰³ 日銀適格担保とは、日銀からの借入の担保として使用できるものをいい、国債や手形などがある。

現行の売掛債権担保融資、ファクタリング、流動化においては、対象とする売掛債権の評価は、取扱金融機関によりその基準は異なると見られるが、おおよそ評価のポイントとなるのは、(a) 支払人の信用力、(b) 依頼人の信用力、(c) 対抗要件具備方法、(d) 代金回収方法（決済の確実性）の4点であり、この組み合わせにより、総合的に判断しているものと思われる¹⁰⁴。

また、手形を担保取得して融資する場合は、基本的に(a) 支払人の信用力と(b) 依頼人の信用力が評価のポイントとなる。

これに対して、電子債権を担保に融資を実行する場合、基本的にはこれらの評価に準じて評価することとなるのではないかと考えられるが、その評価に当たっては、(a) 支払人の信用力及び(b) 依頼人の信用力に依存する面は、現行と何ら変わりはないものと考えられるが、(c) 対抗要件具備方法、(d) 代金回収方法がどのように制度的に担保されるかにより、その評価が大きく異なるのではないかと指摘があった¹⁰⁵。

この点について、電子債権法制は、現行制度よりも利便性や法的安定性が向上することが期待されており、評価という観点からは、特に(c) 対抗要件具備方法及び(d) 代金回収方法がスキーム上向上すれば、その意義は極めて大きいとの指摘もあった。中小企業が現在保有する売掛金の相当程度が電子債権化されれば、金融機関にとって早期資金化に係る審査及び事務手続を、より迅速に行うことが可能となり、中小企業の資金化ニーズに一層取り組みやすくなることが想定される。なお、(c) 及び(d) の観点については、それぞれ次のように考えられる。

¹⁰⁴ なお、上記担保評価については、担保取得の場合に限定せず、買取りの場合における対象債権の評価も含まれる。

¹⁰⁵ 全国の信用保証協会で行っている売掛債権担保融資保証制度の場合、信用保証協会は特に(a) 支払人の信用力と(c) 対抗要件具備方法の組み合わせにより、譲渡債権の額面に対して一定の掛け目を設け、融資上限を定めている。

(c) の対抗要件具備方法に関しては、現行の手形同様の担保価値を認めることを可能とするためには、電子債権について制度上、原則として人的抗弁が切断される方が望ましいとの指摘や、人的抗弁が切断されない電子債権が存在する場合には、その事実が関係者に明示的に分かるようにすることが必要であるとの指摘¹⁰⁶があった¹⁰⁷。

また、(d) の代金回収方法との関連では、手形の場合、金融機関自身が参加している地区の手形交換所に手形を持ち出すことで、特段の債権回収手順をとることなく決済が行われ、決済後の代金を金融機関が直接回収することができる仕組みになっており、決済に係るリスクは、支払人の不渡リスクにほぼ集約される。

一方、売掛金の場合、支払人が()金融機関の指定口座等に直接送金する場合と、()従来どおりの売買代金の支払として、買取依頼人が通常指定する入金口座にいったん送金される場合¹⁰⁸がある。()の場合には、代金の回収について第一義的には買取依頼人に依存することになり、金融機関はサービサーリスク¹⁰⁹及びコミングリングリスク(混在リスク)¹¹⁰を負うことになる。すなわち、顧客口座入金後振替前に買取依頼人が倒産した場合、差押えの対象となること、給与等の支払が先行し、倒産時に資金が残っていない場合もあり得ること等、およそ手形

¹⁰⁶ 人的抗弁が切断されない電子債権の評価については、債権譲渡登記による債権譲渡と同様、一定の事由により債権の減額を想定した評価になるものと思われる。

¹⁰⁷ 電子債権について、手形同様の担保価値を認めることを可能とするためには、人的抗弁の切断の在り方に加えて、遡求権や代金回収方法の在り方についても手形同様の制度が担保される必要があるとの指摘もある。(遡求権の在り方や代金回収方法の在り方については、別途詳述している。)

¹⁰⁸ ()の場合、金融機関は当該顧客入金口座より、振替手続を踏むことで、貸出金や買取債権代金の回収を行うこととなる

¹⁰⁹ サービサーリスクとは、サービサー(債権回収受託者)の回収能力が低下するリスクのこと。

¹¹⁰ コミングリングリスク(混合リスク)とは、原債権者の経営難等を原因として、債権者から回収した資金が原債権者の他の資産と混在(コミングル)してしまい、資金の流れが確保できないリスクのこと。

であれば発生しないリスクが存在することとなる。このようなリスクが存在する限り、担保としての価値が低くならざるを得ないとの指摘もある。

このため、電子債権の資金決済については、売掛金の場合に発生するサービサーリスクやコミングリングリスクが排除され、手形決済同様、スキーム上の決済確実性が担保されるような制度設計が非常に望ましいのではないかと指摘があった。

(5) 金融機関がファイナンスを展開する上でのその他の論点

ここでは、上記のようなファイナンス手法や保全方法ではなく、その他ファイナンスの実施に当たっての論点として、特に 自己査定上の取扱いや 電子債権の買取事務面について、電子債権研究会やワーキング・グループで指摘があったことから、それらの点に言及している。

自己査定上¹¹¹の取扱いについて

実証実験については、平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月までの期間限定で実施されており、自己査定上の基準日となる 3 月末時点では各金融機関の資産に影響を与えないことから、特にその査定評価についての検討は実施されていないものの、今後、電子債権を金融機関がファイナンスに活用していく上では、電子債権を活用したファイナンスについてどのように査定するのかを検討する必要があり、さらに当該査定方法について金融検査マニュアル¹¹²にも反映することが望ましいとの意見があった。

電子債権の買取事務について

実証実験においては、本店で一元的に信用照会や電子手形の割引実行オペレーション等を行う金融機関と、営業店が電子手形の割引申込から実行オペレーションまでを行う金融機関があった。

この点について、特に本店で一元的に処理している金融機関からは、現状の手形割引の事務処理が営業店で行われていることを考えると、事務処理上は、営業店ごとに電子手形サービスにログインして事務手続を

¹¹¹ 自己査定とは、銀行が資産である（貸出）債権の内容を的確に把握して早期に手当を講ずるため定期的に資産の価値を銀行自身が査定して分類する一連の作業のこと。

¹¹² 正式には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（平成 11 年 7 月（最終改訂：平成 16 年 2 月））。金融庁の検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書のことである。

行う方がスムーズかつ弾力的な実施が可能なのではないかといった指摘や、稟議や割引条件の詳細について、本部では把握できないため、本店で一元的に処理した場合には、営業店と本店のやり取りが発生することになり通常の手形割引に比して手間がかかるとの指摘があった。

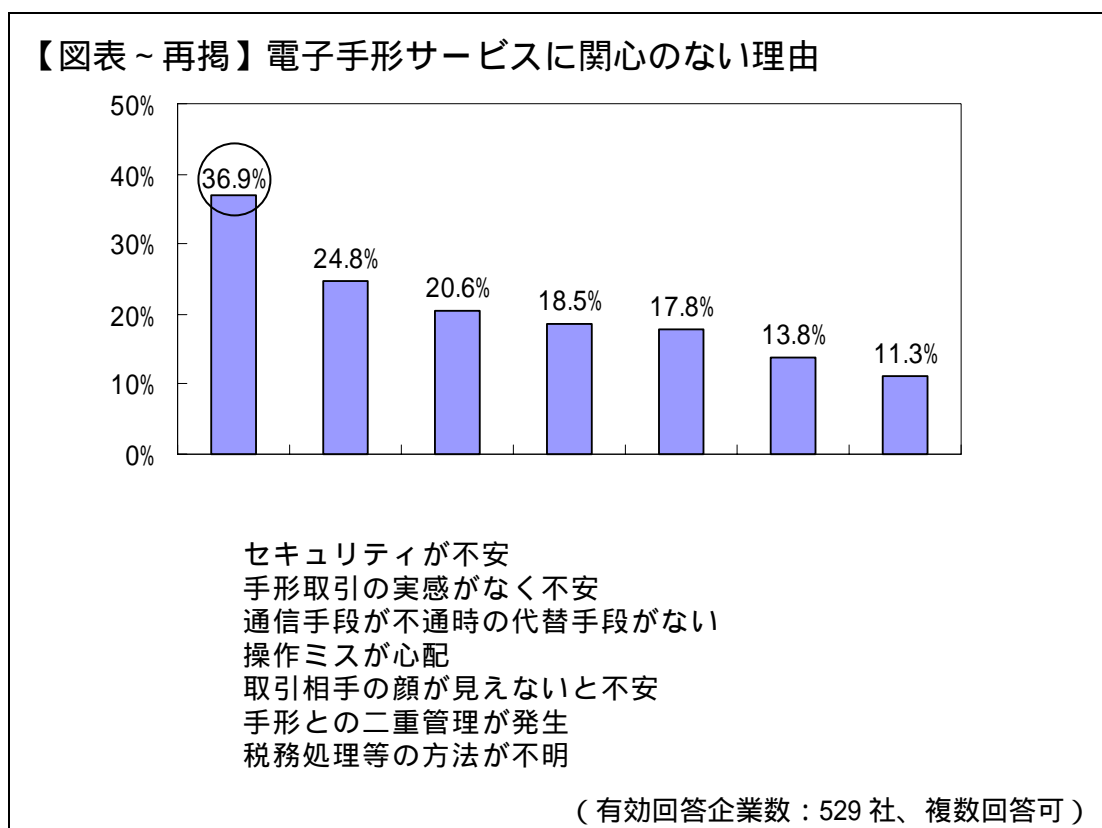
その一方で、現状、情報漏洩防止の観点等から営業店にインターネットを開放していない金融機関もあり¹¹³、営業店ごとに電子債権の買取りの手続を行うことは難しいのではないかとの指摘もあった。

これらの事務手続面については、電子債権法制に直接に影響を与えるものではないと思われるが、電子債権を活用したサービスを展開する上では、事務効率化も重要な観点となるため、今後、電子債権の利用促進に当たっては効率的な事務フローの在り方等についても検討した上でシステム設計することが望ましいのではないかとの指摘があった。

¹¹³ 個人情報保護の観点からカメラ付き携帯電話の持込みを規制する金融機関もあると言われている。

3. 管理機関の信頼性やセキュリティの確保等

今回の調査において、電子手形導入実証実験に参加した企業からは、「新たな決済手段としての利用」や「売掛金の早期資金化」に関する期待があらためて確認された一方で、実証実験においては、インターネットバンキング同様、専用線ではなくインターネット回線を利用することから、ネットワークセキュリティーに関するリスクである「不正アクセス」や「ウィルス感染」などシステム上のトラブルを懸念する意見が寄せられたところである¹¹⁴。（【図表】電子手形サービスに関心のない理由を参照。）



¹¹⁴ 偽造クレジットカード犯罪の急増やハッキングやウィルス感染の脅威等もあり、企業には様々なオンライン取引の活性化に対する警戒感が強いとの指摘もある。一方でインターネットを活用した新しいビジネス展開も拡がりも見せており、厳格なセキュリティ対策が求められているところである。

これらの指摘は、最終的には電子債権管理機関自身に対する信頼性確保の問題や、電子債権管理機関が提供するサービスに対するセキュリティや情報のやり取りの利便性の問題につながるものであるとの意見があったことから、本節では、今後の更なる信頼性及び利便性向上に向け、電子債権管理機関に関する課題や、中小企業のIT環境との整合性や会計ソフトとの連動といったシステム環境面から見た現状及び今後の検討課題について整理した。

(1) 電子債権管理機関

電子債権管理機関の在り方

実証実験においては、前述のとおりデータベースの信頼性を担保するために厳格なルールのもと、信金中央金庫の電子手形センターがデータの管理を全面的に行っている¹¹⁵。

本調査研究事業を通じては、電子債権管理機関の信頼性等の確保のためには、具体的には、データベースの改ざんが容易に行えないこと、バックアップが確実に取られていること等、委託者が安心して利用できるための制度的な要件と技術的な要件を定めることが必要なのではないかといった意見があった。

さらに、自社の保有する債権の情報や自社の負担する債務の情報が、電子債権管理機関によって勝手に変更されることに対する懸念も存在するため¹¹⁶、前述の制度的要件や技術的要件に加えて、電子債権管理機関自身について社会的な信頼性も必要になるのではないかとの指摘があった。

このような観点からは、中立的な第三者機関が電子債権管理機関になることが望ましく、公的かつ客観的な基準による電子債権管理機関の「認可」「認定」制度を導入することが必要ではないかとの指摘もあった。

一方、今後の電子債権の利用形態の拡がりを考慮すると、ある程度新規でも参入しやすいような要件にすることも必要ではないかとの指摘もあった。

¹¹⁵ 電子手形サービスでは、電子手形サービス利用約定第 20 条で、「電子手形の振出は、利用者または他の利用者の振出申込とそれに対する相手方の受取承諾が電子手形データベースに登録されることによって成立するものとします。」と規定されている。

¹¹⁶ この点については、特に電子債権管理機関が電子債権の買取り等を行っている場合に、当該電子債権管理機関が管理している電子債権について、自社を債権者としてデータ改ざんするおそれがあるのではないかといった意見があった。

また、電子債権管理機関について、電子債権を手形のような決済手段として活用することを想定した場合、手形における手形交換所のように地域ごとに構築するのが望ましいのではないかといった指摘や、電子データであることから集中的に管理する電子債権管理機関を全国で一つ構築することが最も効率的かつ理想的なのではないかとの指摘があった。

また、その一方で、民間における複数の電子債権管理機関の構築を認め、競争を通じて利用者の利便性の向上を図る方向性も検討されるべきとの指摘もあった¹¹⁷。ただし、そのように複数の電子債権管理機関が併存する場合においても、不渡情報については、電子債権管理機関相互に共有する必要があるのではないかとの指摘もあった¹¹⁸。

その他、実証実験では信金中央金庫が電子手形センターを運営していたが、例えばこのように銀行等預金取扱金融機関が電子債権管理機関になるとした場合など、業務として行うことができるものを制限しているような銀行法等の関係についても整理することが必要なのではないかといった指摘もあった。

電子債権管理機関の破綻時の問題

さらに、電子債権管理機関に関する論点としては、電子債権管理機関の破綻時の対応検討も必要なのではないかとの指摘もあった。実証実験では信金中央金庫が電子手形センターを運営していることから、この点についてはあまり問題とされなかったが、民間企業が電子債権管理機関を複数創設することを念頭に置くと、短期的には電子債権管理機関とし

¹¹⁷ このような場合においては、大手銀行による寡占によって企業や地域金融機関に不利益が被らないような手当ても必要ではないかとの意見もあった。

¹¹⁸ 電子債権管理機関における不渡情報の共有化に関する論点については、第 4 章 1 .(4) において詳述している。

での参入を制限することにより破綻を防止することは可能と思われるものの、長期的な観点からは電子債権管理機関の破綻もあり得るのではないかとの指摘がなされた。

この点について、電子債権管理機関の破綻が生じた場合に、最大の問題は電子債権管理機関が有する電子債権原簿上の情報が紛失されてしまうことであると思われることから、情報セキュリティ及びバックアップ等については相当程度の要件が必要との指摘がなされた。

また、電子債権管理機関が破綻した場合に、電子債権の決済や移転が実現できなくなるとすると、利用者に多大な負担をかけることになると思われるので、電子債権管理機関破綻時のバックアップ機関のようなものも必要となるのではないかとの指摘があった。

電子債権管理機関における情報の取扱い及び守秘義務の論点

実証実験においては、参加企業の登録に当たり、申込金融機関経由からの企業登録情報をもとに、信金中央金庫が登録作業を行っている¹¹⁹。

しかしながら、この点について電子債権管理機関への過度の責任を回避する観点からは、顧客データの漏洩や登録ミス等がおこらないように、ホームページにアクセスした企業自身が、ネット上で登録できるような仕組みにした方がよいのではないかとの指摘がある¹²⁰。

一方、インターネットに不慣れな中小企業の参加を排除しないという観点からは、金融機関が代理で情報を入力できる仕組みがあっても良いのではないかとの考え方もあり、自社からの電子登録かあるいは金融機

¹¹⁹ 実証実験においては参加企業の同意のもとに行っており問題ないが、今後電子債権を考える上では、金融機関から電子債権管理機関への情報の提供が守秘義務との関係で問題ないかについて確認する必要があるのではないかとの指摘がある。

¹²⁰ 登録ミス防止に加えて、例えば企業が任意に記入してきたパスワードについても、アルファベットの「1」なのか、数字の「1」なのか、といったことを、確認する手間が省け、電子債権管理機関の事務負担軽減にもなるとの指摘もあった。

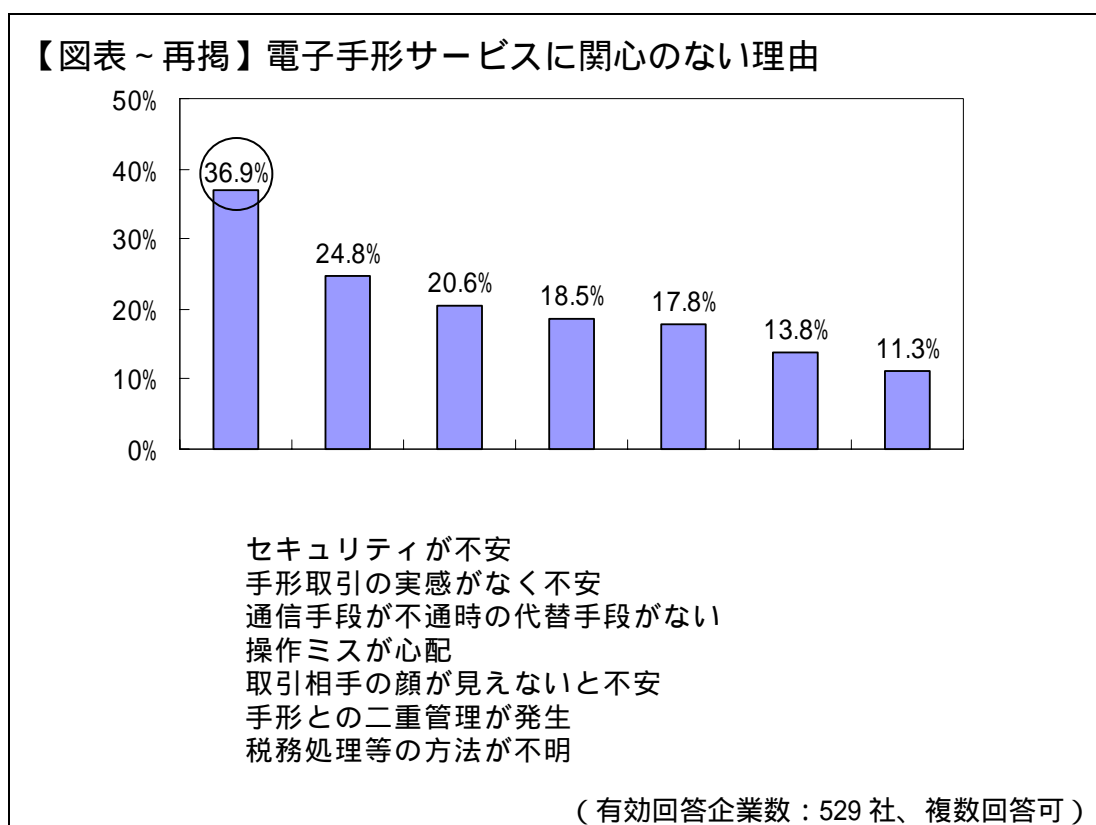
関による代理入力かについて企業が選択できるようにすることが望ましいのではないかとこの指摘もあった。

また、電子債権管理機関においては、登録された企業情報だけでなく、電子債権の発行情報やその決済情報といった情報も蓄積されることになる。これらの情報は金融機関が与信を行う上でも有用な情報であり、こうした情報を活用した新たなファイナンスが望ましいとの指摘もあった。

一方、情報を公開したくない企業も存在するので、情報公開については任意としてはどうかといった指摘や、電子債権管理機関が膨大な情報をもとに優越的な地位を利用した行為を行わないための措置も検討すべきではないかとこの指摘もあった。

(2) セキュリティの確保

前述のとおり調査結果からは、セキュリティに関して、不正アクセスやウィルス感染を懸念する声が多かったことから¹²¹、ここでは利用者の利便性と安全性から見てどのようなセキュリティ対策が望まれるかについて整理する。



今回のヒアリング結果によると、インターネットは中小・零細企業に浸透し、インターネットバンキングやファームバンキングについても、7割の企業が利用している状況にあり、電子データを活用した金融取引には一定の普及が見られる。

また、一部の企業の中には、企業の取引データを電子化し、ペーパー

¹²¹ 電子手形サービスに対するアンケート調査の結果では、約3社に1社の割合で、電子データであることによるセキュリティ面での不安について懸念を抱いていた。（【図表】電子手形サービスに関心のない理由を参照。）

レス化されることに対する不安もあったが、電子化は時代の趨勢と捉える企業が目立っており、電子化自体については今後さらに進展するものとする企業の意見が多かった。ただし、そのような中においても、データの改ざん、漏洩等に関する意識は非常に高く、システム構成やデータ暗号化についての質問や意見も複数の企業から寄せられた。

このような意見を踏まえて、セキュリティ面を検討すると、まず、実証実験においては、電子手形サービスを提供するインターネットサイトにユーザーIDとパスワードでログインすることになっているが、ID・パスワード方式はインターネットを介したサービスにおいて既に一般的なログイン方法であることから、インターネットサイトへのアクセスにIDとパスワードによる方式を用いることは、利用者にとって、特段、違和感はなかったようである。

一方で、電子手形サービスでは、本人確認及び非改ざん性の確認の観点から、電子手形センターに送信するデータについて、電子署名による電子認証の仕組みを活用しており¹²²、この電子認証については、パスワード一つで操作できるインターネットバンキング、ファームバンキングからすると、一定の安全性が確保されているとの利用者からの高い評価を得る一方で¹²³、安全性確保の観点から様々な点で厳格な運用を行っているため、利便性に欠ける面があるとの指摘もあった。

¹²² 信金中央金庫が運営する認証局は、一定の要件を満たした事業者等が取得できる電子署名法（平成13年4月施行。正式には「電子署名及び認証業務に関する法律」という。）に準拠した特定認証業務の認定を受けた認証機関であり、その署名の付された電子データは本人の意思に基づき作成されたものであると推定され、裁判においても証拠として用いることが容易になった。

¹²³ 電子手形サービスでは金融検査マニュアルが定める安全対策基準に基づく診断を実施し、システム面及び運用面から一定水準以上のサービスレベルを保っている。具体的には、ファイアウォール等を設け、ハッカーやウィルス等を全て遮断することでシステムの安全性を確保している。加えて、電子手形センターでは、システムベンダーのデータセンターにシステム運用を委託しており、システム上、不正侵入等に対して24時間監視する体制を構築している。

具体的に多く指摘されたのは、電子署名法が想定する認証が個人認証であることに起因する問題と ICカードの受領方法に関する問題である。これらの点については、以下に詳述する。

電子署名法が想定する認証が個人認証であることに起因する問題

電子署名法に基づく電子認証では、対象が自然人に限られているため、どの企業が行った行為であるかということを認証する仕組みとなっていない。そのため、以下のような点で不都合が生じるのではないかとの意見が多くあった。

この認証の点について、信金中央金庫の運営する電子認証サービスでは、まず、法人と信金中央金庫とで契約を締結した上で、誰に ICカードを持たせるのかを企業から信金中央金庫に届け出る仕組みとなっている。その上で、電子手形サービス利用約定において、ICカードの所持人が署名した電子手形については、当該企業が行った行為とすることに、企業として契約している。この場合、電子手形サービス利用約定においては、確かに法人の行った行為とみなされるが、電子署名法の観点からみると、誰が署名したかという個人の特定にすぎないことになる。

さらに、この場合、ICカードは、企業ではなくユーザー個人に帰属することから、人事異動や担当者の変更の都度、ICカードを失効し、新たな個人を届け出た上で ICカードを発行することとなる。したがって、社内において ICカードを使用することができる権限者が替わっていた場合でも、ICカードの失効処理を行わない限り、本来失効されるべき ICカードを使用される危険性が残るとの指摘があり、リスクの面でも事務手続や管理面での繁雑さの面でも企業の負担があるのではないかと指摘があった。また、このような問題については、企業サイドだけではなく、金融機関にも同様の問題が発生することとなる。

ICカードの受領方法に関する問題

次に、ICカードの受領方法に関する問題についてであるが、電子署名法施行規則第5条（利用者の真偽の確認の方法）によると、「名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便」と明記されている。すなわち、現行、利用可能な郵便の方法としては、事実上、本人限定受取郵便による手段しかないとされていることから、住民票記載の住所に郵便物が送付されることとなる。

この点について、実証実験では、他人に成りすました取引が行われることを防ぐために、秘密鍵を格納したICカードが確実に本人の手に渡るように、電子署名法に規定する本人確認レベルを満たしている「本人限定受取郵便（基本型）」¹²⁴にて、ICカードを送付することとなっている。これにより、確実に本人の手に渡ることを実現しているが、日中、指定された郵便局の窓口に取りに行くことが難しいケースが多く、指定された郵便局が勤務先から離れている場合、休暇を取って取りに行くという事例もあり、担当者にとって負担が大きいのではないかと指摘があった¹²⁵。

また、通常の場合、業務上で使用するものを個人の自宅宛に郵送されることは極めて稀であり、商慣習と照らしても馴染まないという意見に

¹²⁴ 本人限定受取郵便（基本型）とは、本人のみが当該郵便物を受取ることができる制度であり、受取人に対して郵便局からの通知書が住民票記載の申込み者の自宅宛に送付され、運転免許証等、本人を確認できる資料を持って郵便局の窓口で交付を受けるというサービスである（代理人を指定することもできる。）

¹²⁵ ユーザーPINの送付についても同様に、ユーザー本人の自宅宛に配達記録郵便にて送付していることから利便性が悪いとの指摘がある。具体的には日中に配達されることから、ほとんどの場合、ユーザー以外の家族が受け取ったケースがほとんどではないかと推測される。このような事情から、ユーザーPINを紛失し、ICカードが使えなくなった、つまり、電子手形サービスを利用できなかった企業が6.4%あったとの調査結果が出ている。

加え、郵便局への留置き期間を経過して認証局に戻ってきたものも数社あり、利便性が悪いとの指摘があった。

なお、これに関連して、電子署名に関する事務手続については、そもそもICカードの授受等で申込みから利用開始までに相当程度の日数がかかるとされているが、このような利便性の低さから、事務手続に相当の日数がかかり、実際に電子手形サービスを利用できるまでに1か月以上かった企業も相当数あったとの指摘があった。

上記及びの課題は、電子手形サービスが本人確認等のレベルを高めるために電子署名のような比較的高水準の技術を用いたことにより生じた課題であり、ここまでの技術水準を求めなくとも、一定程度のセキュリティレベルが確保されるのであれば、IDやパスワード方式も含めて利便性や普及度を勘案の上で、利用企業が選択できるというサービスの在り方も考えられるのではないかと指摘があった。

また、以上のような課題を解決し、今後、電子債権を活用したビジネスを普及させるためには、法人を認証できる仕組みや必要書類等を勤務先で受領できる仕組みが創設されることも望ましい方向なのではないかとの意見もあった。

以上を総括すると、実証実験における電子認証サービスを利用した安全性の確保については一定の評価を得られていると言えるが、一方で、電子認証サービスの利用に当たっては費用負担や事務負担が発生するため、一部の中小企業においては、利用困難なのではないかと指摘もある。

これらの意見を踏まえると、電子債権の普及に当たっては、安全性と利便性のバランスを如何に確保するかが重要だと思われる。そのような

観点からは提供するサービスの内容に応じたセキュリティレベルの設定が認められることが望ましいのではないかと指摘があった¹²⁶。

¹²⁶ 電子債権に対するセキュリティの確保に当たっては、電子認証が必要か否か、また必要だとしても特定認証であるべきか否かも含めて、技術的中立性の観点も含めつつ、検討が必要なのではないかと指摘があった。なお、それに関連して、今回の実証実験で使用した「信金中央金庫電子認証サービス」は特定認証業務の認定を取得しており、設備上も事務取扱い上も、極めて厳格なルールで運用されているが、汎用性に乏しく、都度、変更の申請を行い、主務官庁の承認を得る必要がある。その厳格な運用ルールは、現状、金融機関が提供するサービスレベルをはるかに上回る弾力性のないルールであり、他のIBやFBといった商品と比較しても、相当な乖離がある。電子署名法からすると、特定認証業務の認定はひとつの目安にすぎないため、特定であることにどこまで拘る必要があるかについて議論が必要と指摘があった。

(3) 企業のIT環境等との整合性

ヒアリング調査の中では、システムの利便性の観点から、企業のIT環境等との整合性を踏まえて内容を検討することが重要との指摘もあった。以下では、電子債権制度の実務的な普及拡大のために必要となる企業のIT環境から見た電子債権の在り方について検討する。

企業のIT環境との整合性

企業のIT環境について、ヒアリング調査の結果を見ると、ほとんどの企業で複数のパソコンを接続したLAN環境が整備されており、インターネットについても、多くの企業が接続している。

また、インターネットバンキングやファームバンキングなど「支払手段の電子化」についても、7割の企業が利用していると回答していることから、既に相当程度のIT化が進んできているのではないかとと思われる。

このように企業においてもIT化が進んでいることから、電子手形サービスへの操作面での抵抗については、マニュアル等が整備されていることもあり、企業において比較的小さかったようである¹²⁷。

ただし、操作面での質問や抵抗感が少なかった一方で、電子認証サービスのソフトのインストールにおいて、企業側のネットワーク環境、ファイアウォールの設定、OSやブラウザのバージョンの問題等に絡み、電話によるサポートのほか、現地訪問サポートが必要な企業が多数あった。特に、システム管理を社外に委託している場合、インストール作業に時間がかかることもあった。そのため、今後、幅広く中小零細企業にも利用してもらうには、サービス提供に当たって、電子認証等を行うた

¹²⁷ 実際、ヒアリングやヘルプデスクへの照会においても、電子手形サービスの操作の仕方が分からないという声はほとんど聞かれなかった。

めのソフトのインストール作業の簡素化及びサポート体制の強化が必要となるのではないかとこの意見があった。

また、前述のように大多数の企業においては、インターネット環境が整備されているものの、その一方で、インターネット環境が整っていない企業も依然として存在すること、また実証実験におけるサポートの状況を鑑みると環境は整っていても電子的な手段を使いこなせていない企業も多数存在するのではないかとと思われることから、そのような企業への配慮もしないと、かえって一部の企業を商取引から阻害することになるのではないかとこの懸念の声も聞かれた¹²⁸。

会計ソフト等既存システムとの連携

実証実験において、手形の管理に会計ソフトを利用していると回答した企業も存在し、そうした企業については、会計ソフトとの連携を一時的に解除した上で実験に参加したケースがあった。

こうした企業からは、二重管理となり、メリットどころか、かえって事務処理が繁雑になるとの声があり、データ入力の二重作業を避けるため、企業が導入している既存の会計ソフトとの連携が、普及上、大きな課題となるのではないかとこの指摘もあった。

電子債権の活用にあたっては、会計ソフトとの連携など既にある企業内のシステムと連携できることが望ましく、会計ソフトとの連携の実現により、例えば会計ソフトに持たせている振出情報（支払金額、支払期日、受取人等）から自動的に電子債権を発行することも可能になるのではないかとこの意見もあった。また、逆に、振り出した電子債権の電子情

¹²⁸ この点については、近時、IT化は通常の経済の潮流であり、過度なシステム投資の必要がなく、パソコン等を用意する程度の条件であれば、企業の商取引を阻害するというほどの水準とはならないのではないかとこの指摘があった。

報を会計ソフトに反映させるというような利用も可能となり、利用者の利便性の向上に資するのではないかと意見もあった。

このようなことから、電子債権制度を普及させるためには、会計ソフトをはじめとして企業が保有する既存のシステムとの親和性を勘案しつつ、それら既存システムとの連携を実現することがサービス普及のポイントとなるのではないかと指摘があった。

(4) その他の論点

前述のような論点とは別に、システムについてほかにも指摘された点があることから、本節ではシステムに関連して、電子債権制度を普及させるに当たって検討が必要とされた企業コードの問題等について、以下のとおり整理する。

統一企業コード

電子債権管理機関と各企業や金融機関のシステムとの連携の観点から、「統一企業コード」を制定することが必要ではないかとの指摘もあった。

現状では、「A」という企業を、ある取引企業では「1」、金融機関では「2」、また別の金融機関では「3」と識別している。今回の実証実験の対象であった電子手形サービスという閉鎖された世界では、企業について複数のコードが付されることはなく、共通の企業コードを用いられているものの、ひとたび電子手形を利用する各企業、金融機関のシステムとの連携からすると、電子手形サービス上で割り振った企業コードは、自前の企業コードに変換しなければ、何の意味もない数字でしかない。したがって、企業版背番号制のような、誰が見ても「A=1」と認識できる仕組みを検討する必要があるのではないかとの指摘があった¹²⁹。

これら企業コードについては、電子債権管理機関が複数併存し、電子債権が転々流通する場合には、特に統一されている必要性が高いと思われることから、電子債権の普及のためには、利用者の利便性向上とプライバシー保護等も勘案の上で、今後必要性を議論する余地があるのでは

¹²⁹ 企業コードとしては、現状、商業登記番号や帝国データバンク等が設定する企業コードが存在しているが、これらについても、すべての企業が対象になっているわけではなく、また、登記しない個人事業主を網羅するコードは実在しないため、商取引の共通インフラとしては不十分なのではないかと言われている。

ないかとの意見があった。

その他実証実験を通じた意見

実証実験においては、取引の相手方が操作をしても、ユーザーが自らサービスにログインし、確認しなければ分からない仕組みとなっているため、振出や受取等を忘れるケースが多数あった。電子債権の活用促進に当たっては、利用者が自ら確認しなくても、メールで通知されるような機能等があると良いとの指摘があった。

また、電子手形の振出や受取について、実際に打ち込む担当者とそれを確認する担当者とが違う場合などには、画面上で確認するだけでなく、紙に当該内容を印刷して社内での決裁書類として保管しておきたいとの理由から、電子情報としての保管だけでなく、紙としての保管も簡便¹³⁰であった方が利便性が高まるのではないかとの意見や、幅広く電子債権が活用されることを想定すると、IT技術に慣れてない中小企業や個人事業主も多数存在することから、極力負担が少なく使い勝手の良い仕組みにすることが望ましいとの意見も多かった。

その他、電子手形サービスでは、支払期日の5営業日前以前に対応する必要があるが、この場合には緊急の支払処理に対応できないので即時の支払にも対応できるシステムの方が望ましいとの意見なども見られた。

¹³⁰ 紙としての保管を簡便にする方策として、例えば実務的には画面印刷機能などが備わっていることが望ましいとの意見があった。

4．金融機関の既存決済システムとの親和性

電子手形導入実証実験では、電子手形を用いて実際に資金決済まで行うことから、特に金融機関の担当者を中心に、その資金決済の在り方について、手形交換制度や全国銀行内国為替制度（以下、「内国為替制度」と言う。）¹³¹など既存の決済システムとの関係や、さらには金融機関の勘定系システムとの連関の在り方などについて、関心が集まった。

本節では、金融機関の実務担当者へのヒアリング調査の結果を踏まえて、電子債権制度の創設に当たってその資金決済を見据えた場合、どのような論点が発生するかについて整理している。

¹³¹ 内国為替制度とは、国内の金融機関の間で振込等に関する通知の接受とその決済を行うための制度である。

(1) 手形交換制度との比較による電子債権の決済インフラの在り方

電子手形サービス同様に、手形のような決済手段として電子債権を活用するに当たっては、電子債権の期日における資金決済方法について、手形交換制度と同様の方式を踏襲するのか、あるいは別の方式を活用するのかについても検討する必要があるとの意見があったことから、以下では手形交換制度を考慮しつつ、電子債権の決済の在り方を検討する。

手形交換制度における決済上の課題

現行の手形交換制度では、手形決済は金融機関間決済と、金融機関対顧客（支払人）決済の二段階に分けて行われる。金融機関間決済は日本銀行の当座勘定を利用して、持出手形と持帰り手形の差額決済（交換戻決済）が行われ、金融機関対顧客決済は持帰り金融機関内で顧客当座預金口座からの引き落としにより行われる。ただし、これらの決済については、対顧客決済を先に行い、個別の手形の決済を確認してから（不渡りになっていないことを確認してから）、金融機関間決済が行われるという仕組みにはなっておらず、対顧客決済が行われるか否かにかかわらず、いったん金融機関間決済を行うこととなっている。また、手形の不渡りが発生した場合は、支払側の金融機関は付箋を付して手形現物を返還し、いったん金融機関間で決済された資金を取り戻すこととなっている。このような決済の仕組みは「取立型（または逆引き型）」の決済方式とされている。

なお、この現行の手形交換制度のような「取立型（逆引き型）」の決済方式は、国際決済銀行（B I S）が策定した「システミックな影響の大きな資金決済システムに関するコア・プリンシプル」に一部適合していないと指摘されており、決済の仕組みとしては問題点があるとの指摘

もある¹³²。例えば、東京手形交換所規則では、金融機関が交換戻決済を行えなかった場合、その「銀行が持出した手形および持帰った手形を繰戻し、新たに交換戻決済の手続きを行なう」(同規則 51 条)とされている。持帰り金融機関は、持ち帰る手形が不渡りになるかどうかについて事前に管理することができないため、当該手形が実際に不渡りになるか否かにかかわらず、交換戻決済時に立替払いをしている状態にあり、持帰り金融機関はその資金を準備する必要がある。万一、不正に高額の手形が切られた場合等、持帰り金融機関は、その手形が決済されるかどうかにかかわらず、いったん多額の決済資金を金融機関間で支払わなければならないため、決済が不安定になるばかりでなく、当該金融機関が調達困難に陥ったり、交換戻決済後、持出し金融機関が破綻したりした場合には、立替払いした資金が戻らないといった問題が生じる可能性があるとしてされている。

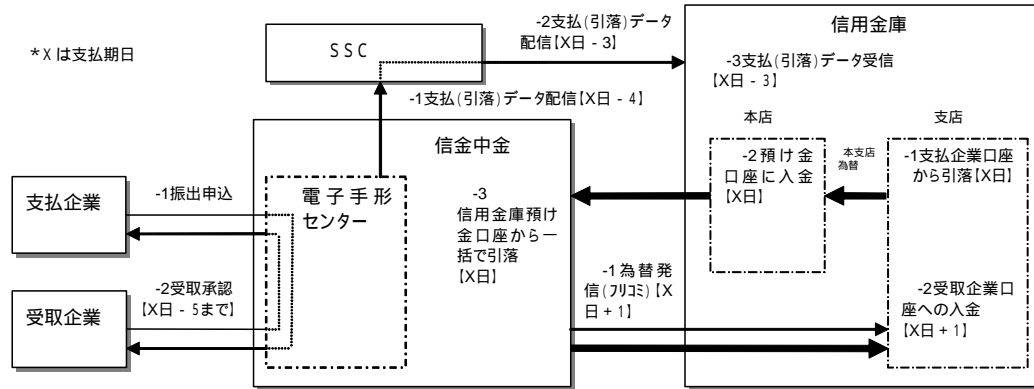
電子債権の決済の在り方

実証実験で利用した電子手形サービスについては、電子手形の決済に関して、事前に支払企業からの口座引落を行い、口座引落ができた電子手形のみ支払期日の翌営業日に、電子手形の受取人の指定口座に入金する仕組みとなっている。(詳細は【参考】電子手形サービスの決済スキーム図を参照。)ただし、支払期日の決済において、前述の「逆引き」と同様の問題を内包しているのではないかとの指摘もあった。

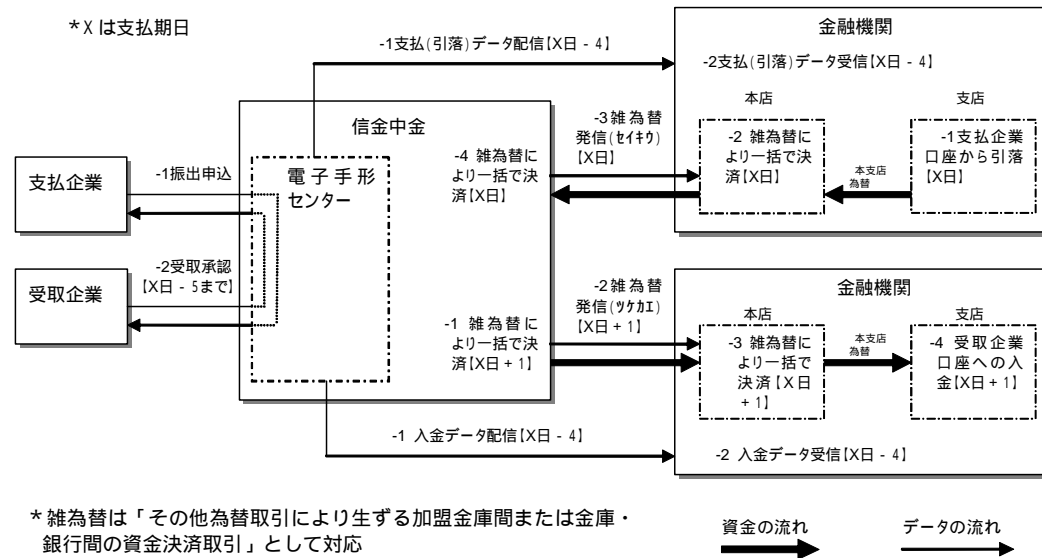
¹³² 全国銀行協会事務委員会報告書「国内の主要決済システムの「決済システムに関するコア・プリンシプル(基本原則)」(BIS策定)への適合状況に関する自己評価」(2001年12月)においても、手形交換制度は参加者に決済不能があった場合には基本的に繰戻し手続によらざる得ない制度であり、繰戻しによる影響を極力抑えるため可能な限り再計算処理を早期に完了させることが重要であるとしている。

【参考】電子手形サービスの決済スキーム図

< 信用金庫業界内の資金決済イメージ図 >



< 信用金庫業界以外との資金決済イメージ図 >



(出典) 信金中央金庫資金決済検討用資料

電子債権の資金決済の在り方を考えるに当たって、電子債権を大量一括決済処理するような新たな決済方法について検討するのであれば、現行手形交換制度の大量一括処理を前提とした制度設計の利点を認めつつも、手形交換制度で指摘されている問題点を解決できるような仕組みを検討することが望ましいのではないかと指摘があった。

また、電子手形サービスについてのコメントの中で、現金化した電子手形の金額について、実際に受け取ることができるのは支払期日の翌営業日となっているが¹³³、振込のように当日の現金化が可能となる仕組みが望ましいとの意見があったことから、手形交換制度の課題を解決するのみではなく、電子的手段という特性を活用した新たな決済方式を考えることが利用者の利便性を高めるためには必要なのではないかとの意見もあった。

なお、このような観点に関して、既存のインフラを活用するという前提に立つと、現行の内国為替制度を利用すれば上述の手形交換制度の問題点を解決することが期待されるのではないかとの意見があったが、その一方で、電子手形サービスのように手続の関係上で即時決済での対応が困難となることも想定されるので、内国為替制度を利用する場合には即時決済に現行システムがどの程度対応可能なのかを検討することが必要になるとの指摘もあった。具体的には、電子債権データをシステムティックに振込用データに返還することは技術的には可能と思われるが、そのデータを大量一括処理させるために必要な条件等について検討が必要ではないかと言われている。システム上の制約と、あるべき商品設計とのバランスをどのように取るかについては、今後更に検討することが望ましいのではないかとの指摘があった¹³⁴。

¹³³ 手形の場合、入金日は支払期日当日であるが、現金化は支払期日の翌営業日となっている。電子手形サービスの場合には、支払期日に引落を行い、支払期日当日に引落を確認した後に入金手続をする関係上、引落確認のための事務手続期間が発生し、実際に入金されるのは支払期日の翌営業日となっている。

¹³⁴ 例えば依頼返却のような大量処理になじまない慣行についても手形を踏襲して認めるべきかどうか等も課題となることが予想され、商品設計次第では、現行の売買代金決済の慣行を変える可能性があるとの指摘もある。

(2) 金融機関の勘定系システムとの連携による決済の効率化

決済の効率化という観点からは、金融機関の勘定系システムとの在り方についても検討が必要なのではないかとの指摘もあった。

実証実験の対象となった電子手形サービスでは、企業から他の企業へ、あるいは企業から金融機関への指示・依頼事項（データ入力）は、金融機関の勘定系システムと切り離していることから、ダイレクトにデータが反映していなかった。このように電子手形サービス上のデータ入力と金融機関の勘定系システムとを切り離すことは、システムの安全性の観点からは望ましいとの意見もある一方で、両者の間にタイムラグが生じるという点で問題もあるとの指摘があった。

この点に関して、例えば電子手形の割引を実行する場合、電子手形サービス上で金融機関が実行オペレーションし、企業に実行完了の通知が即時に行われる一方で、実際に実行代り金が当該企業の預金口座に入金されるのは、勘定系のオペレーションが完了した後になるというような状況が生じている¹³⁵。また、このような場合において、電子手形を管理している電子手形センターにおいても、金融機関から企業に対して当該金額が、実際に入金されたかどうかという確定情報は持ち得ないという結果になっている。

以上を勘案すると、電子債権管理機関のデータと金融機関の勘定系システムを連携させることにより資金決済の即時性も増し、サービスの向上に資するのではないかとと思われるものの¹³⁶、その安全性などを勘案しつつ、効率的なスキームを検討するべきではないかとの意見があった。

¹³⁵ 今回の実証実験においても、電子手形の割引完了の通知確認後に、割引依頼企業が金融機関に口座照会しても、未入金であったとの事例が出ている。

¹³⁶ 電子債権管理機関について、預金取扱金融機関に限られるかどうかは決まっていないため、一律に連携させることを求めるのは慎重であるべきとの意見もある。

5 . その他

これまで電子債権について、決済手段として手形同様に安心して利用できるための法制度上の論点及びシステム上（セキュリティ上）の論点を整理するとともに、貸付手段としても手形同様の機能を果たすための論点等について整理してきた。

最後に、これまでに整理した論点以外で、企業、金融機関それぞれにおいて実務上は明確にしておくことが望ましいと思われる論点として指摘された以下の事項について整理している。

- (1) 税制に関する論点
- (2) 会計に関する論点
- (3) 時効に関する論点
- (4) 国・地方公共団体の支払への活用に関する論点

(1) 税制に関する論点

今回の電子手形導入実証実験については、信用力の高い企業を対象としてサービス提供したために、実験期間中において電子手形の不渡りは発生しなかったものの、手形のように不特定多数の主体が利用する支払手段については、その不払いが発生する可能性が高く、そのような場合に損害を被る企業に対する税制等の優遇策を検討することも重要なのではないかとの指摘があった。

なお、手形については、企業が保有する手形について手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、法人税法第52条第1項、法人税法施行令第96条第1項第3号及び法人税法施行規則第25条の3において、金銭債権の100分の50に相当する金額について無税にて償却できるととされており、取引先が手形不渡りを出して、手形債権回収が困難になった場合の企業への優遇措置として有用であるとの指摘がある。

この点について、電子債権についても手形と同様の措置があることにより、支払手段としての有用性を高めることができるのではないかと思われることから、電子債権法（仮称）が創設された暁には、例えば法人税法施行規則について「手形交換所による取引停止処分」に加えて、「電子債権管理機関における取引停止処分」のような事項を追加させることが重要なのではないかとの指摘があった。

(2) 会計に関する論点

電子手形導入実証実験を進める上で、その取扱いについて論点となったものの一つに、「電子手形」の会計上の取扱いがどのようになるかという点がある。

電子手形サービスについては、手形法上の手形ではなく、指名債権として構成されているが、同サービスが手形の電子化をイメージして提供されているものであるため、企業によっては、約款等によって定められたその手形的性格に着目し、顧問の税理士や会計士との相談の結果、勘定科目を買掛金や売掛金勘定ではなく、支払手形、受取手形、割引手形¹³⁷勘定等を用いて経理処理することもあった。また、金融機関においても、同様の観点及び審査対応上の問題¹³⁸等から、買入金銭債権ではなく、割引手形¹³⁹の勘定を用いることもあったとのことである¹⁴⁰。

この会計上の取扱いについて、電子債権法制に基づく電子債権については、従来の手形法に基づく手形債権や民法に基づく指名債権とは異なる第三類型となること、さらには前述のような税制上の取扱いについて

¹³⁷ 電子手形サービスについては、金融機関が電子手形を所持する企業から電子手形を譲り受けた場合には、約款により当該金融機関における手形割引に関する規定を準用する旨を定めており、企業からすると手形同様の偶発債務を負うことから、割引手形の勘定を利用する方が実態に即しているとの指摘もあった。

¹³⁸ 金融機関の場合、当座貸越、割引手形、手形貸付、証書貸付といった通常の与信形態の取扱いと、一括決済方式や債権の買取りのような与信形態の取扱いとは、別の規程や与信の決裁権限等を設定していることが多く、またシステム対応も異なるケースがあることから、今回の実証実験については、電子手形の手形的性格に着目して、手形同様の対応をしている。

¹³⁹ 割引手形の勘定を用いた理由としては、電子手形の割引は電子手形の割引依頼人への与信行為であり、割引依頼人に対する与信管理が発生すること、電子手形の不渡り時には、電子手形の割引を実行した金融機関に割引依頼人に対する買戻請求権が発生するよう契約していることから、その取引の実態効果が電子手形の発行者（振出人）に対する与信行為と考えられる買入金銭債権にするよりも適切であるとの意見もあった。

¹⁴⁰ 電子手形の割引について、「割引手形」という勘定に計上した場合において、手形に係る割引手形と電子手形に係る割引手形と混合し、第三者に誤解を与える可能性が想定されることから、貸借対照表上に例えば「割引手形には、電子手形の割引分 100 万円を含む。」といった注記を行うことも考えられるとの指摘があった。

指名債権や手形債権と異なる扱いが発生するおそれもあることなどから、例えば「電子債権（又は受取電子債権）」や「電子債務（又は支払電子債権）」などといった新たな勘定科目が必要となるのではないかとの指摘があったところである。

一方で、電子債権については、手形のように記載された支払金額の変動がなく、人的抗弁の切断されている権利として成立する場合や、売掛金のように検品等の過程により金額が変更する可能性があり、抗弁が留められている権利として成立する場合など、多様な在り方が想定されることもあり、その在り方によって、現行の売掛金や買掛金、受取手形や支払手形といった科目を利用することでも差し支えないのではないかといった意見や各パターンに該当する勘定科目を新たに創設して明確に区分する方が良いのではないかといった指摘もあった。

なお、この勘定科目の問題については、法人税申告書の勘定科目内訳明細書などの様々な書類様式のほか、既に幅広く利用されている会計ソフト等にも影響を与えるものであることから、その税制上の取扱い等も勘案しつつ、関係団体等との協議の上で判断することが求められるものと思われる。

(3) 時効に関する論点

手形については、手形法第 70 条¹⁴¹により、手形債権についての短期消滅時効が規定されており、商法で定められた商事債権の時効期間 5 年よりも短い 3 年と定められている。一方で、電子手形については、手形法上の手形ではなく、民法上の指名債権であるとされているため、手形の短期消滅時効は適用されないと考えられるが、その点の明確化が必要ではないかとの意見もあった¹⁴²。

この点、電子債権が創設され、その時効期間が法制で定められない場合には、例えば電子債権が手形の代替的な機能を果たせるとすると、電子債権についても時効をどのように取扱いするのが不明瞭となるおそれがあるのではないかとの指摘があった。その一方で、電子債権については売掛金のような利用方法や手形のような利用方法、さらには貸出への利用なども考えられるとすると、一律の時効を定めることは不適切なのではないかとの指摘もあったことから、その時効については電子債権の在り方も勘案の上で検討されるべきだと思われる。

¹⁴¹ 手形法第 70 条第 1 項：引受人ニ対スル為替手形上ノ請求権ハ満期ノ日ヨリ三年ヲ以テ時効ニ罹ル

¹⁴² 短期時効が規定されない限り、商事債権の時効期間 5 年が適用されることになるのではないかとの指摘もあった。

(4) 国・地方公共団体による支払への活用に関する論点

本実証実験を通じて、企業からのニーズとして大きかったのは、企業間での支払における電子的な債権の活用と合わせて、国や地方公共団体の支払についても金融機関で早期資金化が実現できる、電子手形のようなスキームを利用できないかというものであった。

しかしながら、そのようなニーズがある一方で、この点については、国の支出については会計法において、都道府県や市町村等の普通地方公共団体の支出については地方自治法においてそれぞれ定められており、現行法制下において手形法における手形についても支出方法として認められていないことから、電子的なものであっても困難ではないかとの意見や、そもそも国や地方公共団体の支払については、債権債務金額が確定すれば速やかに支払手続に移行するため、手形のように支払額が確定しているにも関わらず現金化に日数を要するような支払手段は必要ないのではないかとの指摘もあった。

この点について整理するために、契約から決済までの一連の流れについて、契約（受注） 納品 検収 決済という形を想定すると、それぞれの段階における債権債務の関係は、一般的には次のような状況になっていると思われる。

まず の段階では、受注企業にとっては受注内容を実施すれば、発注企業から支払を受けられるという期待があるに過ぎず、まだ金銭債権は実務的には発生していないものと思われる¹⁴³。

次に の段階になると、受注業者は納品をしているので、債権債務関係は発生しているものと思われるが、納品された内容が発注した内容と一致しているかどうか不明であるため、債権債務の金額が確定

¹⁴³ ただし、金銭債権が発生していない段階においても、将来債権譲渡などの取扱いにより、金融主体がファイナンスを行うことはある。

しているわけではないとされている¹⁴⁴。

さらに進んで、 の検収段階になると、発注業者（債務者）が納品された内容を確認することになるので、基本的にはこの段階において債権者・債務者間の双方において債権債務金額の一致が見られることになるものと思われる¹⁴⁵。

このように債権債務金額が一致すると、 決済として請求・支払手続に入ることになるが、支払方法については銀行口座振込や小切手・手形による支払などが考えられる。この点について、手形の場合であれば、支払期日が数ヶ月先となっていることがあるので、債権者はその間の資金繰りのために、金融機関へ割引に持ち込んだり、自社の取引先への支払のために回し手形として用いたりすることがある。

前述の意見については、今回の実証実験となった電子手形サービスはまさしく 決済の段階における手形の代わりを想定したものであり、そもそも国や地方公共団体が 決済の段階で手形ではなく、現金等で支払っていることを勘案すると、国や地方公共団体の支払方法に電子手形サービスのようなスキームを導入することは、特に必要ないのではないかというものである。

また、民間企業同士の取引の場合には、 納品の段階で債権債務関係が発生してから、 決済の手続に入るまでの間に、検収や締め日、さらには決済条件の関係で長期間を要するケースもあることが指摘されているが¹⁴⁶、国や地方公共団体の場合には、 納品から 決済まで

¹⁴⁴ 例えば、不良品の発見による数量の変更や事後の単価調整等によって、債権債務金額が変更することが考えられる。

¹⁴⁵ 検収の結果、金額が変更されることは実務的には頻繁に発生しており、何度か納品・検収作業が繰り返されることもある。

¹⁴⁶ 例えば、受注企業が4月末日に納品したが、発注企業の締め日が月末締、決済条件が90日後現金振込であった場合には、検収が納品してから10日後に行われると、実際に口座に

の間についても比較的短期間のことが多いとのことである。

一方で、国や地方公共団体と契約した取引を活用して、金融機関等で簡便に早期資金化できないかとのニーズもあり（つまり受注した段階で契約金額が分かっているので、国や地方公共団体という債務者の信用力を活用して、契約の段階から早期資金化したいとのこと）この点については、現行法制下では困難なものの、電子債権法制やその他国や地方公共団体の支出に関する法制が整備されるのであれば、例えば、債権者（この場合は受注企業）が電子債権の登録を行い、譲渡の簡便性や法的安定性のみを活用して、債務者の承諾の得られていない債権（金額の変更等のリスクのある債権）について金融主体宛の担保に活用するなどしてファイナンスを受けやすくなることは考えられるのではないかと指摘もあった¹⁴⁷。

資金が振り込まれるのは8月末となり、約4ヵ月もの期間がかかることとなる。

¹⁴⁷ このような指摘がある一方で、そもそも債務者の承諾の得られていない電子債権が認められるかどうかも含めて検討することが必要であるといった指摘もあった。

第 章 終わりに

本調査研究事業では、現行法に基づき民間の創意工夫により試みられている債権の電子的取扱いに関する実態調査を通じて、電子債権の必要性をあらためて確認するとともに、電子債権に期待される要件について一定の整理を行った。併せて、電子債権の活用に当たり、電子債権法制の整備に加えて必要になると思われる実務上の課題についても調査、整理したところである。

今回の調査では、法的安定性の高さ等を要因として手形が企業間信用や金融機関からのファイナンスを受ける場合において非常に有用と考えられ、多くの企業で利用されている一方で、経済活動のIT化が進む中において「紙」であることによる事務負担やコストの大きさが問題視されていること、さらにその問題を解消すべく登場している手形レス商品も指名債権であることに由来して発生する課題があり、手形の完全な代替手段としては不十分な面があると企業が感じていることなどが明らかになった。

また、ほとんどの企業においてインターネット環境が整ってきているとの結果が出ており、金融機関においても、電子的な情報管理が浸透している実態が明らかになっていることから、今後、ますます、ITを活用した商取引や金融取引が進んでいくものと考えられる。

このように今後更なる拡がりが見込まれるIT社会を支える法制度も、それに合わせて紙を前提としたものから電子データを前提としたものへと移行していくべきものと考えられる。その際、手形の有する便利な機能を維持するとともに、債権の発生・譲渡・消滅が電子的に完結できるような法制（電子債権法制）を創設することが望まれる。

新たな経済・金融のインフラである電子債権が拡がりを見せることにより、商取引や金融取引が今以上に効率的かつ安価に行われるのではないかと考えられる。

(以上)

【参考資料篇】

- 1 . アンケート調査票
- 2 . 電子債権委員会・研究会等委員名簿
 - 電子債権委員会
 - 電子債権研究会
 - 事務ワーキング・グループ
 - リスク管理ワーキング・グループ
 - 審査ワーキング・グループ
 - 営業ワーキング・グループ

1. アンケート調査票

本調査事業において、平成 17 年 1 月から 2 月にかけて実施したアンケートで用いた調査票は、次頁以降のとおりである。

なお、アンケート調査の概要は 27 頁に、調査結果の概要については第 4 章「ヒアリング及びアンケート調査結果の概要」において記載されている。

平成 16 年度債権の電子的取扱いに関する調査研究アンケート票

1. 貴社の概要について

問 1. 御社の組織形態について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

1 株式会社	2 有限会社	3 合名・合資・相互会社	4 その他()
--------	--------	--------------	----------

問 2. 御社の資本金について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

1 100 万円未満	2 100 万以上 200 万円未満	3 200 万以上 500 万円未満
4 500 万以上 1000 万円未満	5 1000 万以上 3000 万円未満	6 3000 万以上 5000 万円未満
7 5000 万以上 1 億円未満	8 1 億以上 3 億円未満	9 3 億以上 10 億円未満
10 10 億以上 50 億円未満	11 50 億円以上	

問 3. 御社の設立年について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

1 1950(S25)年以前	2 1950(S25)~1959(S34)年
3 1960(S35)~1969(S44)年	4 1970(S45)~1979(S54)年
5 1980(S55)~1989(H1)年	6 1990(H2)~1999(H11)年
7 2000(H12)年~	

問 4. 御社の従業員数 (平成 16 年 12 月現在) について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

1 1~4 人	2 5~9 人	3 10~19 人	4 20~29 人
5 30~49 人	6 50~99 人	7 100~299 人	8 300 人以上

従業員とは御社に所属して働いている全ての人をいいます(パート等含む)。御社で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣され、御社から賃金・給与を支給されていない人は従業員に含めないで下さい。

問 5. 御社の会社所在地について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

南部地域	1 那覇市	2 浦添市	3 豊見城市	4 糸満市	5 西原町	6 南風原町
	7 与那原町	8 東風平町	9 佐敷町	10 大里村	11 具志頭村	12 知念村
	13 玉城村					
中部地域	14 沖縄市	15 宜野湾市	16 具志川市	17 石川市	18 北谷町	19 嘉手納町
	20 与那城町	21 勝連町	22 中城村	23 北中城村	24 読谷村	
北部地域	25 名護市	26 金武町	27 恩納村	28 本部町	29 宜野座村	30 今帰仁村
	31 大宜味村	32 東村	33 国頭村			
離島地域	34 久米島町	35 渡嘉敷村	36 座間味村	37 粟国村	38 渡名喜村	39 南大東村
	40 北大東村	41 伊江村	42 伊是名村	43 伊平屋村	44 平良市	45 城辺町
	46 下地町	47 上野村	48 伊良部町	49 多良間村	50 石垣市	51 竹富町
	52 与那国町					

問 6. 御社の業種について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。サービス業を選択した方はその事業内容(例:印刷業)も記入下さい。

1 農林・漁業	2 鉱業	3 建設業	4 製造業	5 電気・ガス・熱供給・水道業
6 情報通信業	7 運輸業	8 卸・小売業	9 金融・保険業	10 不動産業
11 飲食・宿泊業	12 医療・福祉	13 教育・学習支援業		
14 サービス業(事業内容:) 15 その他()

問 7 . 御社の直近の年間売上について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| 1 3000万円未満 | 2 3000万以上1億円未満 | 3 1億以上5億円未満 |
| 4 5億以上10億円未満 | 5 10億以上50億円未満 | 6 50億以上100億円未満 |
| 7 100億円以上 | | |

問 8 . 御社が決済手段として利用しているものをすべて選びチェックをつけて下さい。

- | | | |
|--------------------|--------|---------------|
| 1 現金授受・口座決済(銀行振込等) | 2 手形決済 | 3 一括決済方式による決済 |
| 4 その他() | | |

一括決済方式：従来は手形を授受していた親企業と下請企業間に金融会社が入って3者間で契約を結ぶことにより、企業間信用(売掛債権)の現金化や流動化を可能とするサービス。

問 9 . (現在「手形決済」を利用していない方のみお答え下さい。) 御社はこれまでに手形取引を利用したことがありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 1 利用していたが、今は利用していない | 2 利用したこともないし、今後も利用する予定はない |
| 3 利用したことはないが、興味はある | |

問 10 . 手形を利用していない主な理由について、該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 企業倒産の増加による信用取引リスクの高まり | 2 印紙税の負担 |
| 3 手数料の負担 | 4 手形の保管・運搬にかかるコストの負担 |
| 5 手形の盗難、紛失リスクの存在 | 6 経営方針として現金決済を重要視している |
| 7 必要性を感じていない | 8 不渡り時の取引停止処分の存在 |
| 9 その他() | 10 特になし |

2 . 商業手形について(問 8 で「2 手形決済」を利用していると答えた方のみ記入下さい。)

問 11 . 御社の手形取引の内容について該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 支払手形が主である | 2 受取手形が主である | 3 両方同等である |
|-------------|-------------|-----------|

問 12 . 手形取引の扱ひ量(件数や金額)に変化はありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 年々増えている | 3 年々減っている(問 12-1 もお答え下さい) |
| 2 あまり変化はない | |

問 12-1 . 手形取引が年々減っている主な理由について、該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 企業倒産の増加による信用取引リスクの高まり | 2 印紙税の負担 |
| 3 手数料の負担 | 4 手形の保管・運搬にかかるコストの負担 |
| 5 手形の盗難、紛失リスクの存在 | 6 経営方針として現金決済を重要視している |
| 7 必要性を感じていない | 8 不渡り時の取引停止処分の存在 |
| 9 その他() | 10 特になし |

問 13 へ進む

問 13 . 受取手形を裏書譲渡することがありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。また、裏書する手形の割合（受取手形に対して）はどれくらいあるか記入下さい。

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 1 ある | 受取手形のうち「裏書」する手形の割合はどれくらいですか。() (%) |
| 2 ない | |

問 14 . 金融機関等で手形割引を利用していますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | |
|------------------------------|
| 1 はい (問 14-1 の質問にもご回答下さい。) |
| 2 いいえ |

問 14-1 . 手形割引を利用している方は、下記にご回答下さい。

受取手形のうち「割引」する割合はどれくらいですか。おおよその数字を記入して下さい。
() (%)

手形割引は主にどこで行っていますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| 1 銀行・信用金庫・農協等 | 2 ノンバンク | 3 両方同じくらい |
|---------------|---------|-----------|

金融機関等の行う手形割引について該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 割引料が高い | 2 金融機関に手形を持ち込むのが手間である |
| 3 金融機関の審査に時間がかかる | 4 特に問題はない |
| 5 その他 () | |

問 15 . 手形を利用する上で便利だと感じている点がありますか。該当するものすべてにチェックをつけて下さい

【支払側】

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 権利関係が明確であり、手形の保有者に支払えばよいので二重支払のリスクがない | |
| 2 取引先に自社の信用力を利用させられる | 3 紙なので管理しやすい |
| 4 記載事項が定型化されているため扱いやすい | 5 従来から利用しているため、取扱いに慣れている |
| 6 その他 () | 7 特になし |

【受取側】

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1 割引等により比較的簡単に資金調達できる | 2 裏書して別の支払に利用することができる |
| 3 優良企業の手形を持っていることで自社の信用力の向上が可能 | 4 権利関係が明確 |
| 5 発行者だけではなく裏書人に遡求できる | 6 簡易な訴訟（手形訴訟）で金銭を請求できる |
| 7 紙なので管理が簡便 | 8 従来から利用しているため、取扱いに慣れている |
| 9 支払先に依頼して分割で受取ることが可能 | 10 その他 () |
| 11 特になし | |

問 16 . 手形を利用する上で不便だと感じている点がありますか。該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

【支払側】

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 印紙税がかかる | 2 発行枚数が多いと、手形の発行事務の負担が大きい |
| 3 紛失や盗難のリスクがある | 4 郵送など運搬のコストがかかる |
| 5 遠隔地の取引先の場合、手形の授受に日数がかかるため、タイムリーな支払ができない | |
| 6 いったん手形を発行してしまうと、その金額を支払う必要性が発生してしまう。 | |
| 7 その他 () | 8 特になし |

【受取側】

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1 受取枚数が多いと、手形の管理事務の負担が大きい | 2 紛失や盗難のリスクがある |
| 3 受取った手形を必要に応じて分割することができない | 4 紛失した場合などの公示催告手続が繁雑 |
| 5 遠隔地の取引先の場合、手形の授受に日数がかかる | 6 郵送など運搬のコストがかかる |
| 7 その他 () | 8 特になし |

3 . 一括決済サービスについて (問 8 で「3 一括決済方式による決済」を利用していると答えた方のみ記入下さい。)

問 17 . 御社が利用している一括決済サービスの内容について該当するもの一つを選びチェックをつけて下さい。

- | | |
|------------|------------|
| 1 支払いが主である | 2 受取りが主である |
|------------|------------|

問 18 . 一括決済サービスによる決済のメリットについて該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | | |
|---|-----------------------|--------|
| 1 手形発行・管理事務負担の軽減 | 2 手形に比べて印紙税分のコスト削減が可能 | |
| 3 手形と同様に売掛金を早期回収できる | 4 比較的低金利での借入が可能 | |
| 5 割引事務の効率化 (手形の金融機関への持ち込みや手形内容の台帳への記帳手間を削減) | | |
| 6 手形のような紛失等のリスクがない | 7 その他 () | 8 特になし |

問 19 . 一括決済サービス利用上の課題について該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | |
|---|
| 1 二重譲渡・二重払いのリスクがある |
| 2 譲渡に関する先行登記の確認事務が繁雑 |
| 3 手形支払の先と一括決済方式による支払の先があり、事務の二重管理が発生してしまう |
| 4 取引金融機関に限られる (従来の金融機関との取引が制限される) |
| 5 手形と異なり取引先毎に様式や仕組みが異なるため管理が繁雑 |
| 6 その他 () |
| 7 特になし |

4. 売掛債権の利活用等について

問 20. 御社は取引先への支払いについて債権の譲渡を制限する債権譲渡禁止特約 をつけていますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

債権譲渡禁止特約：売買契約書において「買い手の承諾を得なければ、売掛債権を第三者に譲渡することができない」という条項を盛り込むことにより、自社に対する売掛債権が無断で譲渡されないようにするための特約。

- 1 つけている (問 20-1 もお答え下さい。)
2 つけていない

問 20-1. 譲渡禁止特約をつけている理由は何ですか。該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- 1 譲渡されると本当の支払相手が誰かわからなくなるため 2 面識のない買取者からの嫌がらせを避けたいから
3 自社の債権と相殺できるようにしておくため 4 取引に問題があったときの対抗のため
5 支払先確認や変更事務等の手間を増やしたくないから 6 供託により二重払いリスクを回避しやすいから
7 取引先が困っているなら支払条件の相談に応じればよいから
8 その他 () 9 特になし

問 21. 御社の保有している債権で、譲渡禁止特約を付けられているものがありますか。また、譲渡禁止特約が付されていることで不便はありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- 1 譲渡禁止特約が付されている債権が多く不便である 2 譲渡禁止特約が付されている債権が多いが不便ではない
3 譲渡禁止特約が付されている債権は少ないが不便である 4 譲渡禁止特約が付されている債権は少なく不便はない
5 譲渡禁止特約は付されておらず不便はない

問 22. 御社は売掛債権の売却や証券化、売掛金を担保にした融資などによる資金調達を行ったことがありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- 1 はい (問 22-1 もお答え下さい。)
2 いいえ

問 22-1. 売掛債権を活用した資金調達を実行するにあたって課題と感じたことは何ですか。該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- 1 売掛金を裏付けとした資金調達が一般的ではないため、資金繰りが危ないという風評被害が発生する
2 譲渡禁止特約の解除の手续が困難 3 手形割引に比べて、資金化できる金額が少ない
4 手形割引に比べて借入事務手续が煩雑 5 調達コストが大きい
6 その他 () 7 特になし

次頁「5. 情報化・電子化について」へ進む

問 23. 過去、売掛債権の売却や証券化、売掛金を担保にした融資などによる資金調達を検討したことがありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- 1 検討したことがある 2 検討したことはないが興味はある 3 検討したことはないし興味もない

問 24. 売掛債権を活用した資金調達を実行していない主な理由は何ですか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- 1 特に必要を感じていない 2 事務手続きが煩雑そうだから 3 債権譲渡禁止特約の存在
4 業績悪化の風評が立つ 5 内容がよくわからない
6 その他 () 7 特になし

5. 情報化・電子化について

問 25. 御社の社内情報化について該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1 社内に LAN が施設され情報共有が行われている | 2 インターネットに接続して情報の受発信ができる |
| 3 他社とのデータ交換 (EDI 等) を実現している | 4 情報化の取組みはこれからである |
| 5 特に必要性を感じていない | 6 その他 () |

問 26. 資金の支払手段として銀行のファーム・バンキングやインターネット・バンキングなどの電子的な手段を利用していますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 利用している | 2 利用していない |
|----------|-----------|

問 27. インターネット上で商品やサービスの売買など「電子商取引」を実施したことがありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 ある (継続的に実施) | 2 ない (問 29 に進んで下さい。) |
| 3 ある (数回だけ実施) | |

問 28. 電子商取引をする場合に、どのような決済方法を利用されていますか。該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | | |
|------------------|------------|-----------|
| 1 現金 (直接授受・書留郵便) | 2 銀行振込 | 3 商業手形 |
| 4 インターネット・バンキング | 5 クレジットカード | 6 その他 () |

6. 電子手形サービスについて

問 29 以降の質問は同封資料の「電子手形サービスの概要について」をご覧ください。

問 29. 電子手形サービスに関心がありますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 関心がない | 2 関心がある (問 29-1 もお答え下さい。) |
| 3 どちらとも言えない | |

問 29-1. 電子手形サービスに関心をもった主な理由は何ですか。該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | |
|------------------------------------|
| 1 商業手形の代替利用によりコスト削減が期待できる |
| 2 売掛金の早期回収ができる |
| 3 電子債権を担保とする資金調達など資金調達方法の多様化が図れる |
| 4 口座振込の代替利用による利便性向上が図れる |
| 5 債権・債務のパソコンによる電子的な管理による事務の効率化が図れる |
| 6 電子商取引の決済手段に利用できそう |
| 7 その他 () |
| 8 特になし |

問 30 へ進む

問 30 . (問 29 で「1 関心がない」「3 どちらとも言えない」と回答した方のみ) 電子手形サービスに関心がない主な理由について該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 手形取引の実感がなく不安である | 2 パソコンが壊れたり通信回線が不通時の代替手段がない |
| 3 データの改ざん・漏洩等、セキュリティーが心配である | 4 パソコンやインターネットに不慣れで操作ミスが怖い |
| 5 監査時や税務上の処理方法がわからない | 6 従来の手形と電子手形の二重管理が発生し面倒である |
| 7 取引相手の素性がわからないと不安である | 8 特に必要性を感じない |
| 9 その他() | 10 特になし |

問 31 . 売掛金や手形の有する課題を解決する「電子手形サービス」のような新たな金融サービスに対する企業の利用ニーズはどれくらいあると思いますか。該当するものを一つ選びチェックをつけて下さい。

- | | | |
|-----------------|-------------------|-----------------|
| 1 大半の企業が利用すると思う | 2 そこそこの企業が利用すると思う | 3 それほど利用されないと思う |
| 4 わからない | 5 その他() | |

問 32 . 問 31 の回答について、その選択理由を教えてください。

問 33 . 今後、売掛金や手形の有する課題を解決する「電子手形サービス」のような新たな金融サービスを企業に普及させるために重要と思われる項目について該当するものすべてにチェックをつけて下さい。

- | | | |
|-------------------|-----------------------------|------------------------|
| 1 法整備による利用者保護 | 2 システムの使い勝手の向上(会計システムとの連携等) | |
| 3 サービスの告知・啓蒙活動 | 4 税制上の優遇措置 | 5 セキュリティーの強化 |
| 6 参加金融機関の拡大 | 7 登録情報や参加企業の与信を信頼できる機関が管理する | |
| 8 全国で利用できること | 9 安価な手数料の設定 | 10 どのような企業でも利用できるようにする |
| 11 参加企業の資格を設け選別する | 12 その他() | |
| 13 特になし | | |

問 34 . その他、本アンケート調査に関する質問やご要望等、ご自由にコメント下さい。

アンケートにご回答いただきありがとうございました。最後に差し支えなければ、貴社名、担当者名、および電話番号をご記入頂けますでしょうか。後ほどご回答内容の確認のため、お電話申し上げることがあるかもしれませんので、ご了承いただければ幸いです。

貴社名 : _____

担当者名 : _____

電話番号 : (_____) _____

これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

2. 電子債権委員会・研究会等委員名簿

(敬称略)

電子債権委員会

根路銘 勇	沖縄銀行取締役総合企画部長
金城 棟啓	琉球銀行執行役員総合企画部長
豊浜 清	沖縄海邦銀行取締役総合企画部長
島袋 隆司	コザ信用金庫理事兼企画部長
大槻 治彦	商工組合中央金庫那覇支店長(平成17年3月10日まで)
今村 真二	商工組合中央金庫那覇支店長(平成17年3月10日より)
高橋 秀充	信金中央金庫総合企画部IT戦略室長
安仁屋政喬	沖縄県商工会議所連合会事務局長
仲尾 清和	沖縄県商工会連合会事務局長
名嘉 正治	沖縄県中小企業団体中央会事務局長

オブザーバー

比嘉 満	沖縄総合事務局経済産業部産業課課長補佐
小渡 勲	沖縄総合事務局経済産業部産業課産業政策係長
垣花 芳枝	沖縄県商工労働部情報産業振興課金融班主幹
玉城 恒美	沖縄県商工労働部情報産業振興課主査

電子債権研究会

西平 典明	沖縄銀行総合企画部副部長
川上 康	琉球銀行総合企画部次長兼企画課長兼地域貢献室長
瀬名波栄輝	沖縄海邦銀行総合企画部経営企画担当調査役
大嶺 隆	コザ信用金庫企画部企画・経理・資金担当次長
加賀 美孝	商工組合中央金庫那覇支店次長
高橋 秀充	信金中央金庫総合企画部IT戦略室長

事務ワーキング・グループ

鎌田 聰	沖縄銀行事務統括部事務企画 G 部長代理
島袋 彰	琉球銀行事務統括部事務企画課課長
宇江城昌豊	沖縄海邦銀行事務統括部事務管理担当調査役
新垣 健	コザ信用金庫事務部事務集中担当主任調査役
加賀 美孝	商工組合中央金庫那覇支店次長
佐藤 真哉	信金中央金庫総合企画部 I T 戦略室

リスク管理ワーキング・グループ

城間 良則	沖縄銀行総合企画部リスク管理 G 上席調査役
宜保 諭	琉球銀行リスク管理部次長
福地 正也	沖縄海邦銀行総合企画部リスク管理・法務担当調査役
平良 和光	コザ信用金庫コンプライアンス室上席業務役
加賀 美孝	商工組合中央金庫那覇支店次長
小川 誠人	信金中央金庫総合企画部 I T 戦略室調査役

審査ワーキング・グループ

山城 斉一	沖縄銀行審査部融資企画 G
嘉数 定義	琉球銀行審査部審査企画課調査役
高良 彦行	沖縄海邦銀行審査第一部審査企画担当
荻堂 盛弘	コザ信用金庫融資部審査担当主任審査役
加賀 美孝	商工組合中央金庫那覇支店次長
小川 誠人	信金中央金庫総合企画部 I T 戦略室調査役

営業ワーキング・グループ

當真	一男	沖縄銀行営業統括部営業支援G 上席推進役
下地	秀典	琉球銀行営業統括部営業企画課調査役
銘苅	徳人	沖縄海邦銀行営業推進部調査役
喜納	良嗣	コザ信用金庫営業推進部調査役
加賀	美孝	商工組合中央金庫那覇支店次長
石田	尚康	信金中央金庫総合企画部IT戦略室

(以上)